

結城市都市計画マスタープラン

改定版

平成29年6月
茨城県 結城市



ごあいさつ



結城市では、土地利用の適正な誘導や、道路・公園・下水道等都市基盤の整備、山林や河川等の豊かな自然環境や農地の保全、さらに良好な景観の形成等、都市計画に関する基本的方針として平成 15 年に策定した結城市都市計画マスタープランに基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかし、策定から十余年が経過し、少子高齢化の進展による人口減少、予期せぬ自然災害の発生、整備されたインフラの老朽化等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しており、新たな課題等に対応する必要性が生じてきております。

そのような状況の変化に対応するため、現行プランとの継続性や、本市の上位計画であります「結城市第 5 次総合計画後期基本計画」等との関連を考慮しつつ、今般、都市計画マスタープランを改定することといたしました。

このプランに基づき、将来にわたって誰もが安心して快適に暮らすことができる都市づくりを、市民と行政との協働により進めていきたいと考えております。

結びに、本プランの改定にあたり、地区別懇談会やパブリックコメントにおいて貴重なご意見やご提案をいただきました皆様をはじめ、関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます、ごあいさつといたします。

平成 29 年 6 月

結城市長 前場 文夫

目 次

第Ⅰ部 序 論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の役割	3
4 計画の対象範囲	3
5 計画の目標年次	3
6 計画の構成	4
7 改定体制	5
第2章 現状と課題	6
1 結城市の現状	6
2 結城市の都市づくりの課題	22
第Ⅱ部 全体構想	31
第1章 都市づくりの基本目標	32
1 都市づくりの基本理念と将来都市像	32
2 将来の人口・土地需要の見通し	33
3 将来の都市空間構造	36
第2章 テーマ別の都市づくりの方針	42
1 土地利用の配置・形成の方針	43
2 道路・交通ネットワークの形成方針	53
3 水と緑のまちづくり方針	64
4 景観まちづくりの方針	72
5 防災まちづくりの方針	77
6 河川・供給処理施設の整備方針	82
7 公共公益施設の整備方針	86
8 市民協働のまちづくりの方針	90

第Ⅲ部	地域別構想	93
第1章	地域別構想の考え方	94
1	地区区分について	94
2	構想の内部構成について	95
第2章	地区毎のまちづくり構想	96
1	結城北部地区	96
2	結城南部地区	111
3	結城西部地区	124
4	結城東部地区	135
5	江川地区	144
6	上山川・山川地区	154
第Ⅳ部	実現のための方針	165
第1章	実現のための方針の考え方	166
第2章	行政が進める都市づくり	168
第3章	市民が考える身近なまちづくり	169
第4章	実現化に向けての今後の課題	170
資料編		173
1	改定経緯等	174
2	結城市都市計画マスタープラン改定委員会設置要項	175
3	結城市都市計画マスタープラン改定委員会名簿	177

第Ⅰ部 序論

第1章 計画の策定にあたって 2

- 1 計画の目的 2
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の役割 3
- 4 計画の対象範囲 3
- 5 計画の目標年次 3
- 6 計画の構成 4
- 7 改定体制 5

第2章 現状と課題 6

- 1 結城市の現状 6
- 2 結城市の都市づくりの課題 22

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

結城市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、結城市における都市計画を総合的かつ計画的に実施するため、住民意向等を反映しながら、平成15年3月に策定しました。

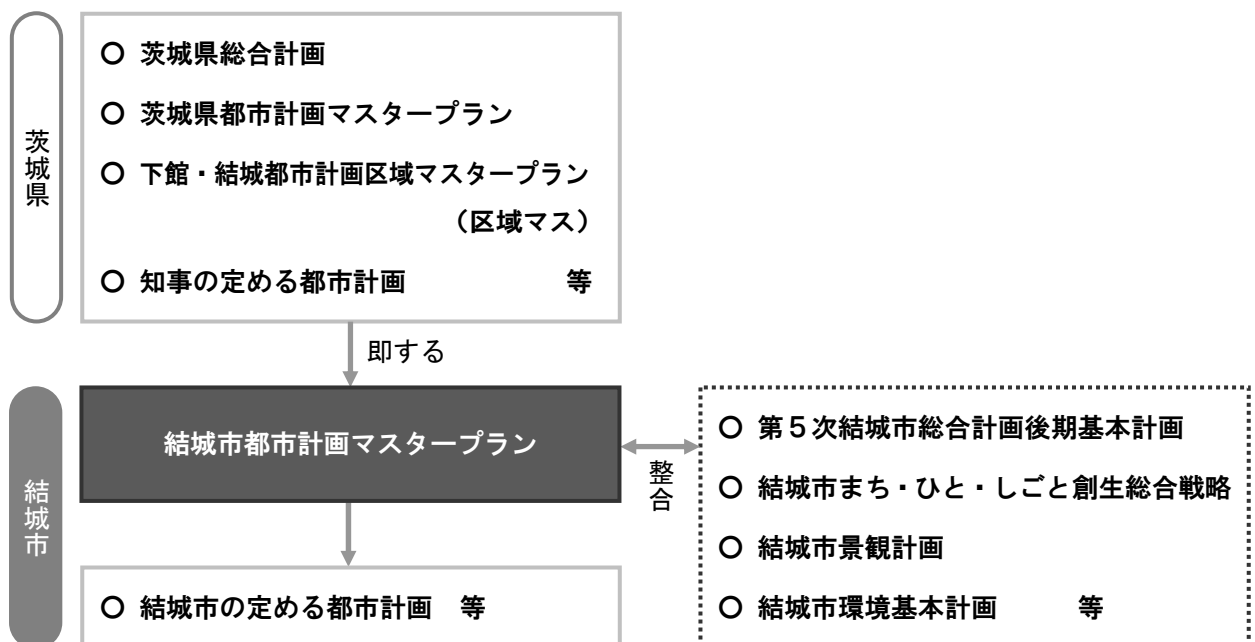
その後、十余年が経過し、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、大規模災害の発生など、本市をとりまく社会経済情勢が大きく変化したことから、本市が将来にわたって持続可能で活力ある地域づくりを進められるよう、現行計画との継続性を考慮しつつ、新たにマスタープランを改定することとなりました。

改定にあたっては、平成28年3月に策定された「第5次結城市総合計画後期基本計画」や、平成26年12月に検証を行った「茨城県都市計画マスタープラン」、平成28年5月に告示された「下館・結城都市計画区域マスタープラン（区域マス）」等の上位計画との整合を図りつつ、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定検討を視野に入れながら、結城市の将来のまちづくりの指針として、実効性のある計画としました。

2 計画の位置づけ

本計画は、茨城県都市計画マスタープランや下館・結城都市計画区域マスタープラン（区域マス）等に即して定めるとともに、結城市の上位計画である第5次結城市総合計画後期基本計画や、関連する分野別計画との連携・整合を図りました。

■ 結城市都市計画マスタープランの位置付け



3 計画の役割

(1) 「都市計画」に関する総合的な指針

本計画は、『第5次結城市総合計画』の分野別計画として、都市計画に関する部分を補完・充実し、実現を図るための計画であり、“都市計画”に関する本市の諸計画・事業を誘導する総合的な指針です。

(2) 「都市計画」に関する各種計画策定等の指針

本計画は、“都市計画”に関する施策における、中長期的視点に立った事業計画及びその財政計画、また、各年度の予算編成、実施計画の策定の指針となります。

(3) 市民等に施策の方向性を明らかにし、規制・誘導の効果を導く指針

市内全域の都市計画は、市だけでなく、市民、事業者、市以外の行政各機関等の様々な主体によって担われるものです。

本計画は、市民等の様々なまちづくりに関わる行為等に対し、市の取り組み方、施策の方向、今後の進め方等を対外的に明らかにすることで、行政と各主体との協働作業をより円滑に推進するとともに、事実上の規制・誘導の効果を導く役割を担います。

4 計画の対象範囲

本計画で対象とする範囲は、結城市の行政区域全域（6,576ha）とします。

5 計画の目標年次

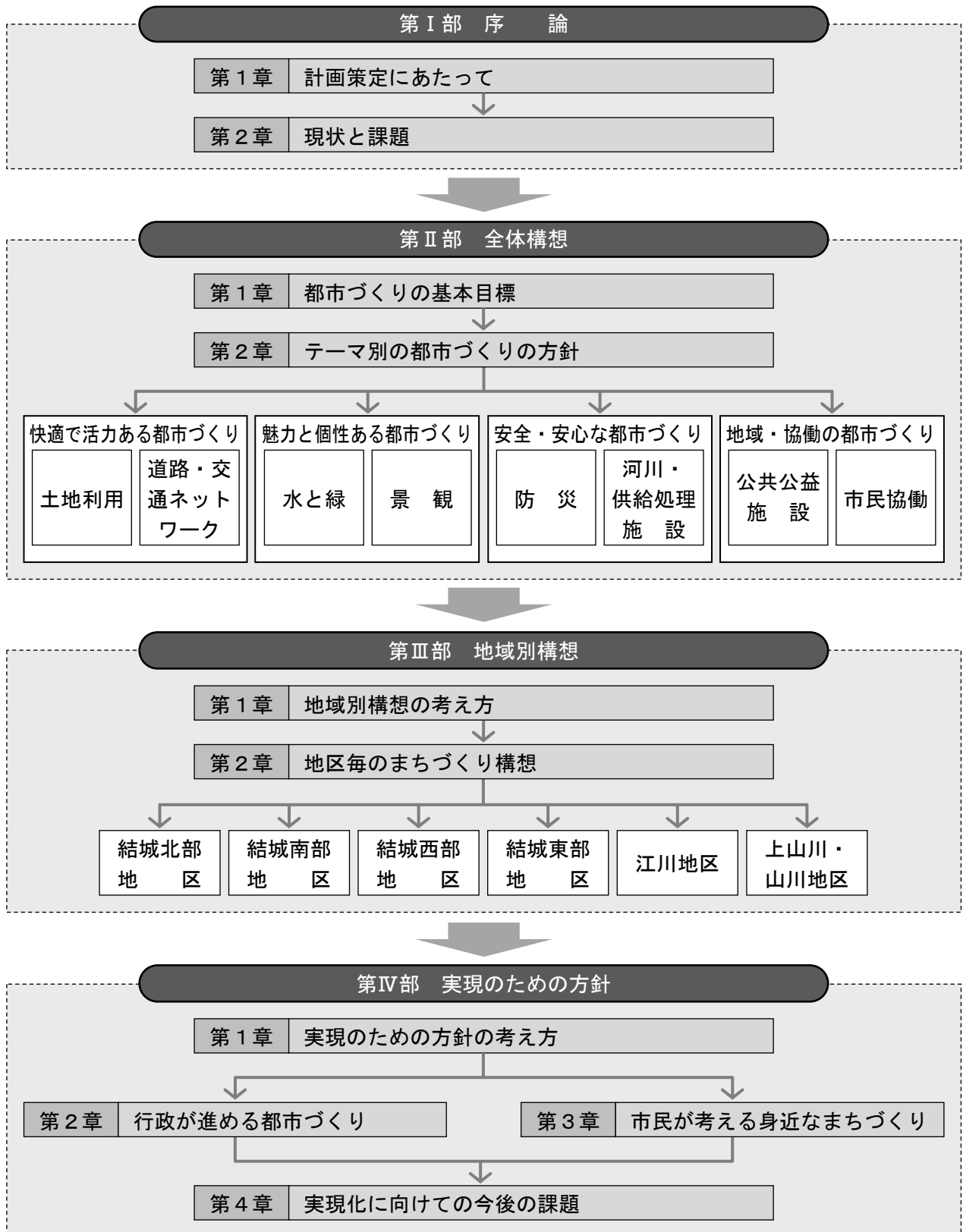
都市計画マスタープランは、概ね20年という長期的な視野をもって定められる「都市計画に関する基本的な方針」です。

平成15年3月に策定した結城市都市計画マスタープランでは、目標年次を平成32年（2020年）に設定し、本市のまちづくりを推進してきました。

ただし、今回の改定にあたっては、都市計画マスタープランの高度化版となる立地適正化計画の策定を見据えつつ、中期的な視野に立った計画とするため、新たに目標年次を平成37年（2025年）としました。

6 計画の構成

本計画は、「第Ⅰ部 序論」、「第Ⅱ部 全体構想」、「第Ⅲ部 地域別構想」、「第Ⅳ部 実現のための方針」で構成されます。



7 改定体制

本計画の改定にあたっては、計画の実効性を高めるため、次のような市民参加及び庁内体制により、市民や関係各課の意見を反映しながら改定作業を進めました。

結城市都市計画マスタープラン改定委員会

都市計画マスタープラン改定に向けた庁内調整を図る場として、結城市都市計画マスタープラン改定委員会及びワーキングチームを開催しました。

また、必要に応じて、委員会及びワーキングチームの合同会議を開催しました。

地区別懇談会

各地域におけるまちづくりの課題・問題点等の抽出や、将来構想の検討を行うため、まちづくりに関する地区別懇談会（6地区・各2回）を開催しました。

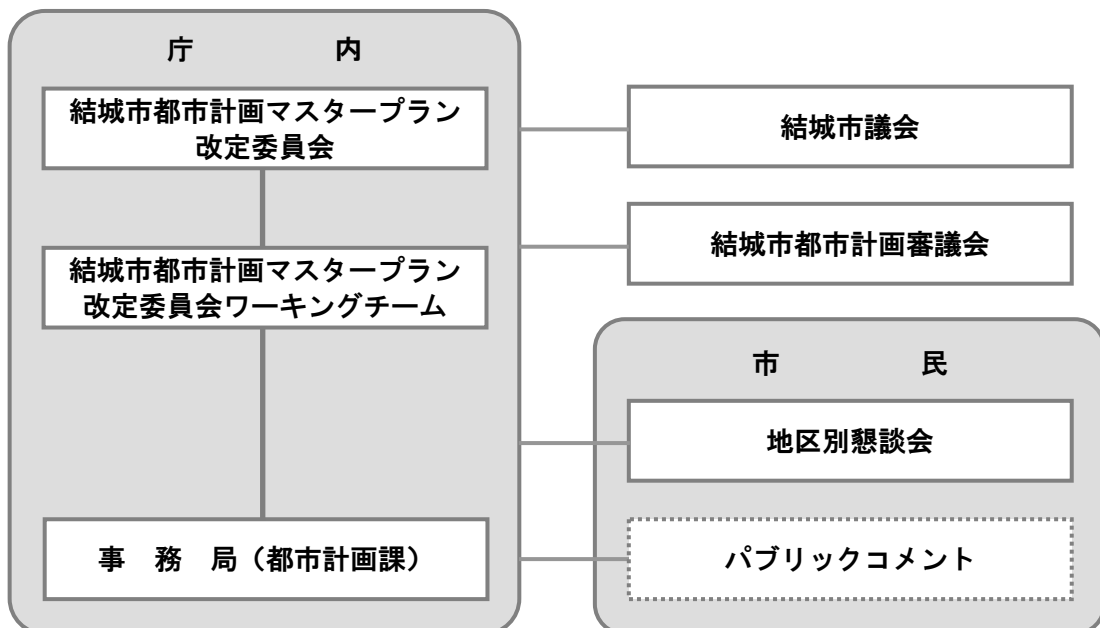
パブリックコメント

結城市都市計画マスタープラン（改定案）のパブリックコメントを実施し、市民からの意見の整理及び分析を行いました。

議会・都市計画審議会

都市計画マスタープランの改定にあたっては、市都市計画審議会への付議や、市議会への報告を行いました。

■ 改定体制



第2章 現状と課題

1 結城市の現状

本市をとりまく社会・経済情勢の変化に対応しつつ、広域的な位置づけ等を踏まえた計画とするため、結城市の現状として、「都市計画をとりまく社会情勢」と「地域における結城市の位置づけ」について整理しました。

1-1 結城市をとりまく状況

1) 都市計画をとりまく社会情勢

「都市計画をとりまく社会情勢」は、次の8つの視点から整理されます。

(1) 少子高齢化・人口減少社会の急速な進展

高齢者が生涯元気に知識や経験を活かして活躍できる社会の構築
若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくり
誰もが安心して医療・介護を受けられる環境づくり

(2) 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり

災害に強いまちづくりと地域が一体となった防災・防犯体制の構築
顔の見えるコミュニティづくり

(3) 地方分権・創生の推進・戦略的で個性的なまちづくり

組織的な政策形成能力の向上と、効果的・効率的な行政運営
多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細やかな行政サービス

(4) 社会経済情勢の変化と経済活動の広域化・グローバル化

既存の産業の活性化と、新たな地域産業の育成及び雇用の創出
広域化・グローバル化に対応した人材の育成

(5) 市民協働のまちづくりの進展

自治会・NPO法人・各種ボランティア団体等の自主的な活動への支援
市民と行政のそれぞれの役割の明確化と連携強化、協働のまちづくりの推進

(6) 市民のライフスタイルや価値観の多様化

社会構造の変化に応じた地域活動の支援によるコミュニティの再構築
ともに生き、ともに学び、ともに支え合う社会の形成

(7) 情報化社会の進展による市民生活の変化

情報通信を活用した行政サービスの充実
誰もが必要な情報を利用できる高度情報社会（ユビキタスネットワーク）の形成

(8) 持続可能な循環型地域社会の構築

環境負荷軽減のための技術革新やライフスタイルの変革
自然環境や農村環境の保全など、環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築

2) 地域における結城市の位置づけ

(1) 都市圏及び定住自立圏における位置づけ

本市は、小山市、筑西市とともに地域の中心となる都市圏を形成しています。

筑西地方拠点都市地域

地方拠点法に基づき、筑西市、桜川市と筑西地方拠点都市地域を形成しています。

都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進することで、地方定住の核となるような個性と活力ある地域づくりを推進しています。

小山地区定住自立圏

国が推進する定住自立圏構想に基づき、小山市、下野市、野木町とともに小山地区定住自立圏を形成しています。

構成市町が連携し、経済発展や定住環境を整備することで、人口の流出を防ぐとともに、圏域への新たな人の流れを創出することを目指します。

(2) 茨城県都市計画マスタープランにおける位置づけ

茨城県都市計画マスタープランでは、結城市が属する県西ゾーンの基本方針として、次のように位置づけられています。

活力ある産業拠点と日本を代表する農産物の大規模産地の形成

首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道などの整備効果を活かした流通・業務拠点の形成や、伝統的な地場産業を主とした産業の振興・活性化を図るとともに、高品質な青果物の安定供給とブランド化を推進し日本を代表する農産物の大規模産地の形成を目指します。

田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成

首都圏中央連絡自動車道、北関東自動車道、筑西幹線道路などの交通体系の整備とあわせ、東京圏との近接性向上を活かし、田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成を目指します。

自然、歴史・文化を活かした交流空間の形成

筑波山周辺の景観や、街並みなど歴史的資源、ロケ地など特色ある地域資源を活用し、首都圏の身近な交流空間の形成を目指します。

1-2 結城市の現状

1) 都市の地勢等

(1) 位置・特性

本市は関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置し、東は鬼怒川の清流をはさんで筑西市と、南は古河市、八千代町と隣接し、北西は西仁連川を隔てて栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっています。

東京から70km圏内にあり、東北自動車道を利用すると東京から約1時間20分、JRを利用すると東京駅から小山駅まで東北新幹線で約42分、上野東京ラインでは約1時間20分、水戸線に乗り換え、結城駅まで約8分です。

近年では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の五霞インターチェンジや筑西幹線道路の一部が開通するなど、本市と首都圏各地を結ぶ交通アクセス性が向上しています。

市域の北部は、城下町の町割りが残る数少ない市街地であり、市域の南部は農業地域になっています。

本市の地形はおおむね平坦で、関東ローム層に覆われており、利根川の支流である鬼怒川・田川と西仁連川の河川にはさまれた、常総台地の一つである「結城台地」と呼ばれる、海拔20～45メートルの比較的高くて緩やかな低稜傾斜地帯です。

農業地域は、鬼怒川流域で最も安定した肥沃な沖積層の水田地帯と、洪積層の畑地に分かれます。

古くから農業が盛んで、関東平野の中でも比較的安定した農業地域であり、米穀はもとより、首都圏の生鮮野菜供給地として、白菜・レタス・トマトなどの露地野菜等多くの農産物が生産されています。

■ 結城市の位置

□ 位置と地形

面積	65.76km ²
広がり	東西 6.0km 南北 13.0km
経緯度 (市役所)	北緯 36度18分 東経 139度52分
海拔 (市役所)	38.6m
市庁舎 所在地	結城市大字結城 1447番地

□ 位置図



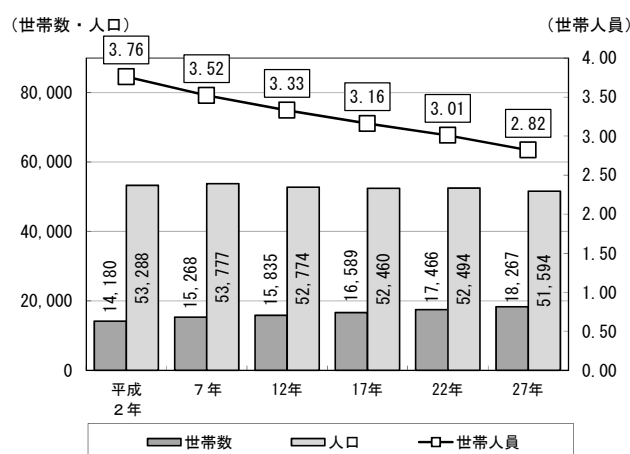
2) 人口構造

(1) 人口・世帯数

人口は平成7年をピークに減少傾向、世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向にあります。

本市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にある一方、近年では、世帯数は増加し、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。平成27年では、人口51,594人、世帯数18,267世帯、1世帯あたり人員2.82人となっています。

■ 結城市の人口・世帯数・世帯人員の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 人口動態

自然増減は減少傾向、社会増減はプラスに転じています。

人口動態の推移を見ると、平成26年では、自然増減は減少となっている一方、社会増減はプラスに転じているものの、総じて人口は減少しています。

また、平成17年以降、死亡数が出生数を上回っており、経年的に自然増減は減少傾向となっています。

■ 人口動態の推移

年別	自然増減			社会増減			増加人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成16年	490	463	27	1,966	2,035	▲69	▲42
17年	393	444	▲51	2,003	2,061	▲58	▲109
18年	427	508	▲81	2,008	2,102	▲94	▲175
19年	492	513	▲21	1,978	2,204	▲226	▲247
20年	470	529	▲59	2,172	2,011	161	102
21年	447	480	▲33	1,943	1,956	▲13	▲46
22年	427	546	▲119	1,807	1,977	▲170	▲289
23年	436	558	▲122	1,698	1,888	▲190	▲312
24年	401	563	▲162	1,794	1,846	▲52	▲214
25年	397	530	▲133	1,761	1,816	▲55	▲188
26年	405	540	▲135	1,850	1,840	10	▲125

資料:茨城県の人口(茨城県常住人口調査結果報告書)

(3) 年齢別人口

年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。

本市の年齢別人口構成の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口の割合が経年的に減少している一方、65歳以上の老年人口の割合が増加しています。

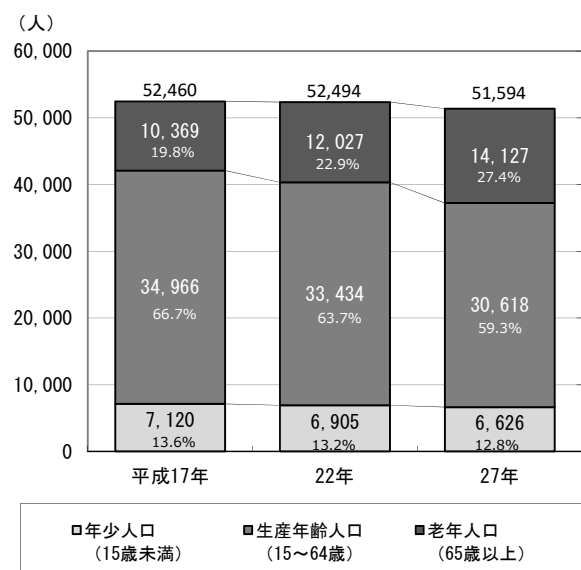
平成27年における年少人口は6,626人（12.8%）、生産年齢人口は30,618人（59.3%）、老年人口は14,127人（27.4%）となっています。

60歳代が最も多く、また、40歳代前半の世代も多くなっています。

年齢5歳階級男女別人口を見ると、男女ともに65～69歳、60～64歳が多くなっているほか、40～44歳も多くなっています。

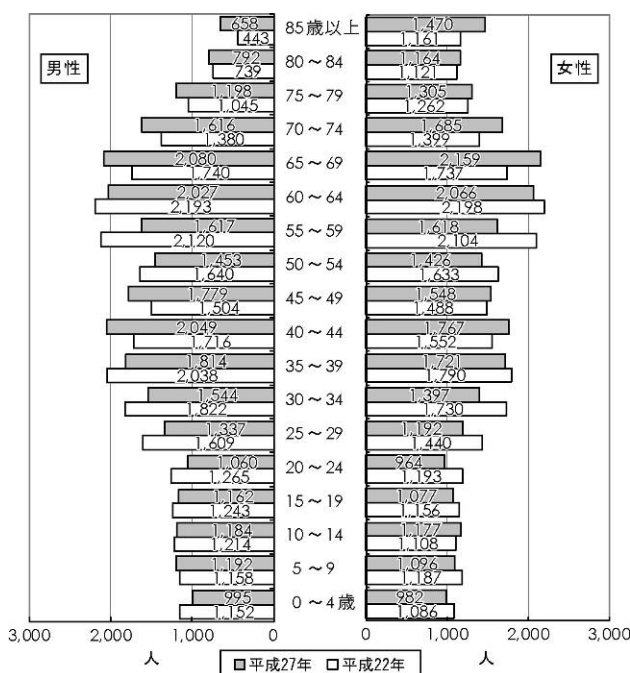
また、合計特殊出生率は県と同様の1.43で、全国よりもやや高くなっています。

■ 結城市の年齢別人口構成の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

■ 年齢5歳階級男女別人口



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

■ 合計特殊出生率 (平成20～24年)

	合計特殊出生率 (ベイズ推計値)	母の年齢階級別出生率(女性人口千対、ベイズ推計値)						
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
結城市	1.43	4.8	36.0	87.0	95.1	45.2	8.1	0.2
茨城県	1.43	5.6	43.4	92.6	93.2	42.9	7.4	0.2
全国	1.38	5.8	47.0	98.0	89.8	39.6	6.7	0.1

資料: 人口動態保健所

（4）地区別人口

地区別の人口・世帯数では、結城地区が最も多く、総人口の6割以上を占めています。世帯人員では、結城地区が最も少なくなっています。

地区別の人口・世帯数を見ると、結城地区が13,840世帯、35,415人で最も多く、総人口の6割以上を占めています。一方、上山川地区が1,077世帯、3,306人で最も少なくなっています。

世帯人員では、上山川地区が3.07人／世帯で最も多く、結城地区が2.56人／世帯で最も少なくなっています。

■ 地区別人口・世帯数

行政区	世帯数	世帯人員	人口			人口 構成比
			計	男	女	
総数	19,671	2,67	52,598	26,433	26,165	100.0%
結城地区	13,840	2.56	35,415	17,746	17,669	67.3%
絹川地区	1,489	2.82	4,201	2,046	2,155	8.0%
上山川地区	1,077	3.07	3,306	1,655	1,651	6.3%
山川地区	1,238	3.06	3,791	1,932	1,859	7.2%
江川地区	2,027	2.90	5,885	3,054	2,831	11.2%

資料：市民課「住民基本台帳」（平成28年1月1日現在）

■ 地区区分図



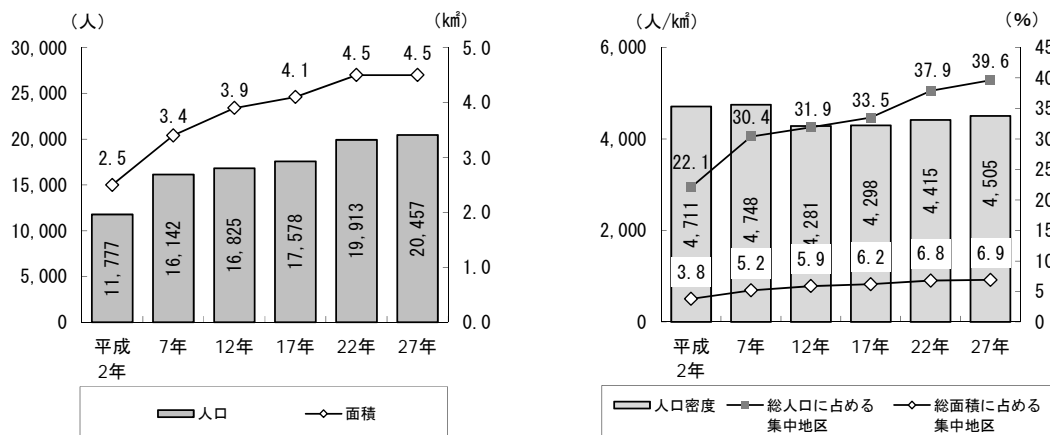
（5）人口集中地区（D I D）の変遷

人口集中地区の人口は増加傾向にあります。

人口集中地区の人口・面積の推移を見ると、人口や、総人口に占める人口集中地区の人口の割合、総面積に占める人口集中地区の面積の割合は増加傾向にあります。

平成27年における人口集中地区の人口は20,457人、面積は4.5km²で、人口密度は4,505人／km²となっています。

■ 人口集中地区の人口・面積の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（6）流動人口の推移

昼間人口よりも夜間人口がやや上回っています。

昼夜間人口の推移を見ると、夜間人口は平成2年から平成12年にかけて減少し、その後は概ね横ばいとなっています。昼間人口は、平成2年から平成7年にかけて減少し、その後は概ね横ばいとなっています。

平成22年では、夜間人口が52,494人、昼間人口は48,287人で、昼夜間人口比率は0.92となっており、夜間人口が昼間人口よりも上回っています。

■ 昼夜間人口の推移

（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
夜間人口	53,288	53,777	52,460	52,455	52,494
昼間人口	49,501	48,349	48,137	48,646	48,287
昼夜間人口比	0.93	0.90	0.92	0.93	0.92

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

流入人口より流出人口が上回っています。

流動人口（流入・流出人口）の推移を見ると、流入人口は、平成17年までは増加傾向にあるものの、その後は概ね1万人前後で横ばいとなっています。流出人口は、平成12年以降、概ね1万4千人前後で横ばいとなっています。

平成22年では、流入人口が9,820人、流出人口が14,028人で、流出人口が約4,000人上回っています。

■ 流動人口（流入・流出人口）の推移

（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
流入人口	8,274	8,570	9,272	10,176	9,820
（従業者のみ）	6,538	7,382	8,263	9,337	8,942
流出人口	12,580	14,715	13,989	14,053	14,028
（従業者のみ）	9,970	12,008	11,935	12,341	12,658

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

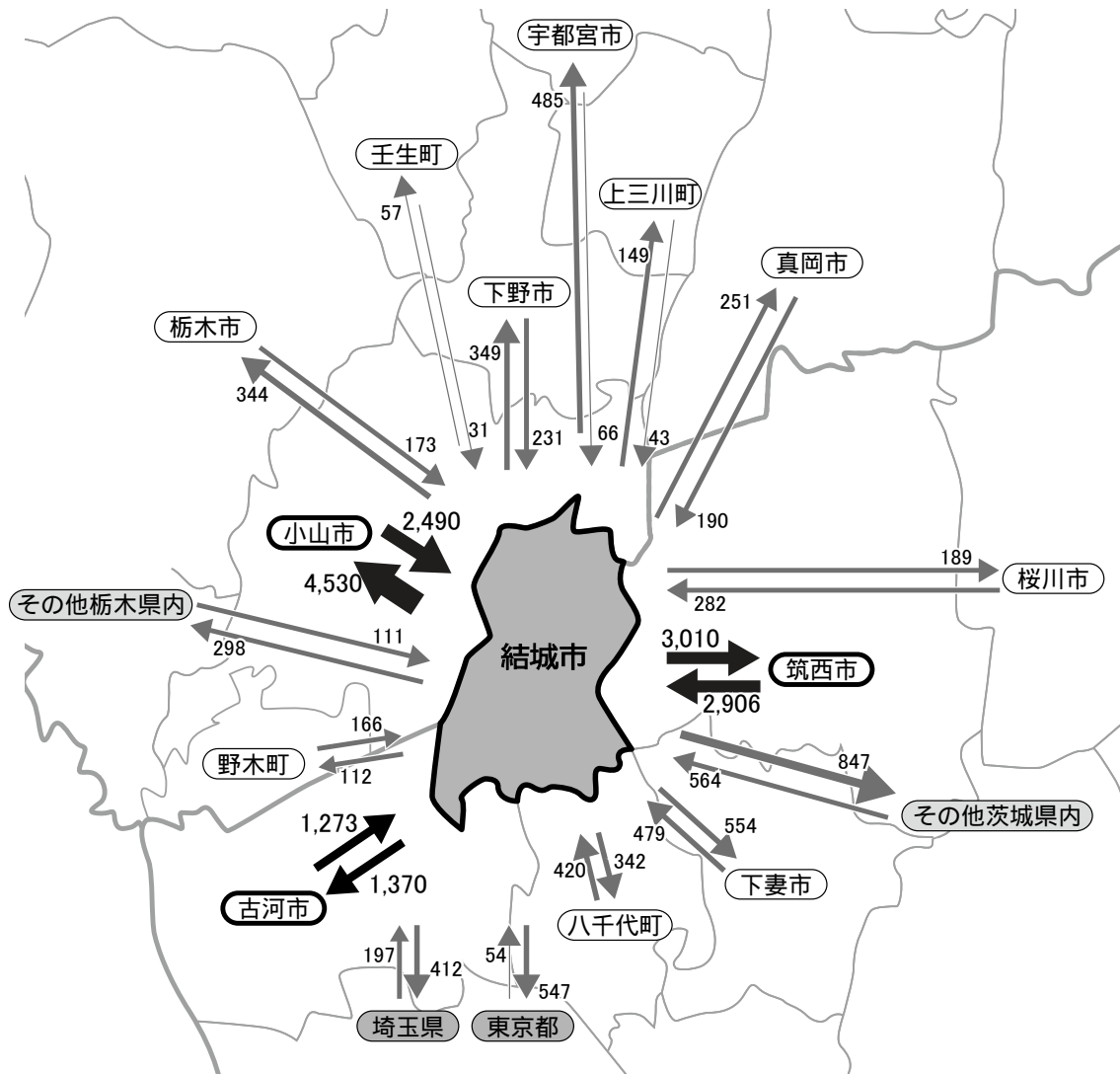
小山市，筑西市，古河市との流入が多くなっています。

平成22年における結城市の地域別流入・流出人口を見ると，流入人口では，筑西市が2,906人と最も多く，次いで小山市が2,490人，古河市が1,273人となっています。

一方で，流出人口は，小山市が4,530人と最も多く，次いで筑西市が3,010人，古河市が1,370人となっています。

地域別に流入と流出の差を見ると，小山市への流出人口が約2,000人と最も多くなっています。

■ 結城市の地域別流入・流出人口



資料：国勢調査

3) 産業構造

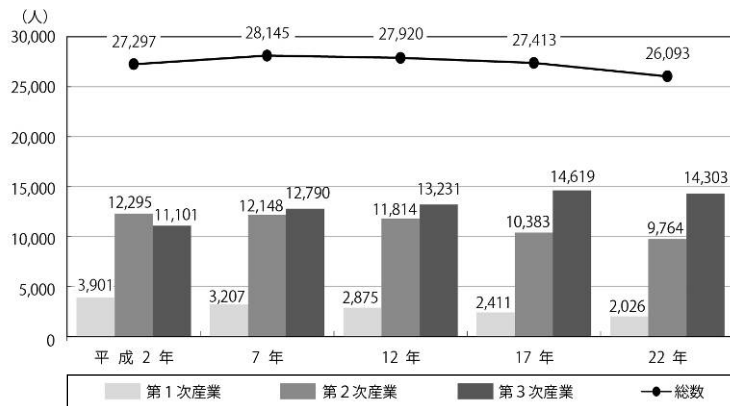
(1) 就業人口

第1次・第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向で、半数以上を占めています。

就業人口構成の推移を見ると、第1次・第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあり、総数は平成12年以降、減少しています。

平成22年では、第3次産業が14,303人（54.8%）と全体の半数以上を占めています。一方で、第1次産業は2,026人（7.8%）、第2次産業は9,764人（37.4%）となっています。

■ 就業人口構成の推移



資料: 国勢調査, 経済センサス

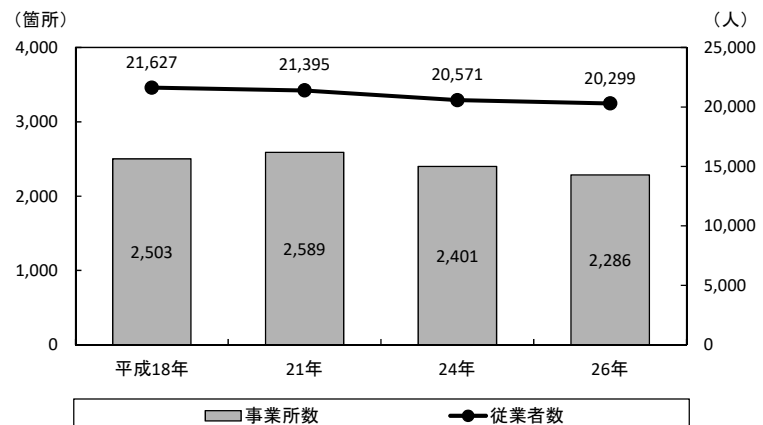
(2) 事業所数・従業者数

事業所数、従業者数は減少傾向にあります。

事業所数・従業者数の推移を見ると、事業所数は、平成18年から21年にかけて増加傾向にあったものの、その後、減少傾向に転じており、従業者数も減少しています。

平成26年では、事業所数が2,286箇所、従業者数が20,299人となっています。

■ 事業所数・従業者数の推移



資料: 事業所企業統計調査, 経済センサス

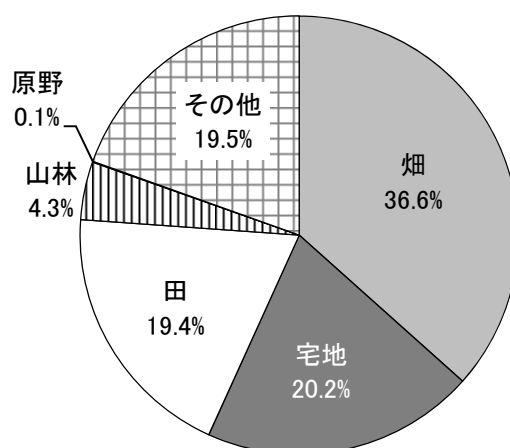
4) 土地利用

畑が4割近くを占め、宅地は増加傾向、畑・山林は減少傾向にあります。

地目別面積の推移を見ると、宅地が増加しています。一方、畑、山林は減少し、田は概ね横ばいとなっています。

平成28年の地目別面積の構成では、畑が36.6%で4割近くを占め、次いで宅地が20.2%、その他（雑種地等）が19.5%、田が19.4%でそれぞれ約2割を占めています。

■ 地目別面積



資料：税務課「固定資産概要調書」（平成28年1月1日現在）

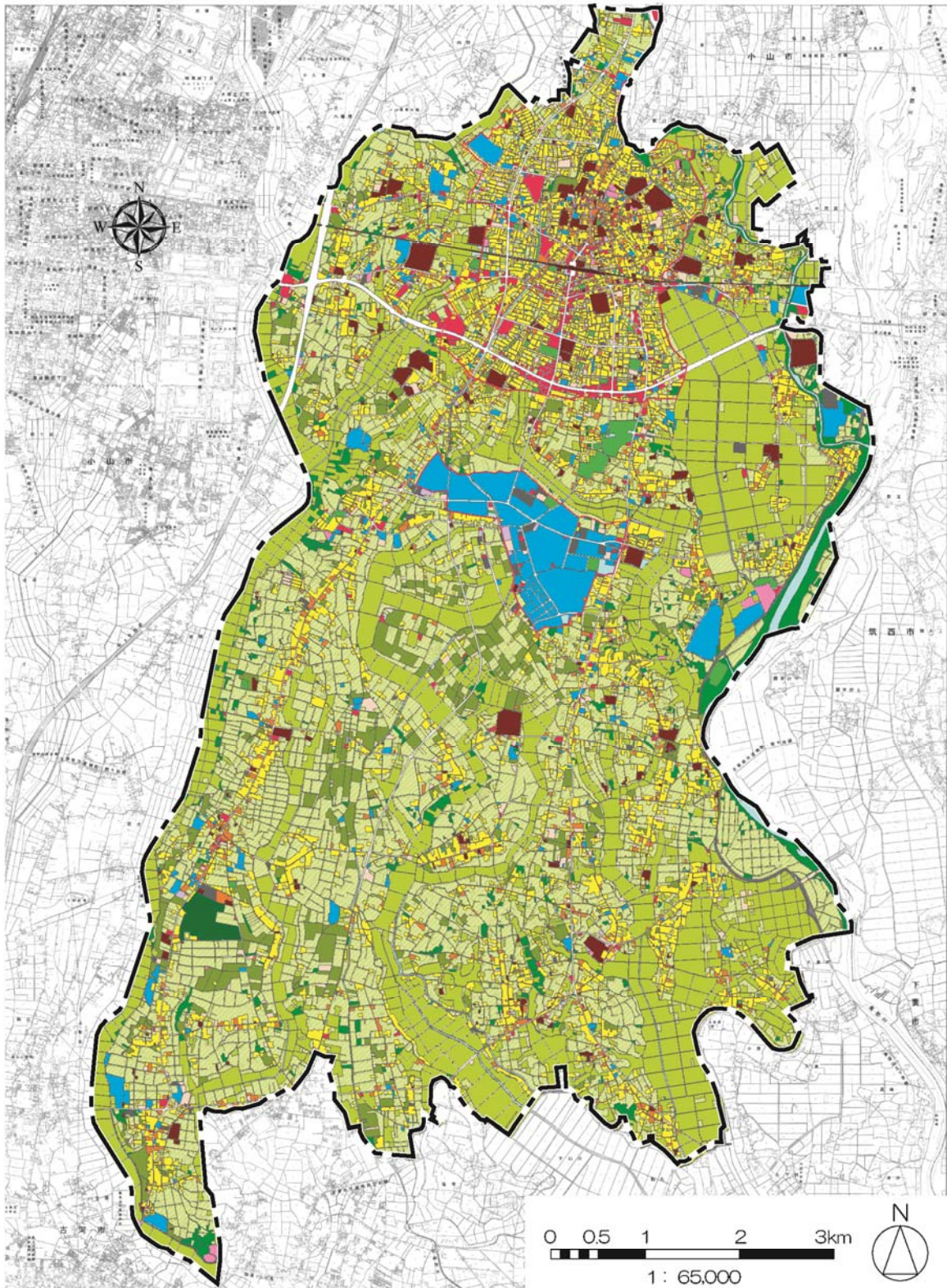
■ 地目別面積の推移

(単位:ha)

	計	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成17年	6,584	1,278.34	2,539.06	1,196.78	311.7	3.7	1,254.42
18年	6,584	1,278.70	2,515.70	1,209.30	310.0	3.5	1,266.80
19年	6,584	1,278.35	2,499.16	1,227.35	306.1	3.5	1,269.54
20年	6,584	1,277.25	2,490.91	1,240.68	304.9	3.5	1,266.76
21年	6,584	1,276.58	2,478.94	1,252.24	303.2	3.5	1,269.52
22年	6,584	1,275.23	2,473.52	1,260.00	303.7	4.5	1,267.07
23年	6,584	1,278.45	2,466.00	1,265.62	303.5	4.5	1,265.93
24年	6,584	1,278.84	2,455.55	1,286.46	294.6	4.4	1,264.15
25年	6,584	1,278.04	2,444.54	1,295.44	289.0	4.4	1,272.58
26年	6,584	1,278.08	2,433.70	1,308.31	288.6	4.2	1,271.11
27年	6,576	1,273.87	2,417.05	1,315.25	285.3	3.9	1,280.63
28年	6,576	1,273.03	2,407.41	1,325.93	281.3	3.9	1,284.43

資料：税務課「固定資産概要調書」（各年1月1日現在）

■ 土地利用現況図（平成23年度都市計画基礎調査）



- | | | | |
|----------|----------|------------|--------|
| 農地（田） | その他（海浜等） | 運輸施設用地 | その他の空地 |
| 農地（畑） | 住宅用地 | 公共用地 | 道路用地 |
| 山林 | 併用住宅用地 | 文教厚生用地 | 鉄道用地 |
| 原野・荒野・牧野 | 商業用地 | 公園・緑地、公共空地 | 駐車場用地 |
| 水面 | 工業用地 | ゴルフ場 | 行政区境界 |

5) 都市整備の状況

(1) 面整備

土地区画整理事業は14地区，計画面積453.5haのうち，9地区292.3ha（64.5%）が施行済，5地区161.2haが施行中となっています。

土地区画整理事業は，14地区・計画面積453.5haのうち，9地区・292.3ha（64.5%）が施行済，南部地域2地区，北部地域3地区の合計5地区・161.2haが施行中となっています。

平成27年度の進捗率は北部地域よりも南部地域の方が高くなっており，南部地域の「結城南部第二土地区画整理事業」が94.8%で最も高く，北部地域の「四ツ京土地区画整理事業」が76.2%となっています。

■ 土地区画整理事業一覧（施行中）

事業名	進捗率 (H27)
南部地域	
● 結城南部第二土地区画整理事業	94.8%
● 結城南部第三土地区画整理事業	88.0%
北部地域	
● 富士見町土地区画整理事業の促進・支援	84.6%
● 逆井土地区画整理事業の促進・支援	90.6%
● 四ツ京土地区画整理事業の促進・支援	76.2%

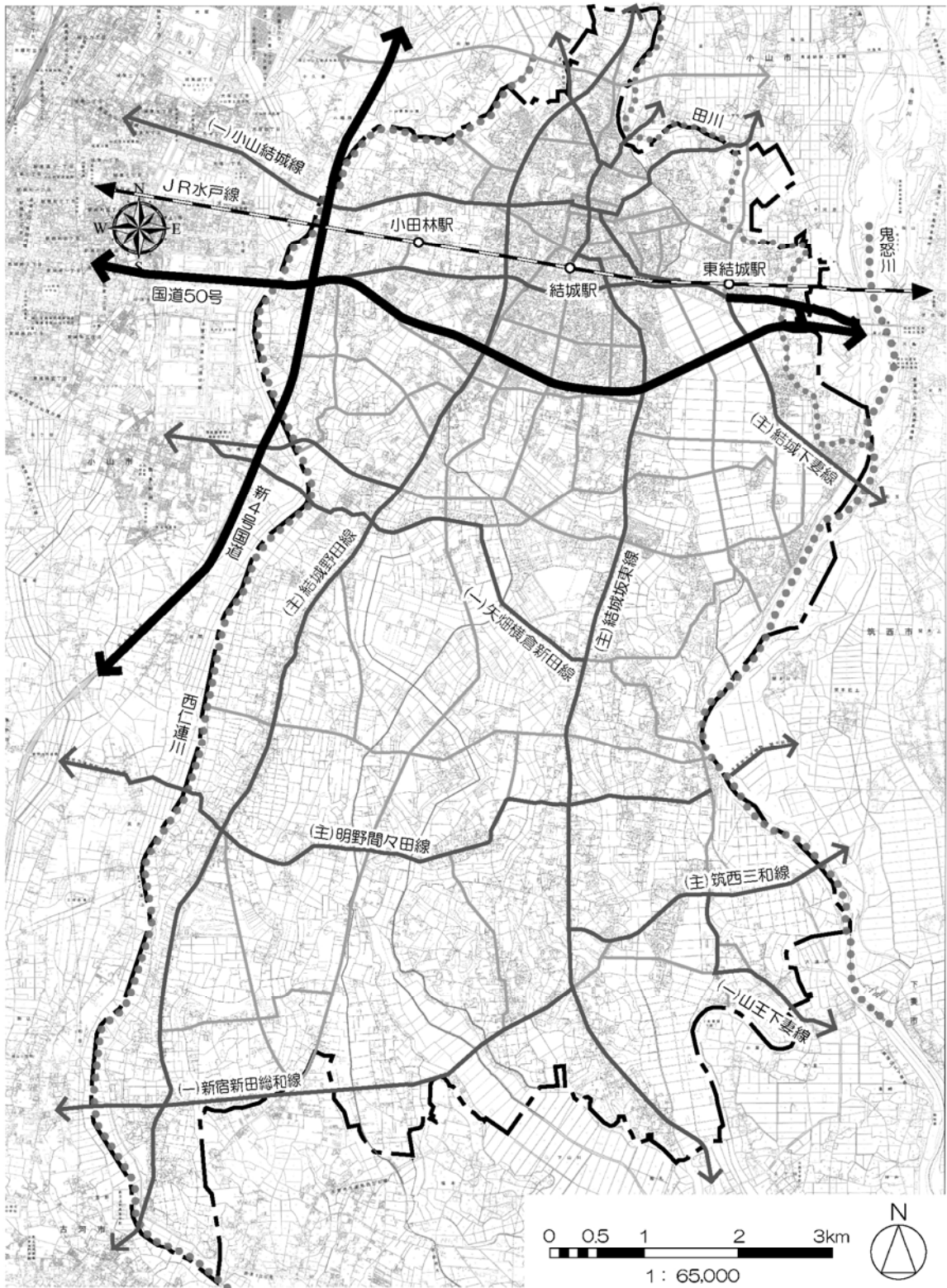
(2) 道路・交通

J R水戸線，国道 50 号，新 4 号国道等の鉄道や道路が通っています。

鉄道は，市域北部を J R 水戸線が東西に通り，市内には小田林駅，結城駅，東結城駅の 3 駅を有しています。

道路は，東西軸には国道50号や(一)小山結城線，(主)結城下妻線などが通っています。また，南北軸には新4号国道，(主)結城野田線，(主)結城坂東線が通っています。

■ 道路・交通現況図



- 行政区域界
- 国道
- 県道、主要地方道
- 一般道路
- 鉄道・駅
- 河川

(主)：主要地方道
(一)：一般県道

(3) 公園・緑地

街区公園や近隣公園，市管理のその他公園が増加しています。

都市公園のうち，街区公園と近隣公園の数は増加しています。また，その他公園のうち，市管理の公園は増加しています。

■ 都市公園及びその他公園の概況

(箇所)

	都市公園					その他公園		合計
	街区公園	近隣公園	運動公園	歴史公園	緑道	市管理	地元管理	
平成21年	26	2	1	1	4	-	-	34
22年	27	2	1	1	4	-	-	35
23年	28	2	1	1	4	35	6	77
24年	28	2	1	1	4	35	7	78
25年	28	4	1	1	4	42	-	80
26年	31	4	1	1	4	42	-	83
27年	31	4	1	1	4	43	-	84
28年	31	4	1	1	4	43	-	84

資料：各年結城市の統計概要

(4) 下水道

下水道の普及率は増加傾向にあり，処理人口普及率は半数以上，面積普及率は8割近くを占めています。

公共下水道整備状況の推移を見ると，供用開始区域や，水洗化済，処理人口普及率，面積普及率は増加傾向にあります。

平成27年度では，処理人口普及率は51.3%，面積普及率は79.8%となっています。

■ 公共下水道整備状況の推移

年度	行政人口 (人)	認可区域面積 (ha)	供用開始区域		水洗化済		処理人口普及率 (%)	面積普及率 (%)	水洗化普及率 (%)	年間処理水量 (千m ³)	年間有収水量 (千m ³)
			面積 (ha)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)					
平成21年度	54,159	957	713	25,821	8,381	23,825	47.7	74.5	92.3	2,884	2,479
22	53,823	997	741	25,963	8,443	23,964	48.2	74.3	92.3	3,338	2,563
23	53,491	997	760	26,086	8,543	24,060	48.8	76.2	92.2	3,854	2,518
24	52,997	997	777	26,466	8,604	24,356	49.9	77.9	92.0	3,815	2,569
25	52,858	997	786	26,667	8,722	24,563	50.5	78.8	92.1	4,107	2,614
26	52,700	998	790	26,737	8,846	24,780	50.7	79.2	92.7	4,362	2,648
27	52,557	998	796	26,988	8,891	24,902	51.3	79.8	92.3	4,077	2,716

注) 行政人口＝常住人口 資料：下水道課

（５）公共公益施設

結城駅周辺の中心市街地を中心に，様々な公共公益施設が立地しています。

中心市街地には，市民の生活の場として，結城市役所，郵便局や金融機関，病院などが集積しています。

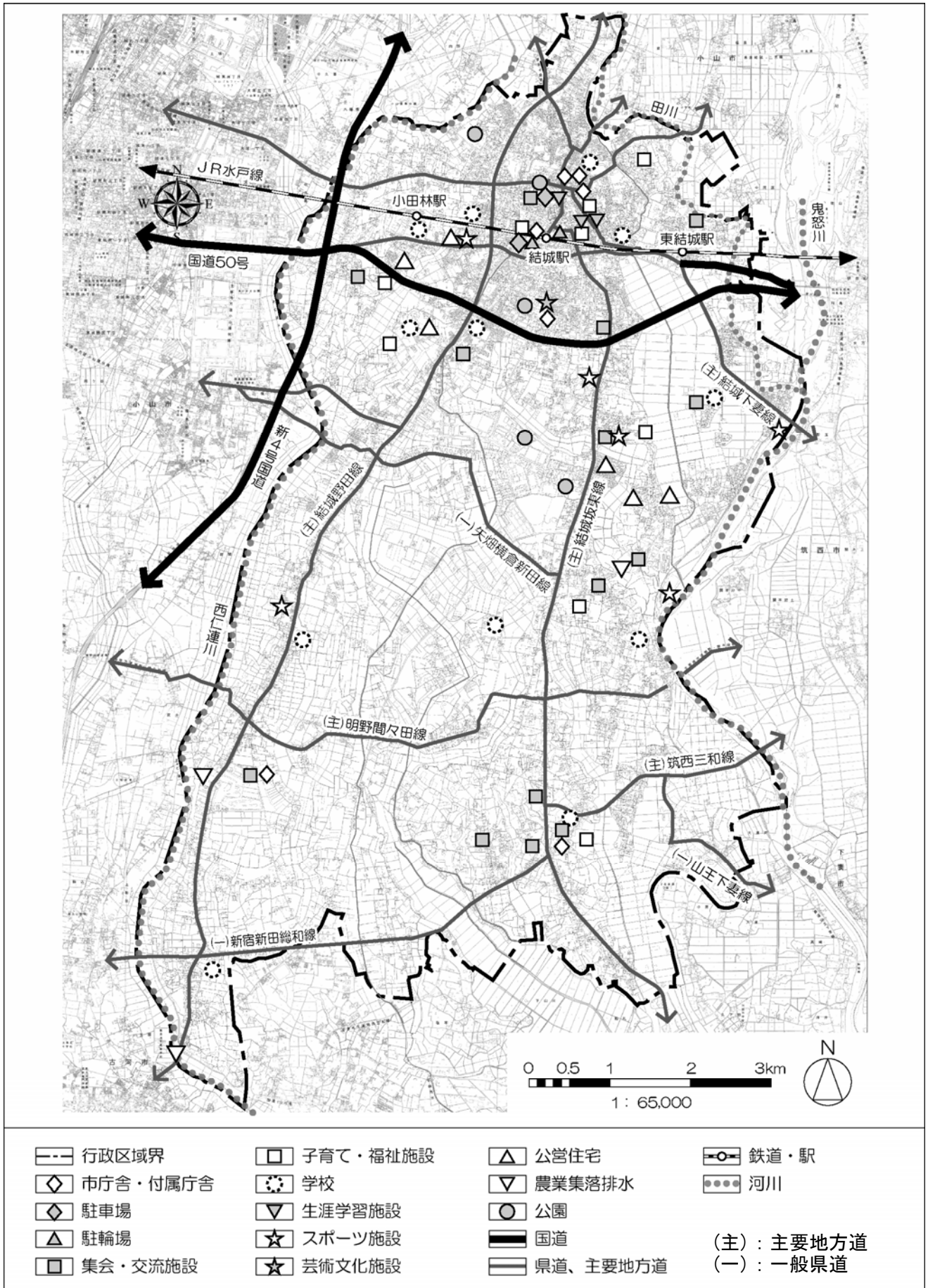
市民の集会や交流を目的とした施設では，コミュニティセンターや多目的集会施設などが立地しています。

教育施設としては，小学校9校，中学校3校が立地しています。

文化施設では，市民の文化活動の拠点として市民文化センターアクロスが結城駅南側に，交流拠点としてゆうき図書館等を有する市民情報センターが結城駅前に立地しています。

スポーツ・レクリエーション施設では，鹿窪運動公園（かなくぼ総合体育館）が（主）結城坂東線沿いに立地しています。

■ 公共公益施設現況図



2 結城市の都市づくりの課題

結城市をとりまく状況や結城市の現状等を踏まえ、結城市の都市づくりの課題として、総合的課題と部門別課題の2つの視点から整理しました。

2-1 総合的課題

(1) 圏域の拠点都市としての中心性を高める都市機能の形成・強化とそのネットワーク化

圏域の持続的な発展・成長を支える拠点都市としての高次都市機能の形成・強化

- ・教育・文化、医療・福祉、行政、情報等の高次都市機能、商業・業務機能、先端産業・研究開発機能等の集積を促進する拠点づくり

結城らしさを活かした特色ある都市機能の形成・強化と

小山市・筑西市との適切な機能分担の促進

- ・広域的なポジションやこれまで培ってきた歴史・文化・自然を活かした都市機能の個性化・魅力づくり（伝統的な産業機能や歴史的資源・自然環境の保全とその活用による観光産業の振興や愛着のある暮らしの場づくり等）

圏域における交流・連携を支える利便性の高い交通・情報ネットワークの形成

- ・公共交通や広域的な道路網（新4号国道、国道50号、筑西幹線道路等）の整備・充実、情報基盤・拠点の整備

(2) 恵まれた歴史的環境や豊かな自然環境を活かした魅力的な都市環境の形成

歴史や伝統，それらに培われた文化的環境の維持・継承による

落ち着いた都市環境の形成

- ・既成市街地に点在する、「見世蔵」に代表される蔵づくりや社寺仏閣など歴史的環境を演出するまちづくりの推進
- ・歴史的環境と調和した街並み景観の形成

鬼怒川等の水辺空間や広がりのある田園環境と調和した潤いのある都市環境の形成

- ・自然とふれあうことができる交流・レクリエーションの場づくり
- ・農地や平地林の適正な保全による田園環境の維持
- ・自然環境や緑豊かな田園景観を活かしたまちづくりの推進

（3）市民の豊かな暮らしを支える活力ある都市環境の形成

既成市街地の活性化や新市街地の計画的な整備による人口集積の維持と定着化の促進

- ・ 既成市街地における都市・生活基盤の整備・充実，生活支援サービス機能（暮らしに身近な商業，福祉，防災等）の強化，歴史と文化のまちづくりの推進
- ・ 都市・生活基盤や生活支援サービス機能が整った新市街地の提供と魅力づくり（適正かつ計画的な土地利用の配置・形成，美しい街並み景観の形成，潤いのある緑環境の創出等）

地域資源や立地ポテンシャルの活用による産業・経済活動の維持・活性化

- ・ 農業の振興（優良農地の保全と生産・流通基盤の整備，集落地の環境改善と活性化等）
- ・ 工業の振興（既存工業団地の操業環境の向上，新たな立地基盤の整備と計画的な企業誘致の推進等）
- ・ 商業の振興（結城駅北側既存商店街の活性化，結城駅南側における新たな商業活動の促進，国道50号沿道における広域商業サービス集積地の形成，結城固有の歴史・文化・自然を活かした観光サービス業の育成等）

市民や来訪者など様々な人々のふれあいの場となる交流拠点の整備促進

- ・ 市民や広域圏の人々の交流を活性化・拡大する多様な都市機能（商業・生活文化・レクリエーション等）が集積した活力拠点の形成

（4）市民誰もが安全・安心に暮らせる快適な都市環境の形成

快適な市民生活を支える生活基盤施設の整備・充実

- ・ 道路，公園，河川・供給処理施設，公共公益施設等の計画的な整備の推進

生活者の視点に立った地区毎のきめ細やかな住環境整備の促進

- ・ 地区毎の特色（歴史・文化性や自然性，それらに培われたコミュニティや価値観・ニーズ等）や問題課題（細街路・公園等の生活基盤施設の整備，狭小老朽住宅密集地の改善，用途純化の促進や用途混在の解消，景観・防災・防犯への配慮等）を踏まえた地域住民等が主体となったまちづくりの推進

(5) 市民・社会的ニーズの変化に対応した次代の結城を支える都市環境の形成

少子高齢化や男女共同参画社会等に対応した福祉インフラの整備・充実

- ・バリアフリー^{※1}の都市空間整備とユニバーサルデザイン^{※2}の導入（都市機能の集約化とネットワーク化，安全で快適な移動手段・利用環境の整備等）
- ・いきいきと活動できる環境・場の形成（健康・福祉の拠点・ネットワークづくり等）
- ・安心とゆとりある市民生活の実現（多彩な居住ニーズへの対応，高齢者世帯への支援，子育て環境の充実等）

成熟化・情報化社会の進展，環境共生など様々なニーズに対応した都市環境の整備・充実

- ・社会経済環境の動向に対応したまちづくり制度や技術の積極的な活用
- ・市民のニーズや地域特性を踏まえた結城独自のまちづくり手法の創出

※1 バリアフリー：障害のある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消などハード面（施設）の色彩が強いが，広義には障害者の社会参加を困難にする障害の除去（ソフト面の思いやり，気持ち）を含む。

※2 ユニバーサルデザイン：改善または特殊化された設計なしで，能力あるいは障害のレベルに関わらず，最大限可能な限り，全ての人々に利用しやすい環境と製品をデザインすること。
すなわち，バリアフリーはもともとあったバリアを取り除くこと，それに対しユニバーサルデザインは最初から取り除かれている（特別な調整をしない）ことを指す。
現在，「ユニバーサルデザイン」を理想としつつ，「バリアフリー」の観点で実績を積み上げていこうという考え方が一般的である。

(6) 市民の一人ひとりが，夢と愛着のもてる協働の都市づくりの推進

結城市協働のまちづくり指針に基づく市民，事業者，行政の協働の都市づくり体制の構築

- ・市民参画を促進する協働のまちづくりの理念の普及・啓発（多様なまちづくり情報の提供，まちづくりに関する学習機会の確立，まちづくりと親しむ環境づくり，まちづくり活動への参加意欲の向上等）

都市づくりに対する市民の主体的・積極的な参加や参画を促進する支援システムの確立

- ・市民参加のまちづくり活動拠点・支援組織の充実
- ・まちづくりへの多様な参画機会の創出
- ・まちづくりリーダー・組織・ネットワークの育成
- ・企業・開発事業者・学校教育機関等との連携

2-2 部門別課題

(1) 土地利用

適正かつ計画的な土地利用の誘導

市街化区域内においては、土地の有効活用や空き家対策の推進、都市基盤施設の整備等による既成市街地の成熟化とともに、土地区画整理事業等による新市街地の形成により魅力的な市街地を形成し、若者・子育て世代等の若い世代を呼び込み、定住化を促進することが課題となります。

市街化調整区域においては、河川や平地林、農地などの豊かな自然環境の保全・活用や再生・創出とともに、それらと調和した集落地の整備などが課題となります。

また、適正かつ計画的な土地利用の誘導や市街地・集落地の整備により、農業・工業・商業のバランスの取れた産業活動の振興や、都市・生活活動の一体化を図ることが課題となります。

商業地の空洞化対策と中心市街地の活性化

結城駅周辺においては、商店街の空き店舗が増加していることから、商業の空洞化対策が課題となります。特に、駅北側については、蔵の街並み等を活かした中心市街地の活性化が課題となります。

国道50号等の幹線道路沿道においては、交通の利便性を生かした商業地の発展的拡大が課題となります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、中小企業や起業・創業支援の観点から、若年層の働く場（オフィス等）の確保が課題となります。

工業地の充実と発展的拡大

結城第一工業団地においては、工場の集積が図られ、充実した工業地が形成されており、新たな産業基盤の発展的拡大が課題となります。

集落環境の整備

市街化調整区域においては、鬼怒川、西仁連川等の河川や、平地林、農地などの自然資源、神社仏閣等の歴史的資源の保全・活用とともに、生活道路等の整備により、周辺環境と調和した魅力的な集落環境を形成することが課題となります。

■ (2) 道路・交通ネットワーク

骨格となる幹線道路網の整備

幹線道路の整備等により、本市の骨格となる道路網を形成するとともに、主要施設へのアクセスの改善や、利用者のための駐車場・駐輪場等の確保が課題となります。

市民生活に身近な生活道路網の整備

市民の日常生活に必要な地区の幹線道路や区画道路等の生活道路については、地区の特性を踏まえながら、幅員の確保や行き止まり道路の解消等により、安全性や利便性を向上させることが課題となります。

歩行者空間や自転車空間の確保

歩行者や自転車に配慮した道路空間の整備や、歩行者・自転車ネットワークの形成等により、歩行者や自転車等が安全・安心して移動できる環境を整備することが課題となります。

高齢者や障害者等に配慮した交通環境の整備

高齢者や障害者等が安全・安心して移動できるようにするため、交通手段の確保とともに、交通バリアフリーの整備等により、人にやさしいまちづくりを推進していくことが課題となります。

公共交通機関の利便性向上

鉄道・巡回バス等の既存の公共交通サービスの充実とともに、市民ニーズに応じた多様な交通手段の確保や、主要な公共施設等へのアクセス性の向上等が課題となります。

■ (3) 水と緑

計画的な公園整備と緑地空間の創出

市街化区域においては、まち全体が公園と感じられるように、身近な公園・広場の整備と合わせて、市街地における新たな緑地空間を創出していくことが課題となります。

自然資源の保全・活用

市街化調整区域においては、鬼怒川、西仁連川、田川等の河川や、平地林、優良農地等の自然資源を保全・活用していくことが課題となります。

自然環境との共生と循環型社会の構築

本市が有する豊かな自然環境との共生とともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用、資源の再利用の促進等により、環境への負荷を軽減し、持続可能な循環型社会を構築していくことが課題となります。

■ (4) 景観

良好な景観の保全・活用

蔵の街並み等の歴史的・文化的資源や、河川、平地林、農地等の自然資源等、本市の特色ある景観を保全・活用し、ネットワーク化していくことが課題となります。

美しい都市景観の形成

結城市景観計画等を踏まえ、一定のルールに基づきながら、市民、事業者、行政の協働により、結城らしい個性と魅力ある美しい景観を再生・創出していくことが課題となります。

■ (5) 防災

災害に強い生活基盤の整備

東日本大震災や関東・東北豪雨等の大規模な災害に対応するため、市街地における防災性能の向上や、避難場所の整備、ライフライン施設の耐震性向上、河川改修の促進など、災害に強く、安全な生活基盤の整備を進めていくことが課題となります。

防災機能・体制の充実

市民、事業者、行政等が連携・協力しながら、防災拠点の整備や、地域が一体となった防災体制づくりなど、防災機能・体制を充実する必要があります。

■ (6) 河川・供給処理施設

上下水道の整備

公共下水道や農業集落排水等による適正な汚水処理の推進とともに、人口減少社会を見据えた公共下水道の事業計画見直しや、老朽化した上水道施設を更新していくことが課題となります。

河川等の整備

近年の集中豪雨等による被害を軽減するため、国や県と連携しながら、河川改修や浸水対策等により、河川の治水・防災機能の強化が課題となります。

河川空間の活用

鬼怒川、田川等の河川においては、水辺や河川敷等の河川空間を市民のレクリエーションの場として活用していくことが課題となります。

市街地における雨水処理能力の向上

集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水幹線や調整池等の着実な整備により、市街地における雨水処理能力を向上させることが課題となります。

（7）公共公益施設

公共公益サービスの充実と公共公益施設の集約・ネットワーク化

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行，市民ニーズ・社会的ニーズの多様化等に伴い，きめ細やかな公共公益サービスの充実や，公共公益施設の集約・ネットワーク化が課題となります。

公共公益施設のバリアフリー化

高齢者や障害者等が安全・安心に公共公益施設を利用できるようにするため，バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が課題となります。

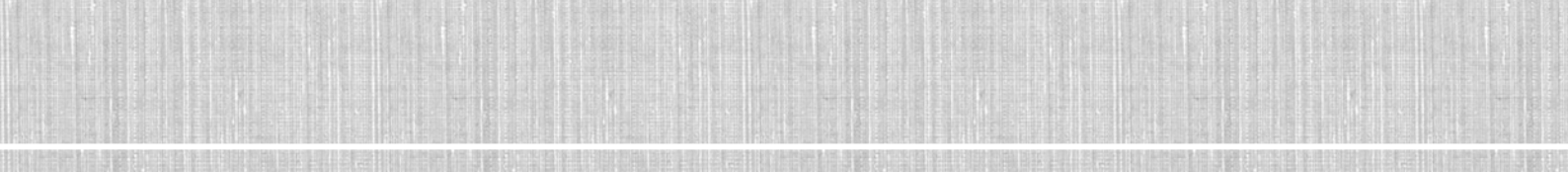
（8）市民協働

協働のまちづくりの推進

市民，事業者，行政等の協働によるまちづくりを実現するため，結城市協働のまちづくり指針に基づき，情報提供と共有，市民参画機会の提供，人材の育成，活動の支援などに取り組んでいくことが課題となります。

協働のまちづくりの仕組みづくり

地域の特性や市民のニーズに対応したまちづくりを効果的に進めていくため，様々な立場の市民が協働のまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めることが課題となります。



第Ⅱ部 全体構想

第1章	都市づくりの基本目標	32
1	都市づくりの基本理念と将来都市像	32
2	将来の人口・土地需要の見通し	33
3	将来の都市空間構造	36
第2章	テーマ別の都市づくりの方針	42
1	土地利用の配置・形成の方針	43
2	道路・交通ネットワークの形成方針	53
3	水と緑のまちづくり方針	64
4	景観まちづくりの方針	72
5	防災まちづくりの方針	77
6	河川・供給処理施設の整備方針	82
7	公共公益施設の整備方針	86
8	市民協働のまちづくりの方針	90

第1章 都市づくりの基本目標

1 都市づくりの基本理念と将来都市像

1-1 都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念については、第5次結城市総合計画の基本理念を踏まえつつ、本プランのテーマ別の都市づくりの方針との関連性に考慮しながら整理しました。

■ 都市づくりの基本理念

○ 快適で活力ある都市づくり 【1 土地利用 / 2 道路・交通ネットワーク】

結城市に住みたい・住み続けたいと感じるような快適な居住環境づくりとともに、便利な生活や都市活動を支える都市基盤づくりを進めていくことが大切です。

○ 魅力と個性ある都市づくり 【3 水と緑 / 4 景観】

豊かな自然や歴史・文化は、市民が誇れる地域資源であり、これらを守り、育て、次代に継承し、魅力と個性あるまちづくりを進めていくことが大切です。

○ 安全・安心な都市づくり 【5 防災 / 6 河川・供給処理施設】

誰もが安心して安全して暮らすことができる環境づくりに向けて、ライフラインの整備とともに、災害に強いまちづくりを進めていくことが大切です。

○ 地域・協働の都市づくり 【7 公共公益施設 / 8 市民協働】

地域の特性に応じた活気ある地域づくりに向けて、市民の生活を支える公共公益施設の整備や、市民協働のまちづくりを進めていくことが大切です。

1-2 目指すべき将来都市像

目指すべき将来都市像については、本市の都市計画マスタープランにふさわしい将来都市像とするため、第5次結城市総合計画の将来都市像「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」や、重点プロジェクト「このまちが好き。ずっと結城プロジェクト！」等を踏まえつつ、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行を見据え、可能な限り現在の人口を維持していくことを目指し、以下のように設定しました。

■ 目指すべき将来都市像

誇れる歴史を大切に 安全・安心で魅力的な 生活の舞台づくり

2 将来の人口・土地需要の見通し

2-1 将来人口の見通し

1) 将来推計人口の考え方

- 結城市都市計画マスタープラン（平成15年3月策定）では、平成22年の中間目標人口を60,000人、平成32年の目標人口70,000人と設定しましたが、少子高齢化社会の到来などにより、人口は概ね横ばいの状態にあります。
- 「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定）」では、人口の現状を分析し、将来目指すべき方向性や人口について検討した結果を「結城市人口ビジョン」としてとりまとめ、現在の人口を維持していくことを目指すこととなりました。
- 本プランにおいても、「第5次結城市総合計画」や「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の上位関連計画と整合性を図りつつ、本市の発展プロセスや、それに対応した人口定着のシナリオに基づいた将来人口推計を設定することが大切であることから、ここでは、「結城市人口ビジョン」の将来展望人口を将来推計人口として設定します。

■ 結城市人口ビジョンにおける将来展望人口

目標年次は、2040年度（平成52年）とし、将来展望人口は、2040年に人口約48千人、合計特殊出生率2.10を目指します。

なお、推計値は、「国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計値」に以下の想定を勘案・加味し、推計したものです。

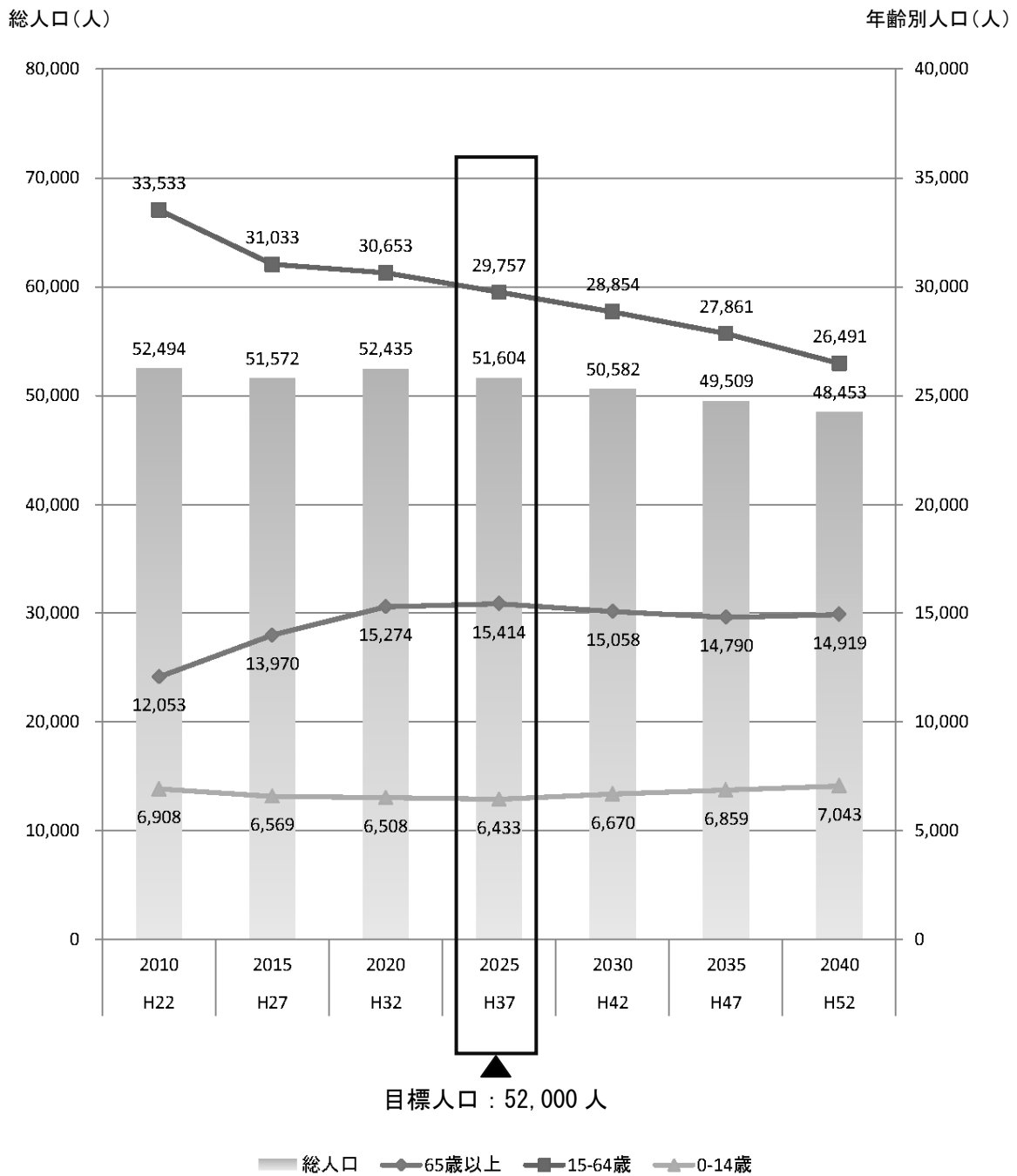
■ 将来展望人口の推計における想定

- ① 2040年の合計特殊出生率の目標値：2.10（現在の1.43から2.10までの段階的な改善）
- ② 社会移動率（転出超過傾向）改善
- ③ 市内工業団地開発に伴う新規参入者の想定
- ④ 日野自動車古河工場の操業開始に伴う転入者の想定
- ⑤ 医療福祉系大学誘致推進事業に伴う転入者の想定

2) 将来推計人口

- 目標年次である平成37年の将来人口は、現在の人口を維持していくことを目指し、目標人口52,000人とします。

■ 将来推計人口



	2010年 (平成22年)	2030年 (平成42年)	2040年 (平成52年)
総人口	52,494人	50,582人	48,453人
合計特殊出生率	1.43	1.83	2.10

資料：結城市人口ビジョン

2-2 土地需要の見通し

土地需要の見通しは、住宅地需要フレーム、商業地需要フレーム、工業地需要フレームの3つの視点から想定します。

1) 住宅地需要フレーム

- 将来の住宅地需要については、日野自動車古河工場の操業開始や医療福祉系大学誘致推進事業に伴う需要増等を踏まえ、基本的に現行の市街化区域内における人口定着の促進により当面对応するものとします。
- その定着完了時期を想定しながら、必要に応じて、長期的には市街化想定ゾーンとして位置づけられる小田林駅周辺地区、国道50号以南地区及び東結城駅周辺地区において、計画的な居住機能の向上を目的とした市街化調整区域における立地基準緩和の活用等を検討します。

2) 商業地需要フレーム

- 将来の商業地需要については、現行の商業系用途地域内の高度・有効利用を進めることを基本としながら、住居系市街地の進展や幹線道路の新設など交通条件の変化に伴った将来的な新規商業地の誘導（国道50号沿道地区等）を見込みます。

3) 工業地需要フレーム

- 将来の工業地需要については、現行の工業系用途地域内における未利用地の有効利用を進めるとともに、新4号国道と接続する圏央道五霞インターチェンジや、整備中の筑西幹線道路等の広域交通網の整備を勘案しながら、既存工業地の拡大（結城第一工業団地上山川北部地区等）や、新規産業拠点の立地を見込みます。

3 将来の都市空間構造

3-1 将来都市空間構造の基本的考え方

本市の将来都市空間構造の基本的考え方は、広域、拠点、軸・ネットワーク、ゾーン（土地利用）の4つの視点から、次のように整理されます。

1) 広 域

- 県西ゾーンの生活拠点都市としての位置づけを踏まえ、首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路等の整備効果を活かしながら、周辺都市等との交流促進や連携強化など、広域的なネットワークを形成します。

2) 拠 点

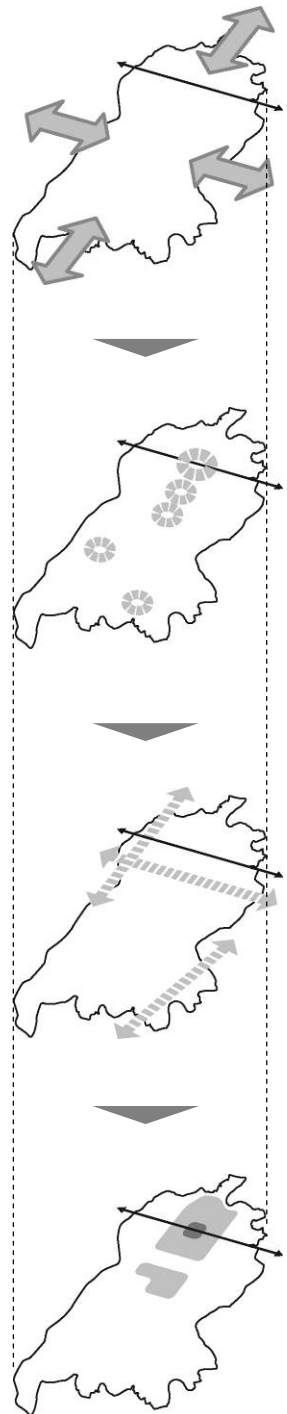
- 都市の発展や地域の活性化を目指し、JR結城駅周辺や工業団地、地域の核となる施設や史跡等を拠点として位置づけ、地域の特性を踏まえながら、効果的な活用を図ります。

3) 軸・ネットワーク

- 都市間・地域間の連携を強化し、特色ある一体的な都市空間構造を形成するため、景観等に配慮しながら、骨格的交通網や河川等を軸・ネットワークとして位置づけ、交流ネットワークの形成を図ります。

4) ゾーン（土地利用）

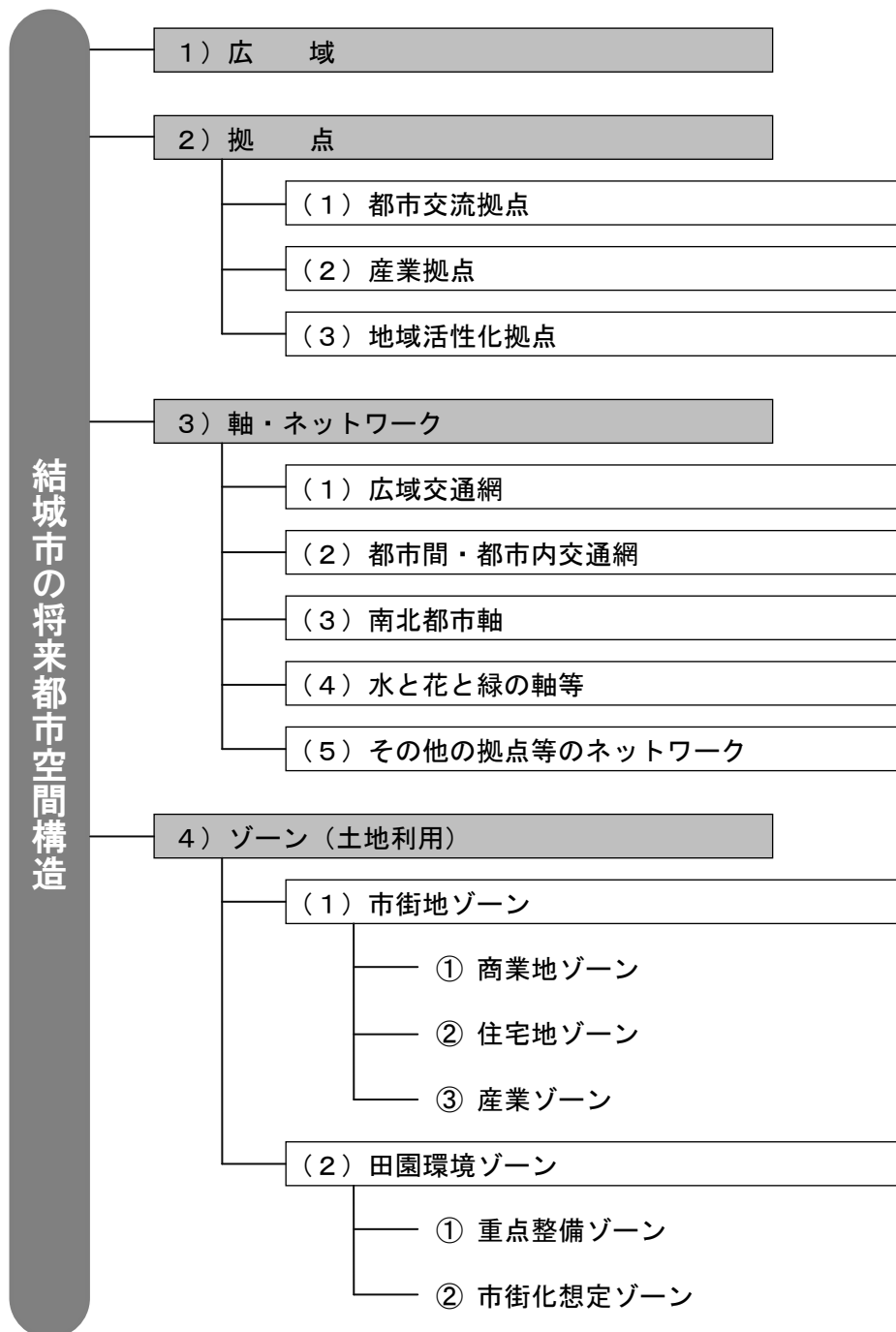
- 都市の健全な成長と良好な環境の形成に向けて、都市と農村の共存に留意しながら、各地域特性に応じた土地利用を推進し、適切な都市機能の配置と集積に努めます。



3-2 将来都市空間構造の体系

本市の将来都市空間構造の体系は、基本的な考え方に基づき、次のように整理されます。

■ 将来都市空間構造の体系



3-3 将来都市空間構造

本市の将来都市空間構造は、上位計画である第5次結城市総合計画の都市空間整備構想に基づき、次のように整理されます。

1) 広 域

県西ゾーンにおける生活拠点都市や、小山地区定住自立圏構想の構成都市としての位置づけを踏まえ、JR水戸線、新4号国道、国道50号、筑西幹線道路の交通ネットワークを活かしつつ、必要な都市機能と生活機能を確保しながら、地域の活性化や、周辺都市との広域的な交流促進と連携強化を図ります。

2) 拠 点

(1) 都市交流拠点

国道50号の広域的な交通流動を受け止めつつ、都市の発展につなげるため、新市庁舎や、市民文化センター「アクロス」等が集積するシビックセンターゾーンの拠点性を強化するとともに、広域商業サービス集積地、城の内館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等との一体化、空間及び情報によるネットワーク化を図ります。

なお、現市庁舎の移転跡地については、南北市街地のバランスのとれた発展に配慮しながら、北部既成市街地や商店街の振興・活性化に資する活用を図ります。

(2) 産業拠点

産業ゾーンを中心に既存工業団地周辺における工業系の拠点性の強化を図ります。

また、必要に応じて、地域に根ざした新たな産業振興や流通業務系のための拠点形成を検討します。

(3) 地域活性化拠点

地域のコミュニティや活力ある地域活動を維持・発展させるため、(財)日本花の会、山川不動尊、結城廃寺等を核とした地域資源活用型の活性化拠点を形成します。

3) 軸・ネットワーク

(1) 広域交通網

広域を連絡するJR水戸線，国道50号，筑西幹線道路は，東西軸の交通網として整備・充実を図るとともに，新4号国道は，南北軸の交通網として機能の維持に努めます。

(2) 都市間・都市内交通網

都市間・都市内の地域や主要な拠点・施設を連絡する(都)3・4・76鹿窪・作の谷線，(主)筑西三和線～(一)新宿新田総和線，新規東西交通軸等は，東西軸の交通網として整備・充実を図ります。

また，(一)結城石橋線～(都)3・4・20作の谷・松木合線～(主)結城野田線，(都)3・4・18鹿窪・砂窪線～(主)結城坂東線，結城南部中央幹線等は，南北軸の交通網として整備・充実を図ります。

(3) 南北都市軸

都市間・都市内交通網のうち，(都)3・4・16結城停車場線～(都)7・6・4白銀町・穀町線及び(都)3・4・14駅南停車場線は，市街地の南北都市軸として整備・充実を図ります。

(4) 水と花と緑の軸等

全市公園化構想に基づき，鬼怒川，田川，西仁連川を活かした潤いのある水と花と緑の軸の形成を図るとともに，南北軸をはじめ幹線道路やサイクリングロード・遊歩道等，さらにサイン情報等を活用して各種拠点とのネットワークの形成を図ります。

(5) その他の拠点等のネットワーク

結城駅周辺の都市交流拠点や，(財)日本花の会，山川不動尊，結城廃寺の地域活性化拠点など，その他の拠点等を結ぶネットワークの形成を図ります。

4) ゾーン（土地利用）

(1) 市街地ゾーン

現行の市街化区域を市街地ゾーンとして位置づけ、土地利用の高度・有効活用を図り、良好な居住環境の形成と商業の活性化、工業の振興等を図ります。

① 商業地ゾーン

結城駅を中心とした商業地では、歴史的資源等を活かした商業の活性化や都市的利便性の向上、さらには市民情報センターなど市民活動の拠点として活用を図り、南北市街地のバランスに配慮しながら人々が集い、にぎわう空間づくりを進めます。

国道50号沿道では、広域幹線道路沿道の立地を活かした商業地の形成を図ります。

② 住宅地ゾーン

商業地ゾーンの周辺市街地は、地区特性を踏まえた良好な住環境の形成を図ります。

北部地区では歴史的風情のある住宅地として、また南部地区では近代的・計画的な住宅地の形成を図ります。

③ 産業ゾーン

工業系用途地域を産業ゾーンとして位置づけ、結城第一工業団地等の既存の工業系施設が集積地区における企業集積の維持と工業団地の拡大、緑化等環境・景観の向上を図ります。

(2) 田園環境ゾーン

現行の市街化調整区域を田園環境ゾーンとして位置づけ、豊かな自然・田園環境景観の維持・向上や交流型の美しい農村環境の形成に努めます。

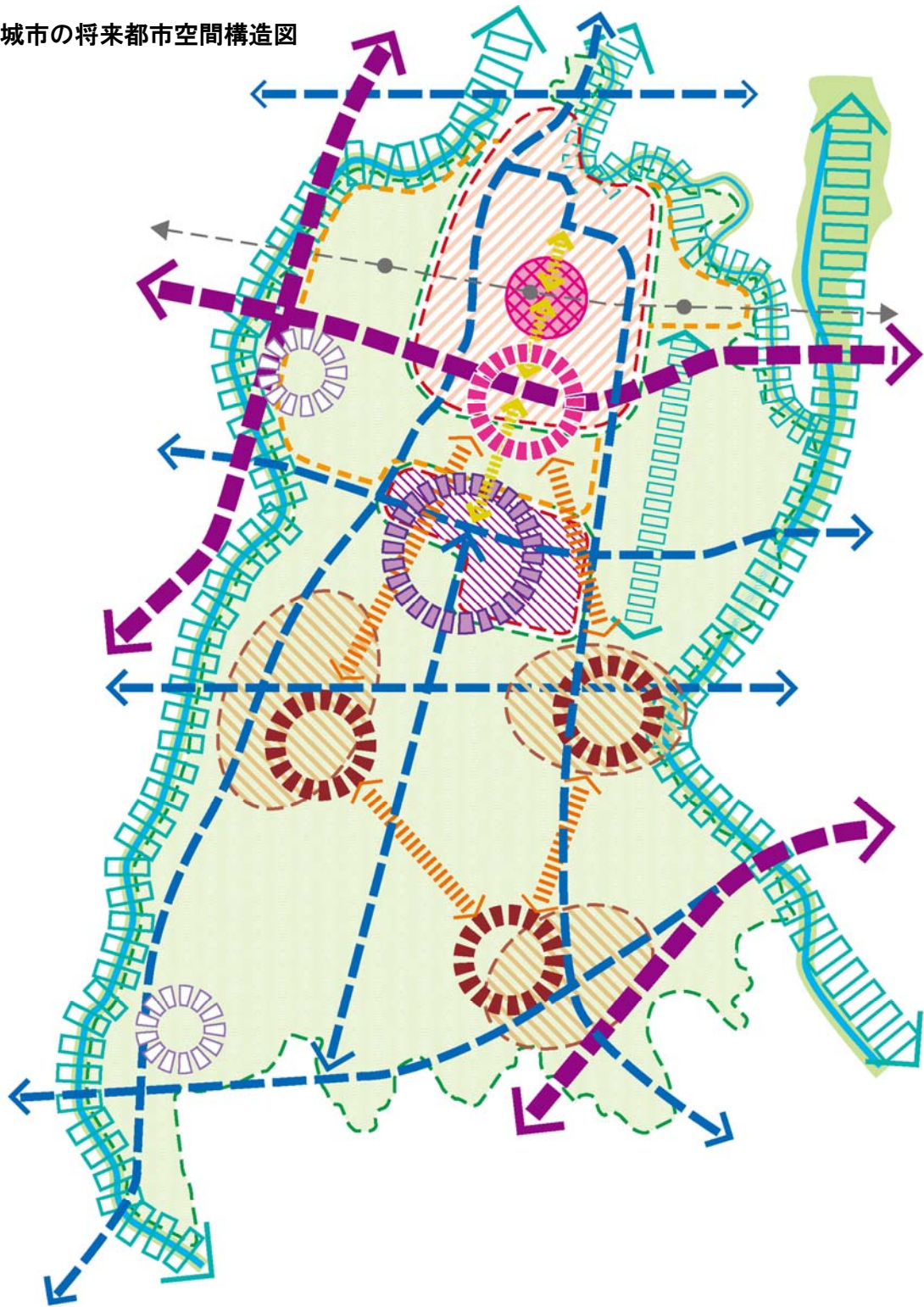
① 重点整備ゾーン

















南部（概ね結城第一工業団地以南等）については、農業地域の活性化を先導する地区として位置づけ、農村・農業環境の振興のための拠点や施設整備に合わせて、重点的に地区の環境整備や景観の維持・向上を推進します。

② 市街化想定ゾーン

立地基準緩和制度の活用等を検討する地区として、小田林駅周辺地区、国道50号以南地区、東結城駅周辺地区を位置づけます。

■ 結城市の将来都市空間構造図

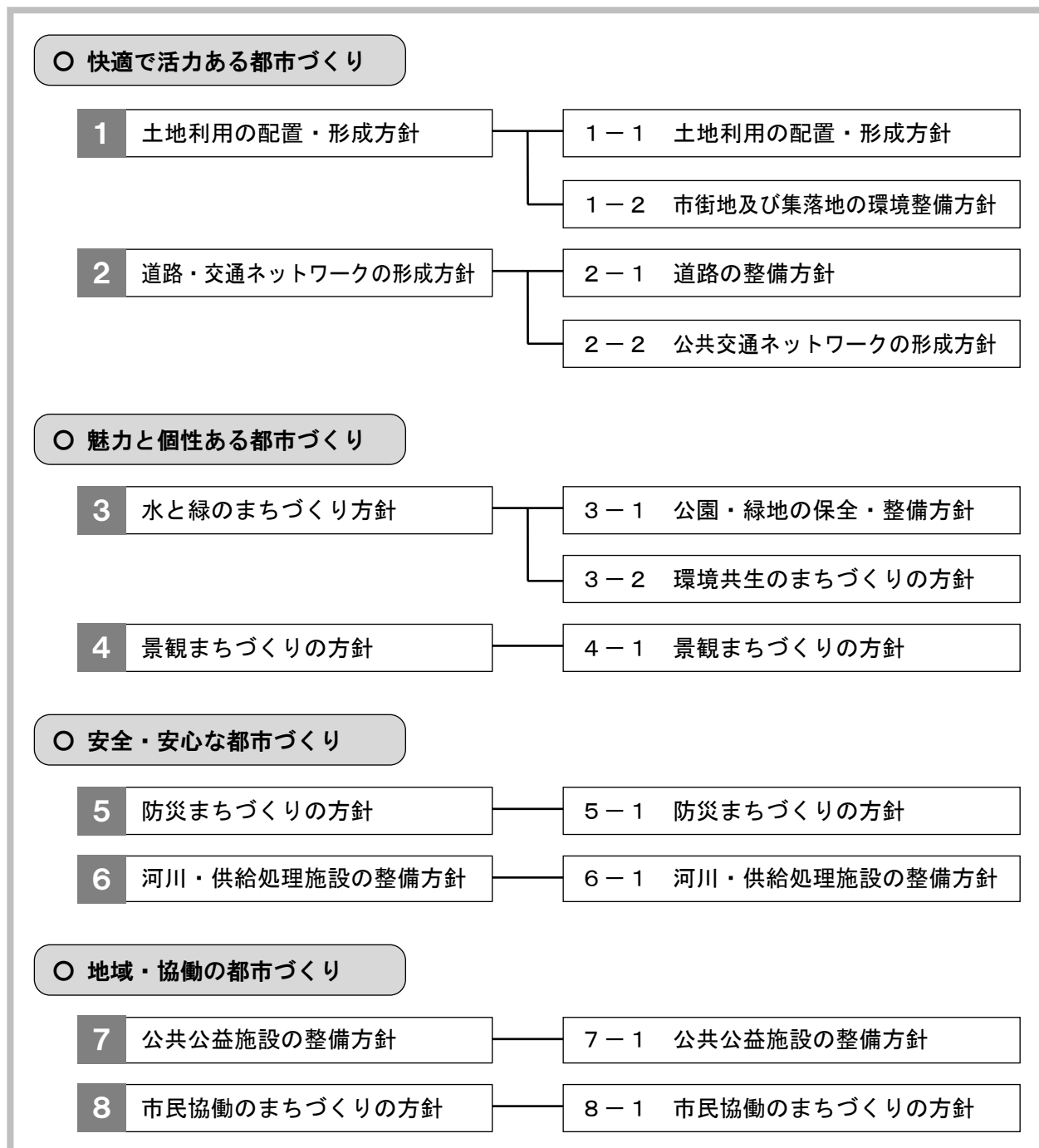


 市街地ゾーン	 田園環境ゾーン	 都市交流拠点	 広域交通網
 商業地ゾーン	 重点整備ゾーン	 産業拠点	 都市間・都市内交通網
 住宅地ゾーン	 市街化想定ゾーン	 産業拠点(検討)	 南北都市軸
 産業ゾーン		 地域活性化拠点	 水と花と 緑の軸等の形成 その他の拠点等の ネットワーク
		 鉄道・駅	

第2章 テーマ別の都市づくりの方針

テーマ別の都市づくりの方針は、基本理念に基づき、将来都市像の実現に向けて、序論における部門別課題を体系的に整理しました。

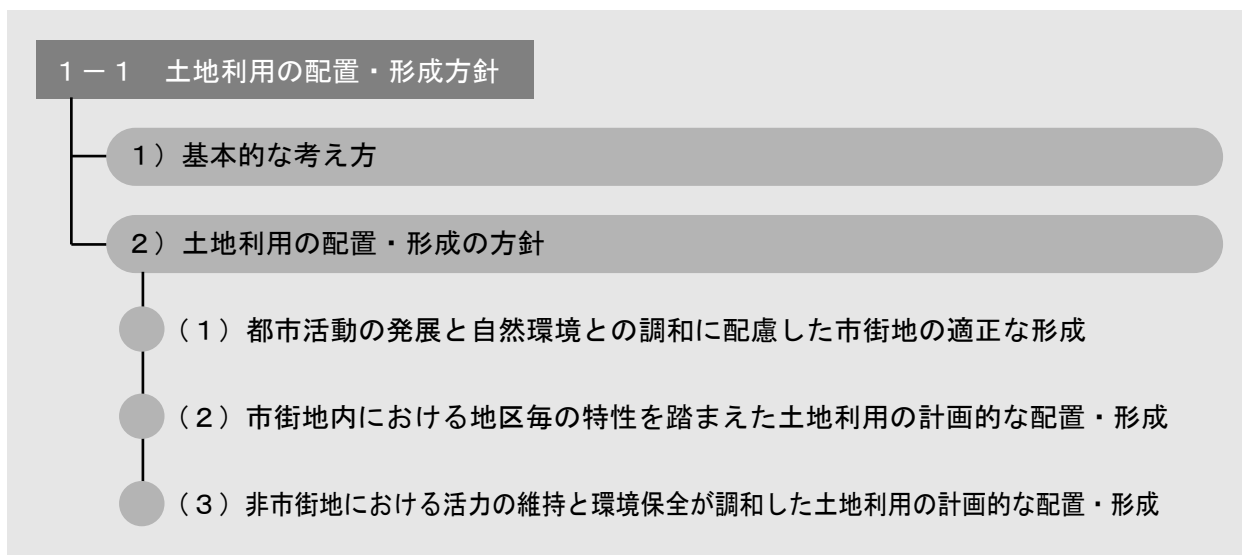
■ テーマ別の都市づくりの方針の体系



1 土地利用の配置・形成の方針

1-1 土地利用の配置・形成方針

■ 土地利用の配置・形成方針の体系



結城市は、鬼怒川や広大な農地等豊かな自然環境を有しており、こうした潤いのある環境と市民の日常的な暮らしや産業経済等の都市活動が融合・共生し、いきいきとした市民生活を持続させることが、快適で良好な都市・生活環境を形成するための条件となります。

そのため、将来の都市規模や機能等を十分に踏まえ、都市的土地利用と自然的土地利用との調和に配慮しながら、土地利用の配置・誘導の方向性を明らかにしていく必要があります。

1) 基本的な考え方

都市活動の活性化と自然・農業環境の保全との調和
都市の持続性への配慮
安全で快適な市民生活の確保
地区毎の特性に応じたきめ細かな対応

2) 土地利用の配置・形成の方針

(1) 都市活動の発展と自然環境との調和に配慮した市街地の適正な形成

1

区域区分制度の効果的な活用と適正かつ計画的な土地利用の誘導

- ・豊かな自然・農業環境に囲まれた中で、利便性の高い都市的サービス機能が集積した良好な市街地を形成し、活力ある都市・生活活動を営んでいくため、今後も区域区分制度（線引き制度）を効果的に活用し、適正かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ・現行の市街化区域内においては、都市基盤施設の充実など市街地整備にあたって、地区毎の特性に対応した適切な密度利用のもと、居住人口や商業・工業等の産業機能の定着化を適正かつ計画的に誘導するため、コンパクトなまちづくりを念頭に、都市機能誘導区域^{※1}や居住誘導区域^{※2}の設定を検討します。

2

住居系市街地

- ・小田林駅や東結城駅を中心としたJR水戸線軸状方向及び国道50号沿道以南等においては、小山市との連坦性確保や交通拠点周辺の利便性向上、結城第一工業団地との市街地一体化等を鑑み、必要に応じて、住居系市街地への誘導を検討します。

3

商業系市街地

- ・結城駅周辺においては、駅を中心とした商業・サービス施設、オフィス業務、娯楽施設等が集積立地する商業地を形成します。
- ・国道50号沿道においては、広域商業地の発展的拡大を検討します。

4

工業系市街地

- ・結城第一工業団地の発展的拡大や、広域交通の流動特性を活かした流通業務地の形成など、必要に応じて、工業系の拡大市街地を整備します。

5

その他の産業系拠点の設定

- ・筑西幹線道路や南部中央幹線の整備を踏まえ、必要に応じて、地域に根ざした新たな産業振興のための拠点づくりを検討します。

（2）市街地内における地区毎の特性を踏まえた土地利用の計画的な配置・形成

市街地内における土地利用は、市街地の活力維持に向けた地域コミュニティの形成・強化に配慮しつつ、地区毎の立地利便性や現状等の特性を踏まえ、次のとおり各種用途を計画的に配置し、その実現に向けての適正な土地利用の形成を図ります。

■ 市街地内における土地利用の配置・形成方針

土地利用の区分		土地利用の配置方針	土地利用の形成の方針
住居系	低密度専用住宅地	■ 現行市街地 ①結城駅北部周辺市街地 ②結城駅南部周辺市街地 ■ 拡大市街地（市街化想定ゾーン）	・緑豊かなゆとりある街並みを有した低層戸建て住宅が主体の低密度な住宅地を形成します。 ・農業との健全な調和を図りつつ、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持を図るため、市街化調整区域における立地基準緩和制度※3の活用等を検討します。
	中密度複合住宅地	■ 現行市街地 ③結城駅北部市街地及び主要な幹線道路沿道地区 ④結城駅南部市街地及び主要な幹線道路沿道地区	・低層の戸建て住宅と低中層の集合住宅が共存し、身近な都市的利便性を最大限享受できる中密度の住宅地を形成します。
商業系	商業地	■ 現行市街地 ⑤結城駅北口駅前広場周辺及び(一)結城停車場線沿道地区 ⑥結城駅南口駅前広場周辺及び(都)3・4・14駅南停車場線沿道地区	・駅を中心とした商業・サービス施設、オフィス業務、娯楽施設等が集積立地する商業地を形成します。
	沿道サービス地	■ 現行市街地 ⑦国道50号沿道地区	・主要幹線道路の沿道における自動車交通の利便性を活かした沿道サービス型の商業・サービス施設等が集積立地する土地利用を形成します。
工業系	工業地	■ 現行市街地 ⑧結城第一工業団地 ■ 拡大市街地（市街化想定ゾーン） ⑨結城第一工業団地上山川北部地区	・周辺環境（住環境、田園環境等）との調和に配慮した緑豊かな環境の中で、工業生産施設、研究開発施設が集積立地する工業地を形成します。
	流通業務地	■ 新規産業拠点 ⑩流通業務施設	・必要に応じて、広域交通網の結節点としての立地条件を活かした流通業務施設が集積立地する土地利用の形成を検討します。
その他の産業系		■ 新規産業拠点 ⑪産業振興機能	・必要に応じて、地域に根ざした新たな産業振興機能の導入・育成に資する土地利用の形成を検討します。

- ※1 都市機能誘導区域：「都市再生特別措置法」に基づく制度で、都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。
- ※2 居住誘導区域：「都市再生特別措置法」に基づく制度で、都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。
- ※3 立地基準緩和制度：市街化調整区域の住宅開発等を一定条件のもと許容し、集落等のコミュニティ維持や活性化を促す制度。

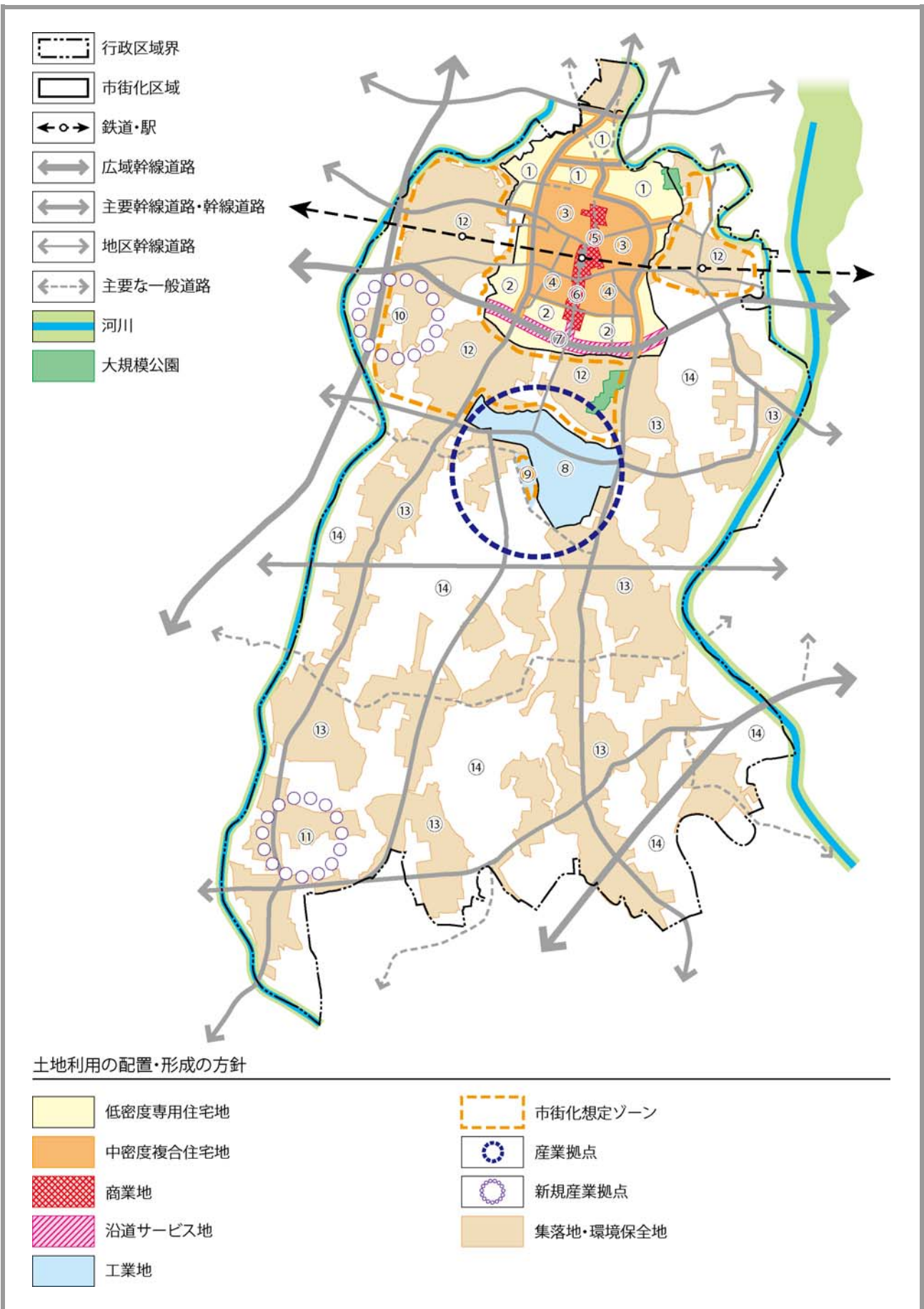
（3）非市街地における活力の維持と環境保全が調和した土地利用の計画的な配置・形成

非市街地内における土地利用は、集落地の活力を維持する宅地利用と農地・平地林等の自然環境との調和に配慮し、「結城市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」等、市街化調整区域での立地基準に基づき、次のとおり土地利用の配置・形成を図ります。

■ 非市街地における土地利用の配置・形成方針

土地利用の区分	土地利用の配置方針	土地利用の形成の方針
集落地	⑫市街化想定ゾーン内の集落地 ：小田林駅周辺地区 ：東結城駅周辺地区 ：国道50号以南地区	・市街化想定ゾーンにおいては、当面、生活基盤施設の整備や土地利用の規制・誘導策の確立を前提として、集落地の活力を維持するための宅地利用を進め、将来的には、必要に応じて、立地基準緩和制度の活用等を検討します。
	⑬市街化想定ゾーンを除く市街化調整区域内の集落地	・周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地を形成します。 ・江川地区の(主)結城野田線や上山川・山川地区の(主)結城坂東線の沿道等の一団の集落地においては、道路や排水等の生活基盤施設の整備や土地利用の規制・誘導策の確立を前提として、集落地の活力を維持するための宅地利用を許容します。
環境保全地	⑭市街化想定ゾーンを除く市街化調整区域内の農地・平地林	・まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用に努めます。

■ 土地利用の配置・形成の方針図



1-2 市街地及び集落地の環境整備方針

■ 市街地及び集落地の環境整備方針の体系



結城市では、これまで駅南土地区画整理事業や結城南土地区画整理事業といった面的な市街地整備に取り組み、都市基盤が充実する良好な市街地環境の形成に努めてきたところです。

一方、その他の市街化区域においては、依然として生活道路・公園等の生活基盤施設の未整備な地区や、用途混在・木造密集市街地等の土地利用の整序化が必要な地区も残存しています。

また、市街化調整区域に散在する集落地においては、生活環境の向上が重要な課題となっています。

今後は、市街化区域内の基盤整備や市街化調整区域内の集落地環境整備など、それぞれ異なる地区特性を踏まえつつ、様々な世代がバランスよく暮らし、交流できる場づくりを基本に、市民誰もが安心して住み続けることができる都市づくりが必要となっています。

1) 基本的な考え方

圏域の拠点都市としての中心性を高める拠点整備の積極的な展開
市街地の骨格を形成する基盤施設の整備
面的な基盤整備の推進と計画的な土地利用対策の確立
地区毎の特色や生活者の視点を踏まえたきめ細かな環境整備の推進

2) 市街地及び集落地の環境整備方針

(1) 既成中心市街地

- ・結城駅周辺は本市の玄関口としてふさわしい魅力ある商業・観光施設等の機能集積を誘導していきます。
- ・結城駅北部には神社仏閣や蔵造りの建築物等の歴史的・伝統的資源が点在することから、それらを活かした魅力的な街づくりを、景観形成重点地区や伝統的建築物群保存地区の指定検討、(一)結城停車場線の整備などを併せて展開していきます。

(2) 基盤整備実施地区

- ・土地区画整理事業による面的基盤整備の早期完了を目指し、生活拠点の形成に努めます。また、用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制、ゆとりある街並み景観の形成、民有地緑化の促進等、基盤整備後の土地利用や建築活動等に対する適正な規制・誘導に努めます。
- ・土地区画整理事業完了地区における住居系用途地域では閑静な住宅街の形成を、商業系用途地域では新しい感覚の飲食・ファッション関連産業等の商業・サービス業務施設の集積や、近代的な街並み景観等の形成を目指し、それぞれの用途にふさわしい土地利用や建築活動等に対する適正な規制・誘導に努めます。
- ・国道50号など幹線道路及びその沿道部においては、広域商業集積地としてふさわしい機能誘導及び自動車交通の玄関口としての街路景観整備や、沿道景観形成の計画的な規制・誘導に努めます。

（３）その他の既成市街地

- ・既成市街地においては、道路等基盤施設の未整備に加えて、用途混在や小規模・老朽住宅密集地の形成のほか、低・未利用地の存在などがみられ、都市機能上、住環境上、防災上憂慮すべき問題を抱えていることから、道路の整備や南北市街地の連絡性を高める機能の拡充整備等、市民生活に身近な生活基盤施設の充実を図ります。
また、土地利用の再編（既存建築物の共同化・複合化、環境阻害施設の地区外移転・地区内集約化、不良住宅地の改善等）を図るため、市街地の面的・立体的整備や規制・誘導手法の適用により実現化に努めます。
- ・基盤施設が未整備状況のまま宅地化が進行しないよう、土地利用や建築活動に対する適正な規制・誘導を図るとともに、必要に応じた生活基盤施設の整備促進に努めます。特に、ある程度のまとまりを有する区域においては、必要に応じて、面的基盤整備の事業化を検討します。
- ・城跡周辺地区においては、既定地区計画に基づき、市民生活に身近な細街路、公園・緑地等の基盤整備を推進するとともに、土地利用や建築活動等に対する適正な規制・誘導を図ります。

（４）産業系市街地

- ・市街地内工業系施設地区（既成市街地内に立地する工業系施設）においては、地元・企業の意向を踏まえながら、周辺環境整備や市街地内集約化、工業団地への移転等の対応を図ります。
- ・工業専用地域である結城第一工業団地においては、既存の機能や環境の維持・充実を図るとともに、必要に応じて工業団地を拡張し、面的な基盤施設の推進と計画的な企業誘致、都市緑化の促進に努めます。
- ・新規産業拠点（産業振興機能）については、結城第一工業団地の工業地としての成熟化と南部中央幹線の整備、さらには、筑西幹線道路の整備状況を踏まえながら、必要に応じて、地域に根ざした新たな産業拠点の計画に努めます。
- ・新規産業拠点（流通業務施設）については、本市の新たな発展を支える流通業務拠点として、必要に応じて、基盤施設の面的・一体的整備を前提に市街化区域への編入や、計画的な企業誘致、都市緑化の促進に努めます。

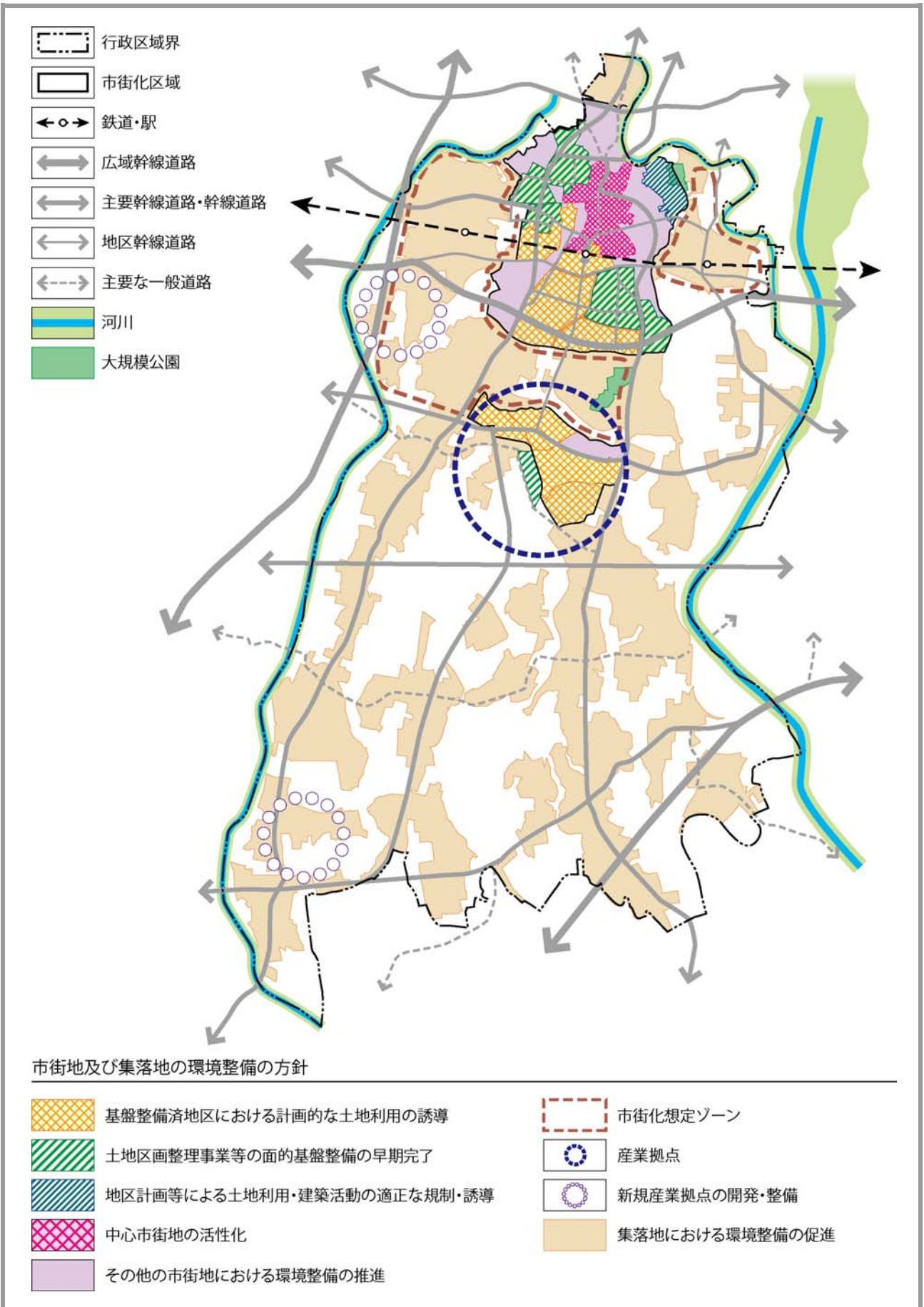
● (5) 市街化調整区域内の集落地

- ・集落地においては、生活道路や雨水・排水処理施設、公園・緑地等の基盤施設の整備を必要に応じて推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成に努めます。
- ・農業との健全な調和を図りつつ、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持を図るため、市街化調整区域における立地基準緩和制度の活用等を検討します。

● (6) 空き家対策の推進

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び結城市空き家等の適正管理に関する条例に加えて、県が主催する市町村空家等対策連絡調整会議と連携しながら、空き家バンク等の利活用・維持管理方策の検討を進めます。

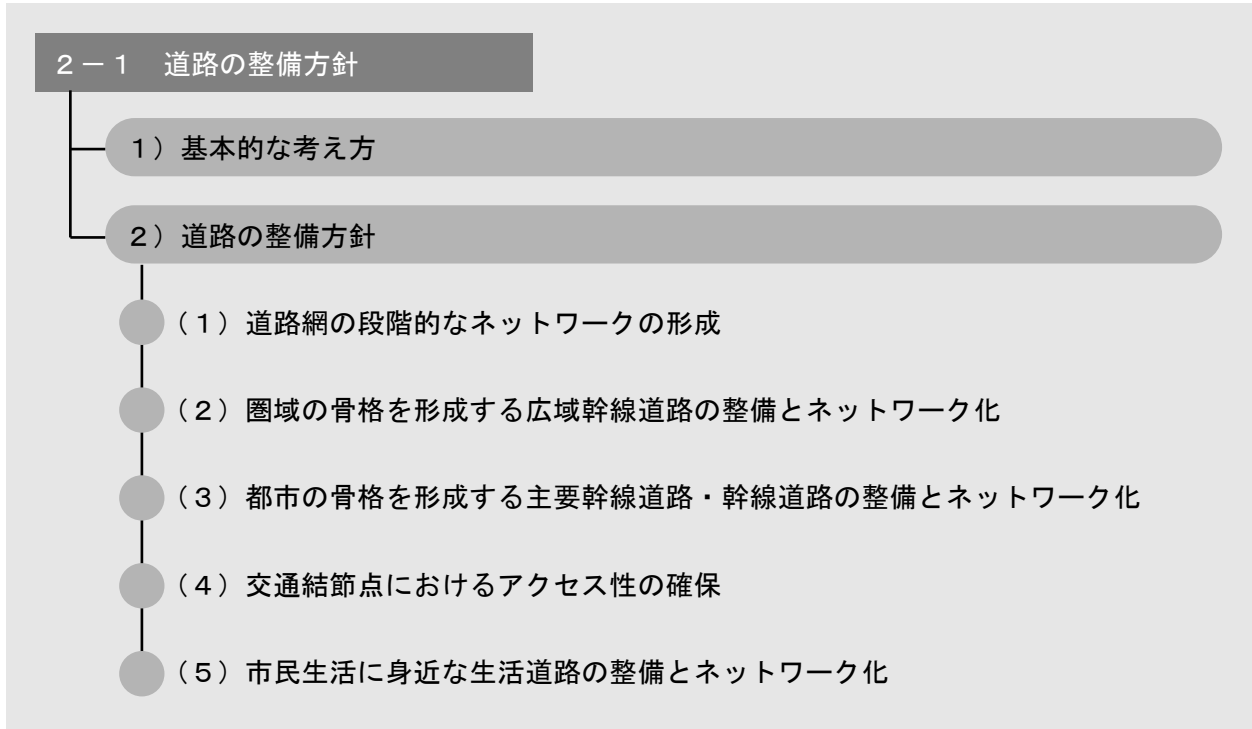
■ 市街地及び集落地の環境整備の方針図



2 道路・交通ネットワークの形成方針

2-1 道路の整備方針

■ 道路の整備方針の体系



近年、広域的な交通基盤の整備やモータリゼーションの進展等により生活圏が拡大し様々な交流が展開しつつあり、今後も、首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路の整備をはじめとした道路網の更なる充実により、こうした状況はさらに高まることが予想されます。

そのため、広域的な交通体系と適切に連携した骨格的な道路ネットワークの形成により、活発化する様々な交流を本市の発展や活力につなげていく必要があります。

1) 基本的な考え方

圏域の拠点都市としての連携・一体化を促進する広域交通体系の確立
高度化・多様化する都市活動を支える都市交通体系の確立
市民生活における利便性・安全性を支える身近な生活道路網の形成

2) 道路の整備方針

(1) 道路網の段階的なネットワークの形成

・本市の道路網は、道路の交通処理機能に応じて、幹線道路から生活道路に至る段階的なネットワークを形成するものとします。

なお、幹線道路をはじめとした骨格的な道路網は、都市計画道路網を基本として形成するものとしますが、必要に応じて見直しを図るなど、今後の社会経済環境の動向を踏まえながら、道路交通をとりまく環境に対応した望ましい道路ネットワークの再構築に努めます。

■ 道路網の段階構成と交通処理機能

段階構成		交通処理機能
幹線道路	広域幹線道路	・首都圏等との連携を担う、広域交通を処理する道路で、かつ、県内における骨格的道路として位置づけられる高規格な道路
	主要幹線道路	・都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップの交通を分担し、都市内の下位の道路への不要交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効率的に連結する道路で、県内の骨格的なネットワークとして位置づけられる道路
	幹線道路	・主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通のうち比較的長いトリップの交通を交通需要に対応して分担し、地区環境区を形成する道路
生活道路	地区幹線道路	・地区環境区の内部にあつて、居住環境区の外郭を形成し、地区環境区内の幹線的機能を果たす道路で、バス交通等の地域サービス、環境保全等の基本的役割を果たす道路
	地区集散道路 (集落幹線道路)	・居住環境区内にあつて、区画道路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路であるが、商業地域のように網密度が高く要求される地区や人口密度が低い地区では、地区幹線的機能も合わせもつ道路 (集落幹線道路は一団の集落地内で骨格を形成する道路、集落地における地区集散道路としての機能を担う道路)
	区画道路 (集落生活道路)	・各宅地に接続するサービス道路で、身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たす道路 (集落生活道路は集落地内の身近な生活流動を処理する機能を担う道路)

● (2) 圏域の骨格を形成する広域幹線道路の整備とネットワーク化

- ・自動車交通の適正な利用により、首都圏等広域圏との交流を拡大し、本市における地域振興を促進する広域幹線道路の整備とネットワーク化を図ります。
- ・国道や主要地方道，一般県道においては，国，県等の道路管理者と協議を行いながら，整備に向けた検討を進めます。

○東西・南北の連絡を強化する広域幹線道路網の整備

南北軸：新4号国道（整備済）

東西軸：国道50号（整備中），筑西幹線道路（整備中）

○適切なアクセスコントロールの促進

新4号国道への接続道路の限定

国道50号における沿道土地利用（都市交流拠点）へのアクセス制限

○環境保全に配慮した沿道整備の促進

バッファゾーンの形成：[緩衝緑地の整備，非住居系等の適正な土地利用への誘導]

（３）都市の骨格を形成する主要幹線道路・幹線道路の整備とネットワーク化

・広域幹線道路へのアクセス性を高めつつ、市内における円滑な自動車交通流動を確保し、都市全体がバランスよく発展していくため、広域幹線道路を補完し、周辺諸都市との交流を拡大するとともに、市内各地区相互のネットワークの強化に資する本市の骨格を形成する主要幹線道路・幹線道路の整備を図ります。

・主要地方道，一般県道については，県等の道路管理者と協議を行いながら，整備に向けた検討を進めます。

○都市全体における主要幹線道路・幹線道路の交通体系を踏まえた東西・南北からなる格子状の骨格道路網の形成

○広域幹線道路網を補完する県道・新規道路の整備

主要地方道：(主)結城野田線，(主)結城坂東線，(主)宇都宮結城線，
(主)結城下妻線 等

一般県道：(一)結城石橋線，(一)小山結城線 等

新規道路：南部中央幹線，南部農業地域における新規東西交通軸

○結城駅北側・南側市街地交通集中地における外郭道路網の形成

((都)3・4・18鹿窪・砂窪線，(都)3・4・20作の谷・松木合線の整備)

○結城北部地区（結城駅北部周辺市街地），結城西部地区（小田林駅周辺地区），結城東部地区（東結城駅周辺地区）における骨格道路網の形成と地区間相互の連絡性強化

((都)3・4・15根本原・神明町線，(都)3・4・17国府町・五助線（西側延伸）)

○結城第一工業団地地区における主要幹線道路・幹線道路や周辺諸都市との連絡性強化

○南部農業地域における地域内の連絡性の強化

(南部中央幹線の整備)

○南部農業地域における結城駅周辺等北部地域や周辺諸都市との連絡性強化

(県との協議による既存県道の整備拡充，新規東西交通軸の整備)

● (4) 交通結節点におけるアクセス性の確保

- ・ J R水戸線結城駅周辺の交通集中地においては、駅や商店街へのアクセス道路や駅前広場の整備・充実を図るとともに、適正な規模の駐車場や駐輪場の確保に努めます。

○アクセス道路・駅前広場の整備

結城駅北側市街地：北口駅前広場，

(都)3・4・17国府町・五助線，(都)3・6・23国府町・大谷瀬線，
結城駅南側市街地：南口駅前広場，(都)3・4・14駅南停車場線，
(都)3・6・21大橋・下小埜線

小田林駅周辺：駅前広場及びアクセス道路の整備

東結城駅周辺：駅前広場及びアクセス道路の整備

○駐車場・駐輪場の整備

(大規模建築物に対する駐車場の付置義務の誘導，商店街における駐車場整備の促進，
駐輪需要に対応した適切な施設整備の推進)

（５）市民生活に身近な生活道路の整備とネットワーク化

1

地区幹線道路

- ・市民生活に身近な日常生活圏である地区の骨格を形成し、円滑な生活流動を支えるとともに、主要幹線道路や幹線道路へのアクセス機能の向上を図るため、市街地内においては、概ね1kmを網間隔の基本としながら配置し、その整備を推進します。また、それぞれの地区幹線道路が位置する地区特性や地形等の特徴に配慮した、柔軟性のある整備を図ります。

2

地区集散道路

- ・地区集散道路については、市民生活に身近な区画道路からの交通を集め、地区幹線道路への円滑なアクセスが可能となるよう、市街地内においては、概ね500mを網間隔の基本としながら適正に配置し、その整備を推進します。

3

区画道路

- ・市民生活に最も身近な区画道路については、市街地形態や市街化の状況に応じて、適正な網密度や幅員の確保に努めます。
- ・区画道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線として位置づけ、概ね250m間隔を基本としながら計画的に配置し、重点的に整備を推進します。

4

地区特性に配慮したきめ細かな生活道路網整備の推進

- ・生活道路網の整備にあたっては、各地区の土地利用特性や地形等に配慮した効果的かつ効率的な整備手法により、柔軟できめ細かな取り組みに努めます。

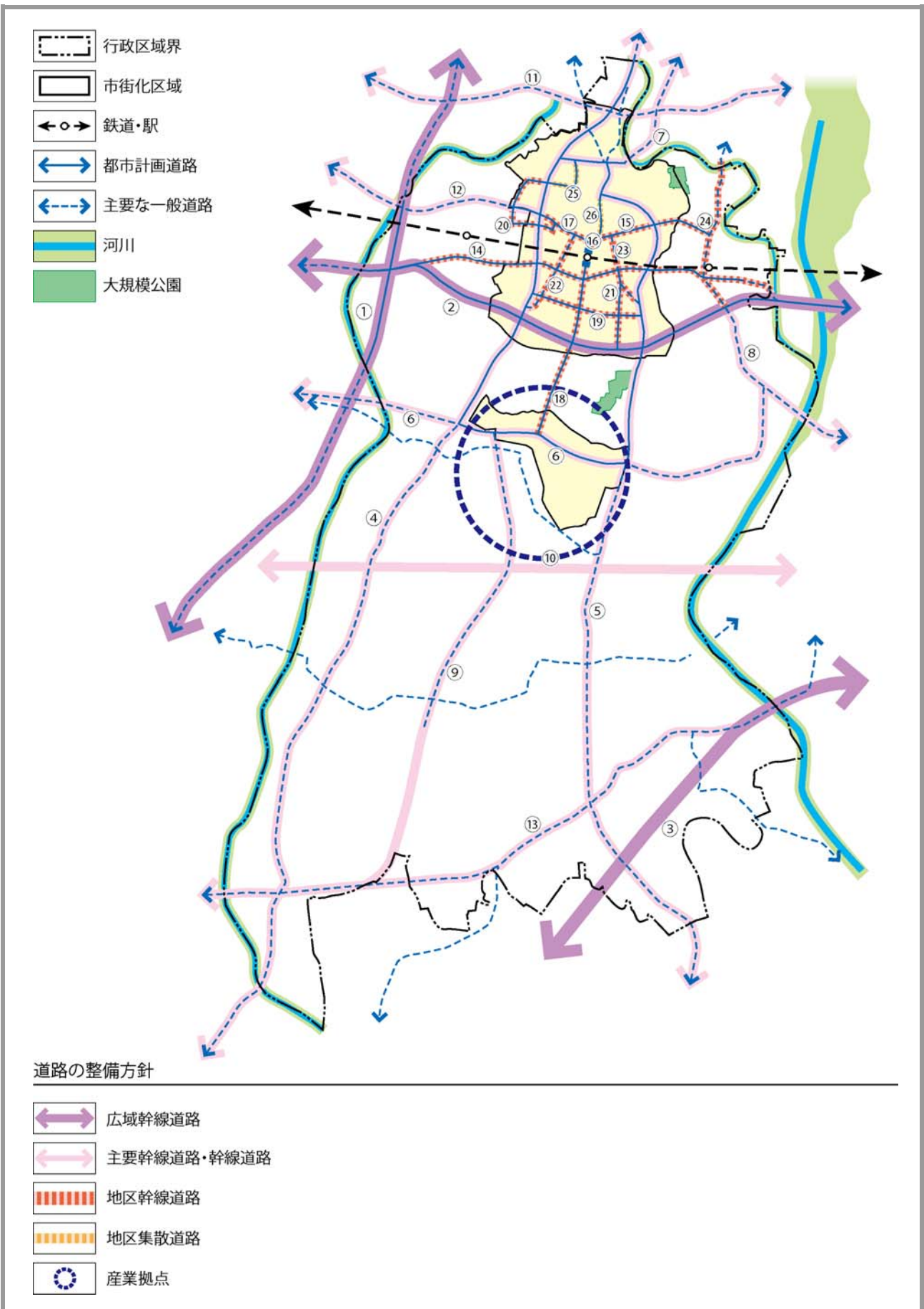
■ 結城市における道路網の構成と機能

(主)：主要地方道，(一)：一般県道，(都)：都市計画道路

区分	番号	名称	機能	備考	
広域幹線道路	①	(都)3・2・13 第2・4号国道線 (新4号国道)	・広域圏における南北交通の処理を担う主要な交通軸である。 ・この広域交通流動性特性を活かし、沿道部に流通業務拠点を形成する。	地域高規格道路	
	②	(都)3・2・33 小田林・蓮沼線 (国道50号)	・広域圏における東西交通の処理を担う主要な交通軸であるとともに、本市と一体化・機能分担が期待される小山市、筑西市との連絡を担う。 ・この広域交通流動特性を活かし、沿道部に広域商業拠点を形成する。		
	③	筑西幹線道路	・広域圏における南北交通の処理を担う主要な交通軸であるとともに、本市と一体化・機能分担が期待される筑西市、古河市との連絡を担う。		
主要幹線道路 幹線道路	④	(一)結城石橋線 (都)3・4・20 作の谷・松木合線 (主)結城野田線	・結城駅周辺市街地西側外郭を形成するとともに、北部市街地と南部農業地域を連絡する機能を担う路線である。 ・(一)結城石橋線、(主)結城野田線として南北の広域交通流動を補完する路線でもある。		
	⑤	(都)3・4・18 鹿窪・砂窪線 (主)結城坂東線	・結城周辺市街地東側外郭を形成するとともに、北部市街地と南部農業地域を連絡する機能を担う路線である。 ・(主)結城坂東線として南北の広域交通流動を補完する路線でもある。		
	⑥	(都)3・4・76 鹿窪・作の谷線 (一)矢畑・横倉新田線バイパス	・結城第一工業団地及びその周辺の骨格を形成し、周辺諸都市との連絡性を高める路線である。		
	⑦	(都)3・4・15 根本原・神明町線 (主)宇都宮結城線	・結城駅周辺市街地の北側の骨格を形成する路線である。 ・(主)宇都宮結城線と接続し、南北の広域交通流動を補完する路線でもある。		
	⑧	(主)結城下妻線	・結城東部地区の骨格を形成する路線である。		
	⑨	南部中央幹線	・南部農業地域における南北方向の骨格を形成する路線である。	一部整備済	
	⑩	新設路線 (新規東西交通軸)	・南部農業地域における東西方向の骨格を形成する路線である。 ・東西の広域交通流動を補完する路線でもある。	構想線	
	⑪	市道0101号線	・小山市と筑西市を連絡する東西の広域交通流動を補完する路線である。		
	⑫	(都)3・4・17 国府町・五助線 (一部) (一)小山結城線	・結城西部地区の北側の骨格を形成するとともに、 (一)小山結城線として東西の広域交通流動を補完する路線である。		
	⑬	(主)筑西三和線 (一)新宿新田総和線	・南部農業地域の南側の骨格を形成するとともに、 (一)新宿新田総和線として東西の広域交通流動を補完する路線である。		
	地区幹線道路	⑭	(都)3・6・21 大橋・下小塙線 (都)3・6・22 大橋町・小田林線	・水戸線南側市街地等における東西の生活流動を支える幹線的機能を有する路線である。	
		⑮	(都)3・6・23 国府町・大谷瀬線	・結城駅北側市街地(北口駅前広場等)へのアクセス道路として機能する。	
		⑯	(都)3・4・16 結城停車場線		
⑰		(都)3・4・17 国府町・五助線 (一部)	一部歩行者 優先道路化		
⑱		(都)3・4・14 駅南停車場線	・結城駅南側市街地(南口駅前広場等)へのアクセス道路として機能する。		
⑲		(都)3・4・51 下り松・公達線	・結城南側市街地における東西の生活流動を支える路線である。		
⑳		(都)3・5・75 富士見町・四ツ京線	・逆井地区、富士見町地区における生活流動を支える路線である。		
㉑		(都)3・4・72 白銀町・下り松線	・結城南側市街地における南北の生活流動を支える路線である。		
㉒		旧・(主)結城野田線	・結城駅周辺地区における生活流動を支える路線であり、JR水戸線により分断される南北市街地間の連絡強化が期待される。		
㉓		(主)結城坂東線			
㉔	市道0103号線	・結城東部地区における生活流動を支える路線である。			
地区集散道路	㉕	(都)7・6・3 四ツ京公園通り線	・四ツ京地区における生活流動を支える路線である。		
	㉖	(都)7・6・4 白銀町・穀町線	・結城駅北側市街地における南北の生活活動を支える路線である。		
	—	その他	・その他の地区集散道路については、個別の地区整備計画の検討の際に、位置づけていく。		

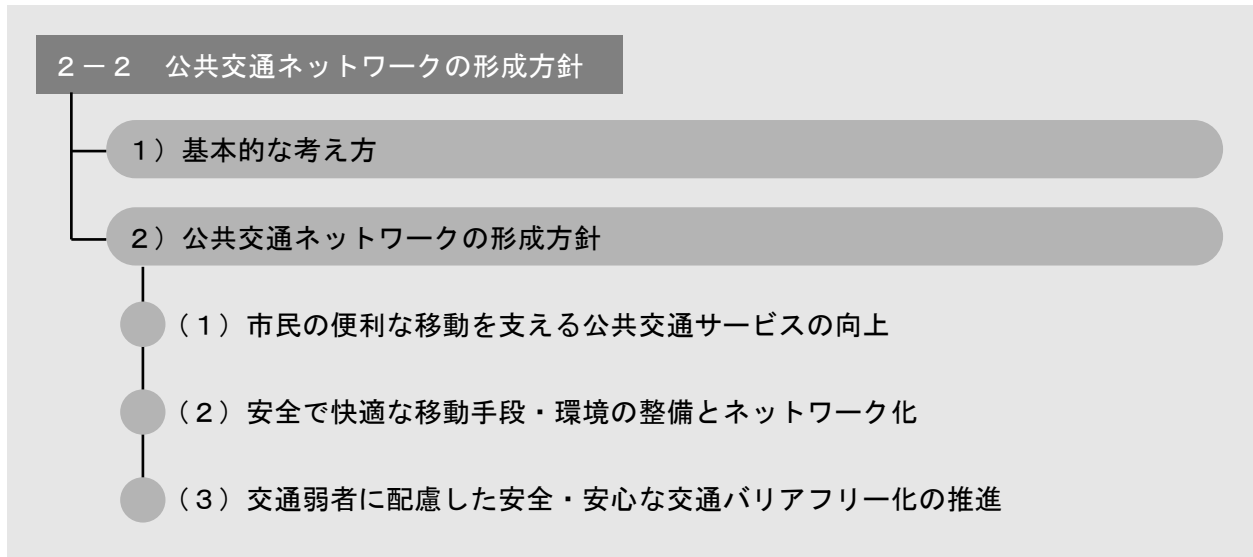
※国道や主要地方道、一般県道については、国・県等の道路管理者と協議を行いながら、整備に向けた検討を進めます。

■ 道路の整備方針図



2-2 公共交通ネットワークの形成方針

■ 公共交通ネットワークの形成方針の体系



利用者やその目的に応じた多様な交通手段を提供し、都市の活力と便利な市民生活を実現するために、公共交通サービスの利便性の向上に努める必要があります。

また、高齢者や障害者等への対応に配慮した、都市内あるいは身近な生活空間における安全・安心で便利な交通手段・環境を確保するため、交通バリアフリー化の推進や、多様な公共交通ネットワークの形成を図る必要があります。

1) 基本的な考え方

自動車交通との機能分担に配慮した公共交通サービスの実現
交通バリアフリー化の推進による人にやさしい交通環境の整備
市内の円滑な移動を確保する多様な公共交通手段の提供

2) 公共交通ネットワークの形成方針

(1) 市民の便利な移動を支える公共交通サービスの向上

1

J R水戸線の利便性の向上

- ・ J R水戸線については、近隣市町と連携した要望活動（輸送力の向上、水戸線からの円滑な乗り換えの確保等）の継続実施や、沿線の自治体等と連携したイベント等の開催及び参加などにより、利便性の向上に努めます。

2

多様な交通手段の提供

- ・ 利用者のニーズに即した公共交通の実現に向けて、鉄道サービスを補完する広域バス交通ネットワークの形成（小山～結城～筑西間等 J R水戸線軸上方向のバス路線網）や、鉄道利用を高める市内循環バス交通ネットワークの形成（駅を中心とした都市交流拠点・工業団地間等を連絡するバス路線網）など、多様な交通手段の提供に努めます。
- ・ 公共交通を補完する自転車の利用促進に向けて、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づきながら、自転車ネットワーク整備計画の策定を検討するとともに、自転車専用レーンやサイクリングロード等の整備、コミュニティサイクルの導入などに努めます。

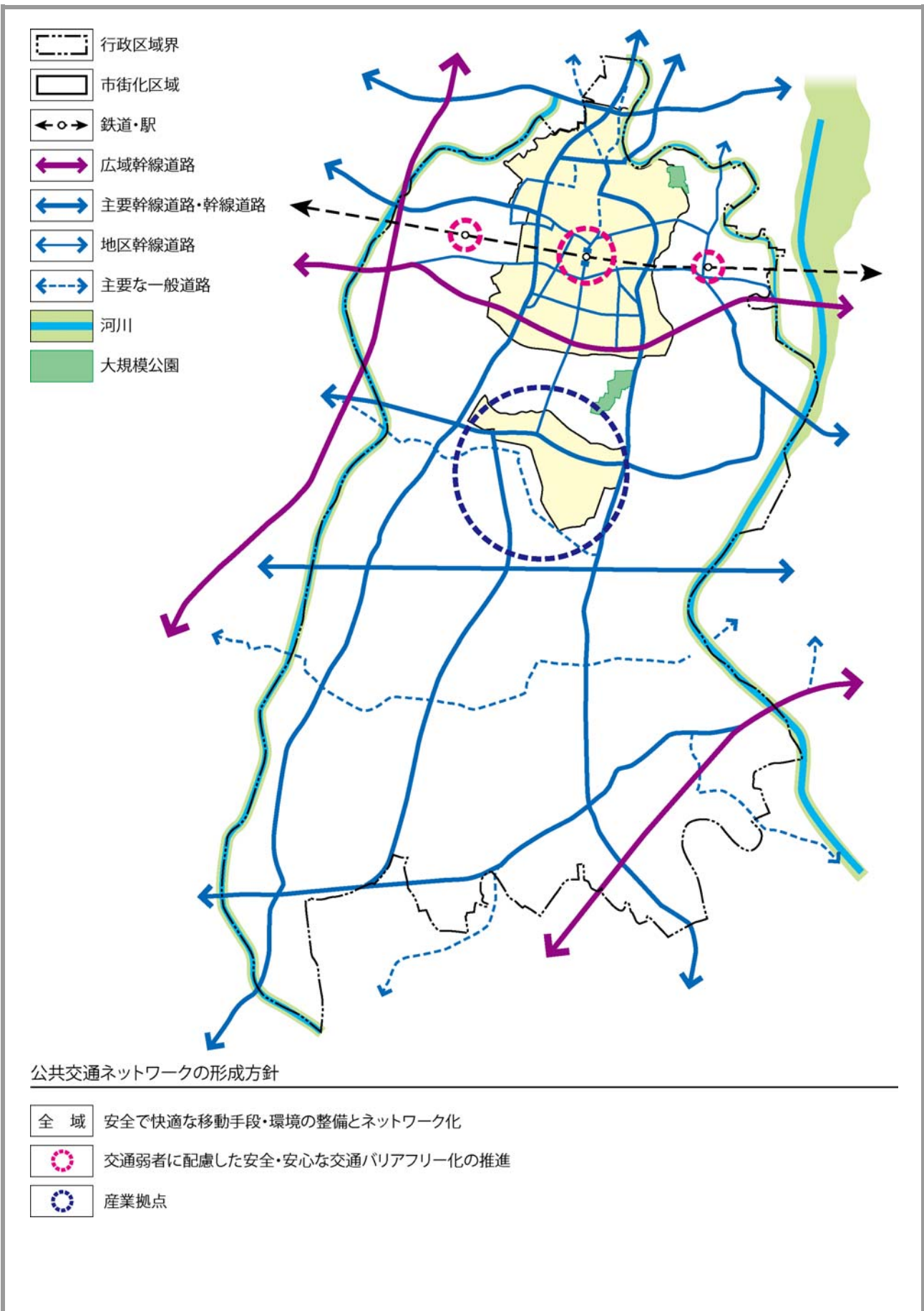
(2) 安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化

- ・ 都市拠点へのアクセス性の向上や、交通弱者に配慮した公共交通サービスの充実に向けて、既存の巡回バスの利便性向上や、コミュニティバス等の新たな公共交通システムの検討などにより、安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化を図ります。

(3) 交通弱者に配慮した安全・安心な交通バリアフリー化の推進

- ・ 結城駅、小田林駅、東結城駅や、その周辺における段差解消等のバリアフリー整備により、高齢者や障害者等に配慮した人にやさしい交通施設・環境の整備を推進します。

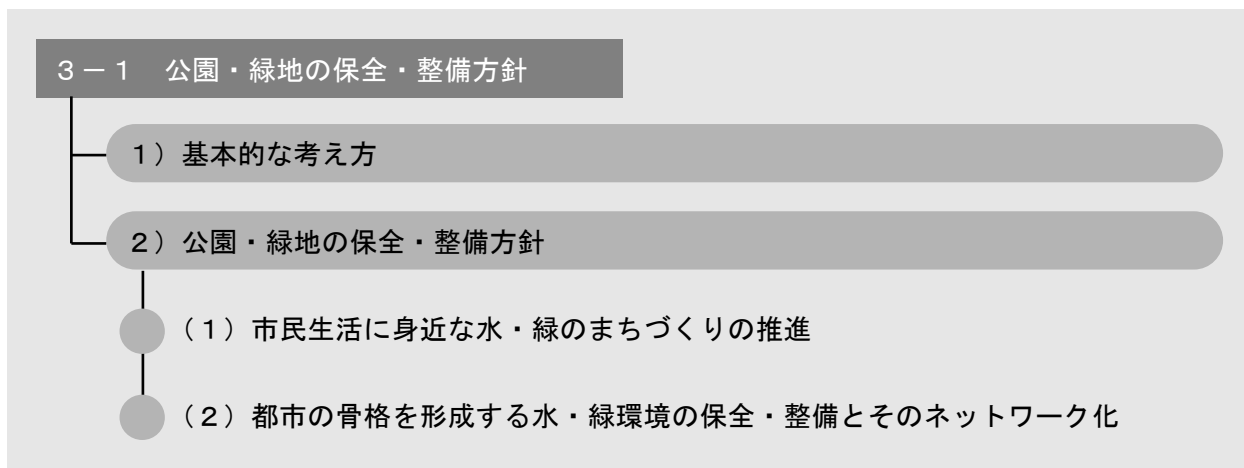
■ 公共交通ネットワークの形成方針図



3 水と緑のまちづくり方針

3-1 公園・緑地の保全・整備方針

■ 公園・緑地の保全・整備方針の体系



都市の公園・緑地は、環境保全やスポーツ・レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割を担っており、その重要性に対する認識が高まっています。

特に、鬼怒川や広大な農地等豊かな自然環境のほか、鹿窪運動公園や城跡歴史公園等の公園を有する本市においては、その保全・活用に対する市民の期待や関心が高くなっています。

そのため、今後の開発整備にあたっては、自然環境や市民のスポーツ・レクリエーション活動、防災機能、景観の重要性を認識しつつ、公園の整備や緑地の保全・創造に取り組むとともに、それらを活用し、結城らしさあふれる快適な環境づくりを重視する必要があります。

1) 基本的な考え方

市民や社会的ニーズに配慮した望ましい水と緑の環境水準の確保
結城らしさを代表する骨格的な水・緑構造の形成
市民の快適で潤いのある日常生活を実現する身近な水・緑環境の提供
地区毎の環境特性に応じたきめ細かな水と緑のまちづくりの推進

2) 公園・緑地の保全・整備方針

(1) 市民生活に身近な水・緑のまちづくりの推進

1

都市公園等の整備・充実

- ・市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場として、鹿窪運動公園等の都市公園における機能の充実・強化とともに、適正な維持・管理を図ります。
- ・市街化状況に応じて、アクセス道路や街並み景観等に十分に配慮しながら、市民の生活に身近な公園・地域コミュニティの場として、地区公園や近隣公園、街区公園の整備・充実とともに、ポケットパークや広場を適宜配置し、魅力ある緑空間の形成を図ります。
- ・都市公園については、結城市都市公園条例に基づき、住民一人当たりの敷地面積が10㎡以上となることを目指します。
- ・市街化調整区域においては、集落生活を支える基盤施設として、農村公園や運動場、ポケットパーク、広場等の整備・充実に努めます。

2

身近な環境資源の保全・活用

- ・まとまりのある環境良好な平地林や神社林等については、現在の緑地環境を維持・継承するための制度（緑地保全地区、都市緑地、緑地協定等）を導入しながら、その保全を図るとともに、市民の日常的な活用に資する有効利用に努めます。
- ・市街地内及びその周辺を流下する河川や用水路等においては、自然環境の保全・再生に配慮しながら、市民が身近に水辺とふれあえる場としての整備に努めます。
- ・耕作放棄地や遊休農地等については、大規模区画化に向けた農業生産基盤の再整備、中核農家への斡旋等、その有効利用について検討するとともに、市街地周辺部におけるその活用策として、農業公園や市民農園、学校農園、観光農園等の整備に努めます。

3

身近な水・緑環境の創造

- ・市街化区域内においては、住区基幹公園等の整備に加えて、生活道路や公共公益施設等の公共空間における緑化を推進します。
- ・商業地、工業地、住宅地などそれぞれの地区の特性を踏まえながら、緑地協定等の活用により身近な水・緑環境の創出に努めます。
- ・土地区画整理事業等の市街地開発事業実施区域においては、地区計画制度や緑地協定等の導入に努め、総合的な緑空間の創出を図ります。

道路・公共公益施設における緑化の推進

- ・市街地内の広幅員歩道を有する幹線道路以上の道路や景観形成面で軸となる道路にあつては、積極的に沿道緑化を図ります。
- ・公共公益施設については、市街地における水・緑環境の創出に向けて、積極的に敷地内緑化を推進します。

(2) 都市の骨格を形成する水・緑環境の保全・整備とそのネットワーク化

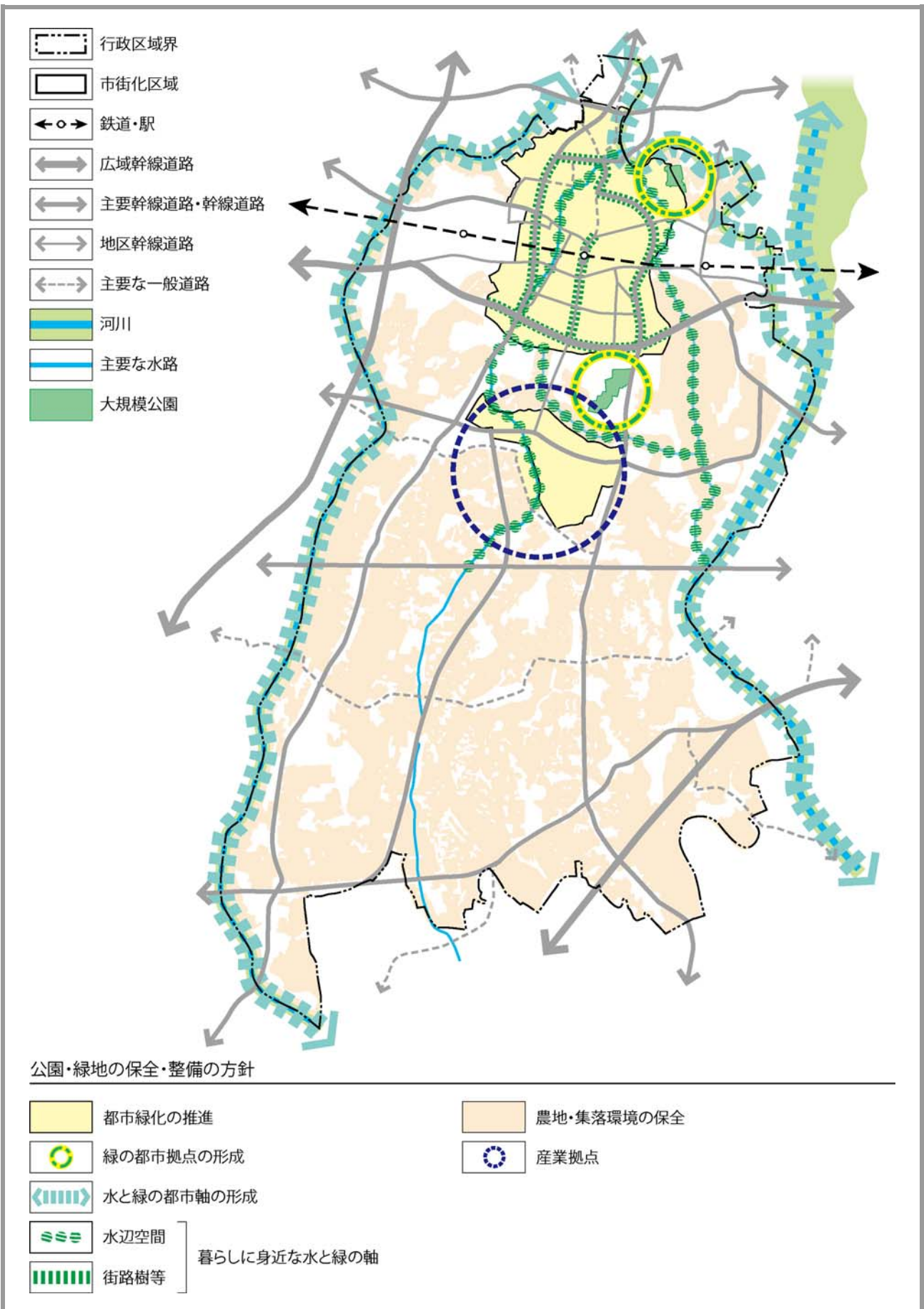
骨格的な水・緑環境の保全とその活用

- ・本市南部地域に広がる優良な農地や緑豊かな農業集落地の適正な保全に努めるとともに、産業活動の場として、また、都市住民の自然とのふれあい・交流の場としての活用を図ります。
- ・市域を南北に流下する鬼怒川や西仁連川は、広域的なレクリエーションの場として自然・生態系の維持・保全に努めるとともに、水辺で楽しむ場・環境学習の場としての活用を図ります。
- ・市街地に近接して流下する田川については、水質の保全・浄化等により、生態系の維持・再生に努めながら、市民にとって親水性あふれる身近なレクリエーションの場としての整備・活用を図ります。

骨格的な水と緑のネットワークを形成する拠点と軸の整備

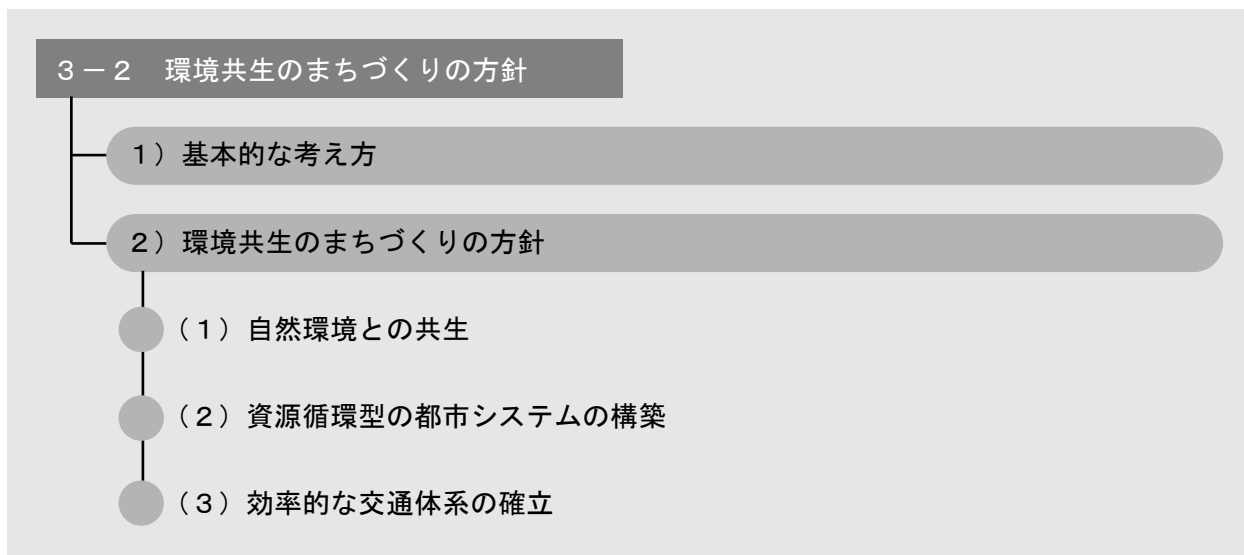
- ・鹿窪運動公園や城跡歴史公園と合わせて、鬼怒川や田川等の河川敷を利用した水辺空間や親水公園（スポーツ・レクリエーション施設等）の整備を推進し、緑の都市拠点の形成に努めます。
- ・緑の都市拠点や市域に広がる各種交流拠点をネットワークする水・緑の都市軸として、河川緑地や主要な用水路の保全・活用、市街地と集落地をつなぐサイクリングロード・散策路等の整備、幹線道路における歩道の緑化や緩衝緑地帯の確保等を推進します。
- ・鬼怒川、西仁連川、田川等については、河川管理者と協議を行いながら、河川敷等を活用し、自然・水辺とのふれあいを基調とした交流・レクリエーションの場として、水辺公園や散策路・遊歩道・サイクリングロード、ポケットパーク、親水堤防・環境護岸（緩傾斜型の堤防・護岸）等の整備を図ります。

■ 公園・緑地の保全・整備の方針図



3-2 環境共生のまちづくりの方針

■ 環境共生のまちづくりの方針の体系



今日の環境問題は、産業・経済活動だけでなく、市民の日常生活の中でも顕在化しており、身近な生活環境から地域環境へ、さらには地球温暖化など地球規模の環境変化へと結びついています。

本市においても、環境の恵みを将来世代に継承していくためにも、地球環境の保全を視野に入れた持続可能な都市づくりに積極的に取り組み、自然環境との共生を基本とした快適な都市環境づくりを通じて、市民生活をより豊かに、持続性のあるものにしていくことが求められています。

1) 基本的な考え方

結城市からの地球環境保全に対する貢献
自然環境との共生に配慮した様々な取り組みの推進
環境への負荷の少ない都市活動による持続的な発展

2) 環境共生のまちづくりの方針

(1) 自然環境との共生

1 自然環境と調和した土地利用の推進

- ・ 大幅な土地形状の変更の抑制や計画的な緑地の配置，地域の風の流れに配慮した土地利用及び建物配置など，地形，地質，風，日照等に考慮し，自然と調和した土地利用の推進に取り組みます。

2 緑豊かな都市空間の形成

- ・ 本市の特性を踏まえ，既存の農地，水辺，平地林等の緑地の保全に取り組むとともに，建物の敷地内緑化や沿道緑化等の新たな緑地の整備を図ります。

3 水辺空間の保全・再生

- ・ 雨水の貯留や浸透設備等の導入などにより，雨水の地下浸透能力を強化するとともに，人々の憩いの場を提供する自然の水辺空間の保全及び再生に努めます。

4 生態系との共生

- ・ 水と緑のネットワークの整備等にあたっては，生態系に配慮した多様かつ貴重な動植物種が生育・生息できる環境の保全対策を講じるなど，本市の特性にあった植物・動物生息空間の確保に努めます。

(2) 資源循環型の都市システムの構築

1 省エネルギーの推進

- ・ 省エネルギー型の建物構造の採用や照明，空調換気，給湯設備及び動力設備の導入を図るとともに，廃熱の回収及び利用等を促進し，効率的かつ有効なエネルギー供給に努めます。

2

再生可能エネルギーの活用

- ・ 太陽熱利用温水機器や太陽光発電施設・設備の導入など、再生可能エネルギーの利用を促進します。

3

水・資源のリサイクル

- ・ 水については、雨水貯留施設による雨水の活用や上水道の節水設備の導入など、その利用から処理までの循環において有効利用に努めます。
- ・ 廃棄物については、ごみ等の排出抑制に努めるとともに、建築物等におけるリサイクル材の使用や、ごみ分別収集システムの確立、生ごみ処理機の導入など、資源の再利用を促進します。

(3) 効率的な交通体系の確立

1

円滑な走行が確保された省エネルギー型の自動車社会の形成

- ・ 放射・環状型道路網の形成、バイパスや立体交差の整備、交差点の改良、駐車場の確保など、道路交通体系の整備を着実に推進し、円滑な走行が確保された省エネルギー型の自動車社会を形成します。

2

自家用車依存型の交通システムの改善

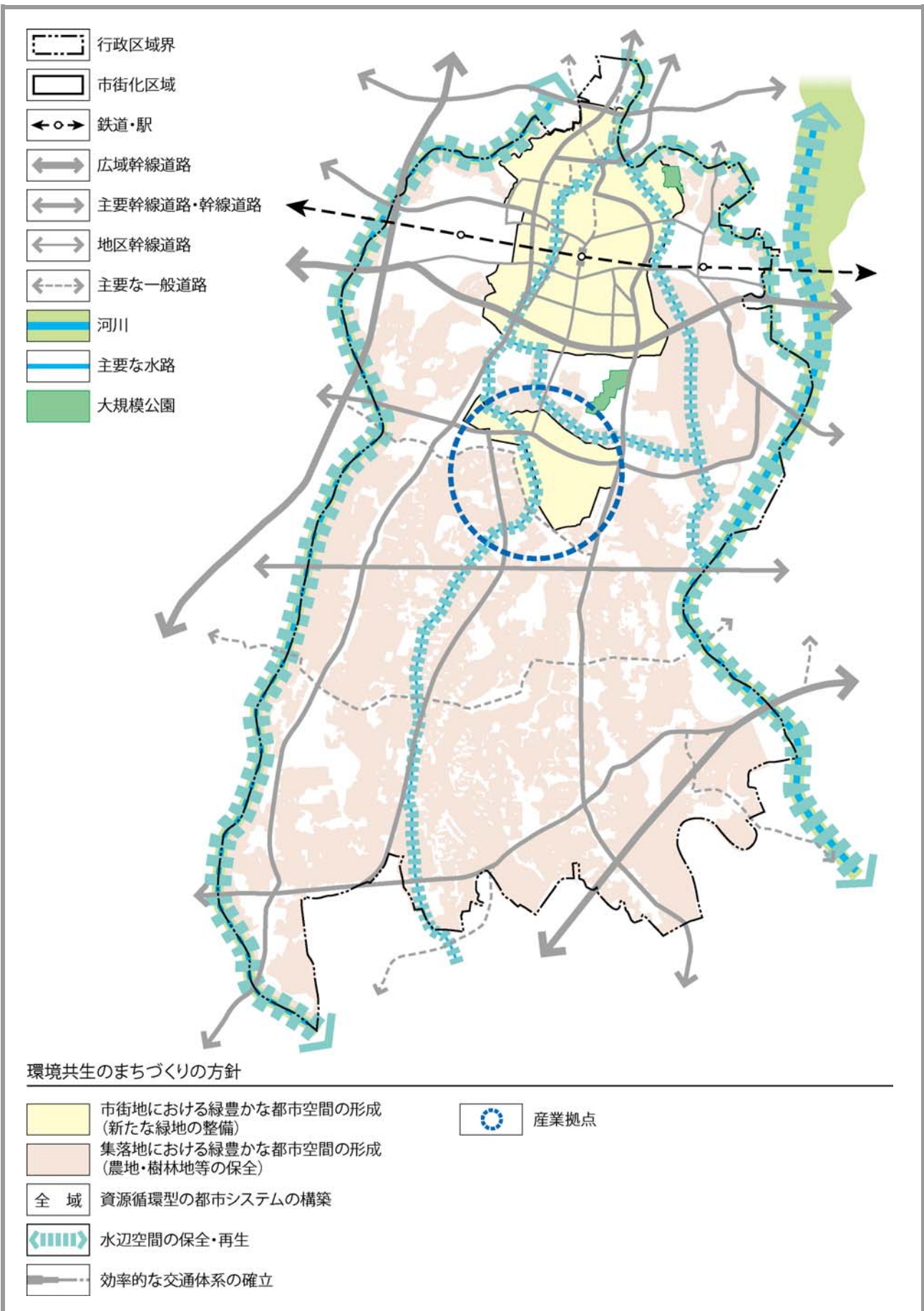
- ・ 自動車交通による環境への負荷を低減するため、公共交通機関の利便性を高めるとともに、乗り継ぎ・乗り換えのための駐車場・駐輪場や歩行者・自転車用道路といった基盤を整備し、公共交通等の利用を促進することにより、自家用車依存型の交通システムの改善を図ります。

3

環境にやさしい交通基盤・交通手段

- ・ 騒音低減や透水性に配慮した道路舗装のほか、植栽・緩衝緑地帯の整備など生態系に配慮した工法及び道路構造の採用に努めます。また、排気ガス対策や公共交通の導入等により環境負荷の低減を図るとともに、電気自動車や天然ガス自動車等の充電・充填設備を有するサービス拠点を整備し、低公害車の利用促進に努めます。

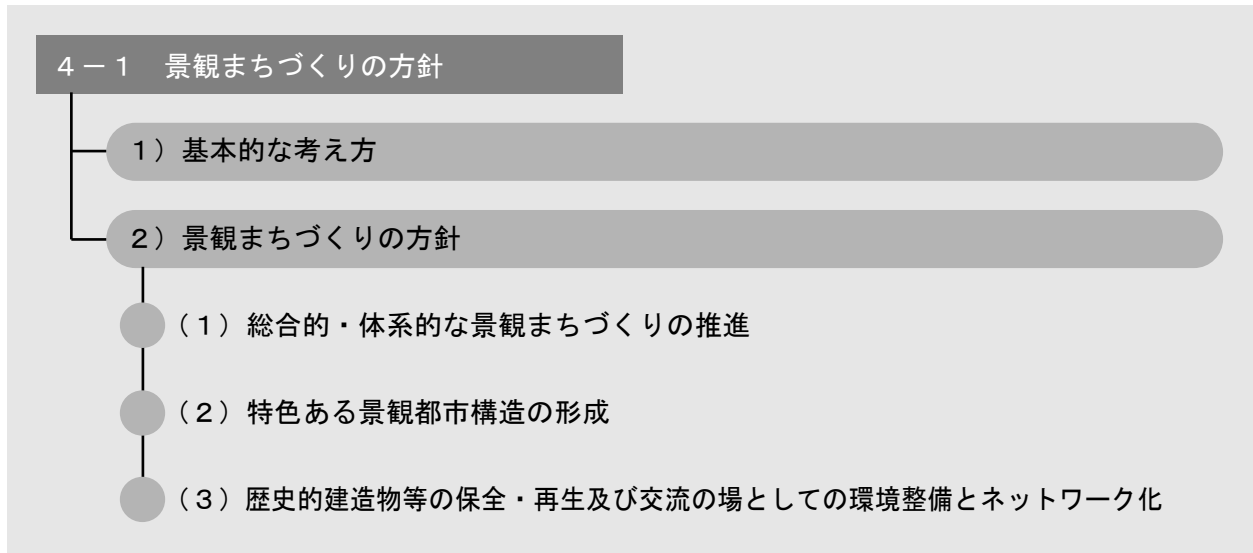
■ 環境共生のまちづくりの方針図



4 景観まちづくりの方針

4-1 景観まちづくりの方針

■ 景観まちづくりの方針の体系



市民生活をより快適で豊かなものにしていくためには、水と緑のまちづくり、さらには環境共生のまちづくりに加えて、結城独自の歴史的・文化的環境を守り活かすとともに、それらと調和した特色ある景観づくりを進めることが求められています。

そのため、結城市景観計画等に基づきながら、市民、事業者、行政の協働により、結城らしさあふれる個性的で魅力ある都市環境を創造していく必要があります。

1) 基本的な考え方

結城らしさあふれる環境資源（自然・歴史・文化等）と調和した景観まちづくりの推進
拠点・軸・地区の特性に応じた魅力ある景観構造の形成

2) 景観まちづくりの方針

(1) 総合的・体系的な景観まちづくりの推進

1

景観計画による結城らしい景観まちづくりの推進

- ・本市の台地，低地，低稜傾斜部等の地形的特性や，自然・田園，歴史・文化，市街地，都市施設等の景観特性を踏まえた景観形成を図るため，結城市景観計画の景観区分や方針に基づき，結城らしさの強化，都市空間の魅力と質の向上による豊かで住みよいまちづくり，まとまりのある美しい都市景観の創造を目指します。

2

景観計画による計画的な景観の保全・誘導

- ・結城らしい景観まちづくりの実現を目指すため，結城市景観計画に基づき，景観形成方針や届出対象行為，景観形成基準により，地区の景観特性に応じた景観形成を図ります。
- ・重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区については，景観形成重点地区として位置づけ，個性的で魅力ある景観形成を推進します。

(2) 特色ある景観都市構造の形成

1

一定のまとまりからなる面的景観の形成

都市的景観（市街化区域）

- ・市街化区域内の面的整備済地区や新市街地，既成市街地など，各地区の特性を踏まえながら，地区計画制度や緑地協定等の導入により，各地区にふさわしいまちいのみづくりのルール化に努め，個性的で美しい景観形成を計画的に誘導します。
- ・住宅地においては，シンボルツリーの設置や生垣等の緑化，空地を活かしたポケットパークやオープンスペースの整備などを促進し，修復的な景観整備を促進し，暮らしに身近な潤いのある住宅地景観を形成します。
- ・商業地においては，商業施設のデザイン性の向上や，屋外広告物・サイン等の適正な規制・誘導，緑化などによる潤いのある歩行空間の演出や回遊性の確保等を促進し，賑わいのある商業地景観を形成します。
- ・工業地においては，環境景観協定等の導入により，建物の更新や新規工場の立地時における工場施設などのデザイン性の向上，敷地内緑化の促進や緩衝緑地の充実等を促進し，周辺環境と調和した創造性あふれる工業地景観を形成します。

自然的景観（市街化調整区域）

- ・集落地においては、建築形態や建築素材の統一、最低敷地規模の制限、敷地内緑化の促進のほか、農地・河川などの自然環境の保全、集落地内の主要な道路の緑化やその沿道景観整備等により、豊かな自然を活かした落ち着いたある集落地景観を形成します。また、公共公益施設の整備時においては、集落地景観の特性や自然環境に調和した形態・素材の採用などに努めます。
- ・鬼怒川や広大な農地、筑波山の遠景（結城筑波）など、結城市を特色づける骨格的な郷土景観の保全を基本としながら、それらと調和した結城固有の美しい農業集落地景観の形成に努めます。

2

一体的かつ連続した軸的景観の形成

河川軸

- ・河岸の豊かな緑地や、市民に安らぎと潤いを与える貴重な水辺空間を有する鬼怒川や田川、西仁連川、吉田用水等の河川を「水と緑の景観軸（河川軸）」として位置づけ、自然環境や河岸緑地を保全するとともに、自然と調和した修景整備、市民が水と緑に親しめる身近な親水空間の整備を図ります。

道路軸

- ・国道50号や旧国道50号、（主）結城野田線、（主）結城坂東線などの主要幹線道路・幹線道路を「都市の景観骨格軸（道路軸）」として位置づけ、景観ポイント（ゲート）となる主要な交差点や市街地の出入口、橋梁などにおいて、沿道空間の特性に応じた良好な道路景観の形成を図ります。

3

シンボルとなる拠点景観の形成

- ・JR結城駅周辺や公共公益施設等の主要な建築物、神社仏閣などを「景観形成拠点（拠点景観）」として位置づけ、それぞれの特性を踏まえながら魅力を高め、積極的な魅力の演出を行うことにより、シンボル性の高い景観形成を図ります。

（3）歴史的建造物等の保全・再生及び交流の場としての環境整備とネットワーク化

1

歴史的建造物等の保全・活用

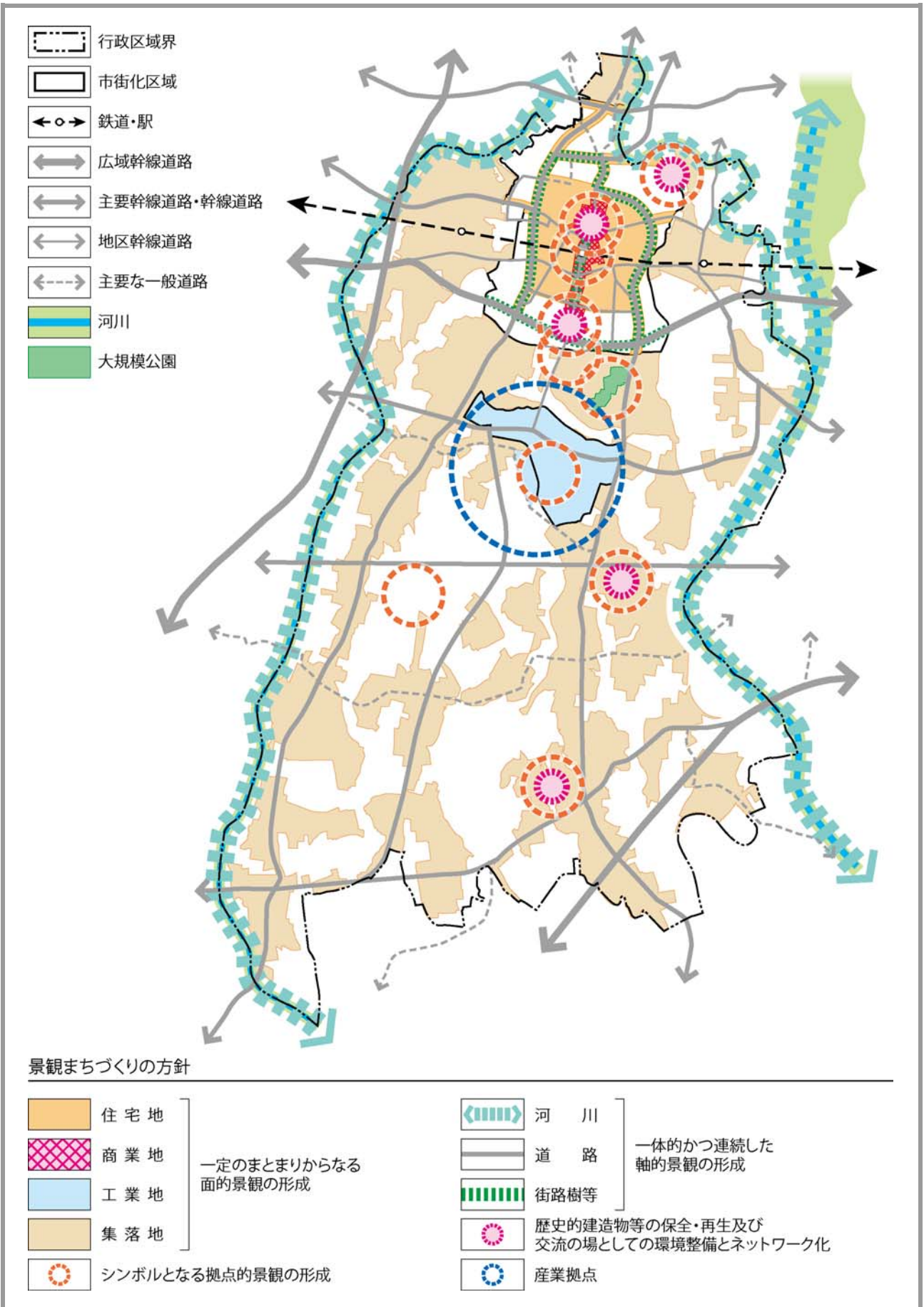
- ・結城北部市街地に点在する蔵づくり・神社仏閣や城跡歴史公園，南部農業地域の山川不動尊や結城廃寺など，本市を代表する伝統的または歴史的な建造物や史跡等の環境資源については，文化・学術・空間的に都市環境の質を高める貴重な環境資源として，今後とも積極的に保全を推進するとともに，後世にその価値を的確に継承するよう努めます。

2

歴史・文化的環境とふれあえる交流の場の整備とネットワーク化

- ・伝統的または歴史的建造物や史跡等の環境資源については，市民や来街者が価値のある歴史・文化的環境とふれあえる交流の場としての環境整備を図るとともに，その周辺部についても，新たな歴史・文化的環境の創出に配慮しながら，市民や来街者が楽しめる魅力ある街並みづくり等に努めます。
- ・都市レベルや地域レベルでそれぞれ交流の場を楽しめるよう，散策路等の歩行者空間やPR情報等の受発信を担う交流基盤のネットワーク化を図ります。

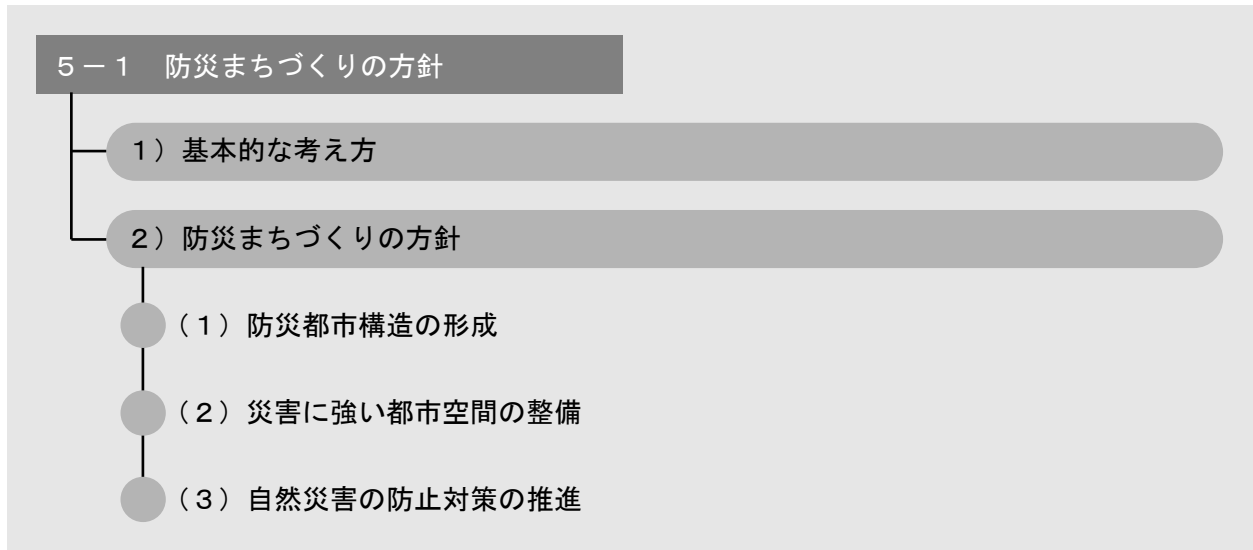
■ 景観まちづくりの方針図



5 防災まちづくりの方針

5-1 防災まちづくりの方針

■ 防災まちづくりの方針の体系



市民が安全に暮らせる都市づくりは、まちづくりの基本となることから、本市においては、結城市地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりに努めてきたところです。

今後は、先の東日本大震災や関東・東北豪雨の教訓を踏まえて、本市の都市空間の基調をなす自然環境を防災面の視点からも維持・継承に努めるとともに、地域・地区毎の特性に応じたきめ細かな防災対策の充実や防災機能の強化を推進する必要があります。

1) 基本的な考え方

結城市の骨格となる水・緑環境を踏まえた防災都市づくり
都市・地区レベルの広がりに応じた防災生活圏の形成・防災拠点づくり
市街地整備による災害に強い都市空間の形成
都市活動の拡大に伴う自然災害発生の防止

2) 防災まちづくりの方針

(1) 防災都市構造の形成

1

防災性のある骨格的な水・緑環境の形成

- ・鬼怒川等の河川における治水機能の強化，遊水機能を有する優良農地の保全を図るなど，本市の骨格的な水・緑環境が持つ防災性を活かした都市づくりを推進します。
- ・鹿窪運動公園などの都市基幹公園や住区基幹公園における延焼防止・遅延効果や避難地としての拠点機能を強化するため，それらに必要な整備を推進します。
- ・都市・地域の拠点となる都市交流拠点，産業拠点，地域活性化拠点等においては，多くの人々が集まり交流する空間として，防災性能の向上に努めます。
- ・市街地内の主要な幹線道路等においては，緑化等を推進し，災害時における広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯としての機能強化に努めます。

2

段階的な自主防災生活圏の形成

- ・身近なコミュニティ活動を展開する近隣レベル（各集落地，自治会程度の圏域），地区レベル（小学校区や中学校区程度の圏域），都市レベル（行政区域全域）といった生活・都市活動の広がりに応じた，安全性の確保に資する段階的な自主防災生活圏の形成を図ります。

3

防災拠点の整備

- ・段階的な自主防災生活圏に即した防災活動の充実・強化を図るため，各圏域毎に防災拠点の整備に努めます。
- ・近隣レベルの防災拠点（近隣防災拠点）は，高齢者や障害者等の災害弱者もスムーズに避難できるよう，身近なコミュニティの場ともなっている公園等の活用を図ります。
- ・地区レベルの防災拠点（地区防災拠点）は，小学校や中学校を中心に集会施設，公園・広場等を一体として形成し，避難場所としての機能とともに，自主防災組織の活動を支援する食料，飲料水，防災資機材等の備蓄機能を整備します。
- ・都市レベルの防災拠点（災害対策拠点）は，都市全体の防災活動の拠点としてシビックセンターゾーンを位置づけ，災害対策の指示，情報の収集・伝達が行えるよう機能の充実を図ります。

■ 防災生活圏の形成と防災拠点の整備

	近隣レベル	地区レベル	都市レベル
圏域の性格	・住民が主体となって、最低限の自立生活を営む圏域	・地区単位で自主防災活動を支援する圏域	・行政が主体となり、都市全体の防災活動を展開する圏域
対応する圏域	・各集落地、自治会等程度の圏域	・小学校区や中学校区程度の圏域	・行政区域全域
災害時の活動の場	・近隣防災拠点	・地区防災拠点	・災害対策拠点
対応する避難場所	・一次避難場所等	・拠点避難場所	—
特徴	・身近な公園等を拠点として、自主防災拠点を中心とした活動を展開するエリア	・地区防災拠点を拠点として、自主防災組織の活動を支援していくエリア	・シビックセンターゾーンを位置づけ、行政が主体となり、災害対策の指示、情報の収集・伝達を行うエリア

(2) 災害に強い都市空間の整備

1

市街地の防災性能の向上

- ・将来、建築物が密集し、災害発生時に延焼拡大等による大きな被害が予想される市街地においては、防火地域・準防火地域等の指定を図り、建築物の不燃化を誘導するとともに、オープンスペースの適正な確保に努め、被害の拡大を未然に防止します。
- ・道路等の基盤施設が未整備で、緊急車両等の通行が困難な道路が多くみられる市街地においては、幹線道路や主要な生活道路等の整備を推進するとともに、住区基幹公園等の整備により、防災性能の向上に努めます。
- ・新市街地については、防災上の安全性を確保するため、市街地開発事業等による道路や公園等の計画的な整備及び土地利用の適正な規制・誘導に努めます。

2

公共公益施設の耐震化・不燃化の促進

- ・市役所をはじめとする公共公益施設については、災害発生時における避難所として避難・救援活動の拠点となることから、建築物の耐震化・不燃化の促進に努めます。
- ・特定耐震不適格建築物等については、意識啓発の充実や情報提供の実施に努めます。

3

防災関連施設の整備

- ・災害時における安全な避難路として幹線道路及び主要な生活道路等を位置づけ、その拡幅整備や沿道建築物の不燃化及び消防水利施設の適正配置等を促進します。
- ・避難路の沿道においては、歩行者空間の安全性の向上を図るため、道路占用物や広告物等の転倒・落下物対策を促進します。
- ・特に、緊急輸送道路においては、民間を含めた建築物の耐震化に努めます。

4

避難場所の整備と防災ネットワークの形成

- ・地震等の災害時における一次避難場所や防災ネットワークとして、街区公園、近隣公園、幹線的道路及び緑道を位置づけ、計画的な整備を推進します。

5

ライフライン施設の耐震性向上

- ・上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の災害に対する性能を強化するため、耐震性に配慮した施設整備を推進します。

(3) 自然災害の防止対策の推進

1

河川改修の促進と雨水排水施設の整備

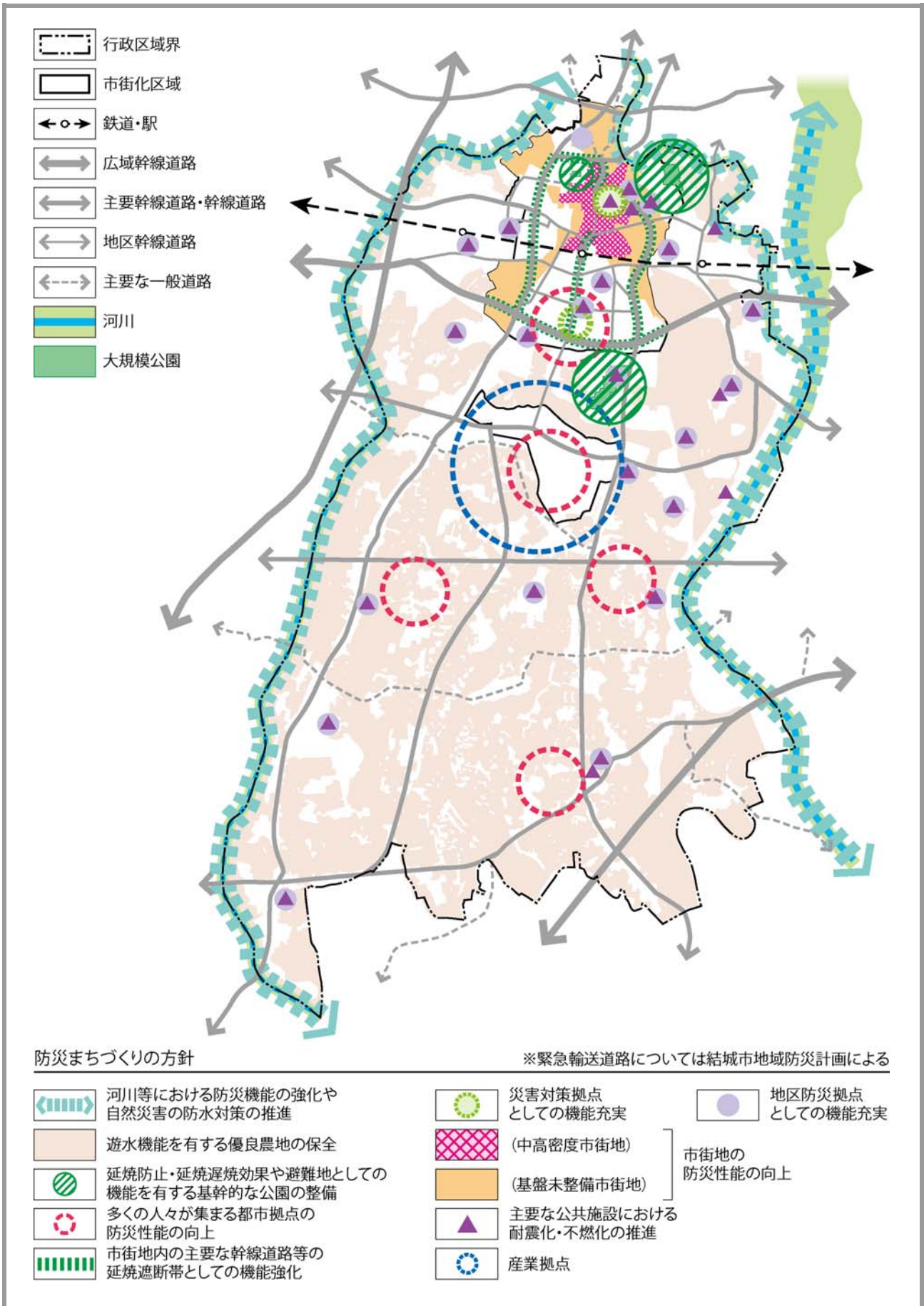
- ・洪水等を未然に防止するため、雨水排水の放流先となる河川等の改修とその適正な管理を図るとともに、雨水排水に係る公共下水道事業を推進します。

2

市街地における雨水浸透機能の拡大

- ・集中豪雨等による下水道への負担を軽減するため、大規模公共施設等における雨水貯留や歩道等への透水性舗装の採用、公園等のオープンスペースでの自然地表面の確保等に努め、市街地内での雨水浸透機能の拡大を図ります。

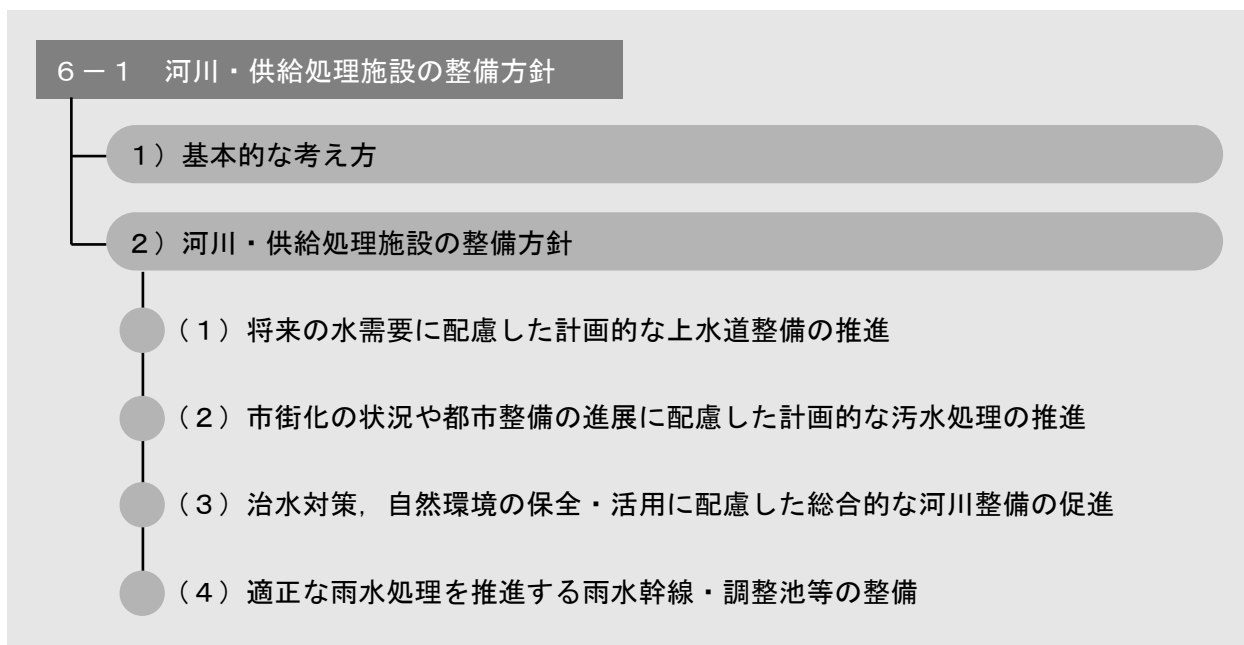
■ 防災まちづくりの方針図



6 河川・供給処理施設の整備方針

6-1 河川・供給処理施設の整備方針

■ 河川・供給処理施設の整備方針の体系



安全で衛生的な市民の暮らしを支えていくためには、その基盤となる上下水道及び河川の整備を着実に推進していくとともに、河川空間を市民の交流・レクリエーションの場として活用を図っていく必要があります。

また、近年、多発する集中豪雨等に対応するため、河川の負担を軽減し、浸水被害等を防ぐ取り組みが求められています。

1) 基本的な考え方

安全で衛生的な生活を支える上下水道・河川の整備
市民の生活に潤いを与える河川空間の整備
河川の負担軽減と浸水対策の推進

2) 河川・供給処理施設の整備方針

(1) 将来の水需要に配慮した計画的な上水道整備の推進

1

安全な飲料水の安定的供給と未供給区域の解消

- ・水需要の動向を踏まえながら安全な飲料水等の安定的供給と未供給区域の解消を図るため、水源の確保を推進するとともに、施設の計画的な整備・拡充を図ります。

2

既存老朽施設の更新・耐震化

- ・安全で安定した水の供給を図るため、老朽化した浄水場施設等の施設更新や、石綿セメント管等の布設替えなど施設の維持管理を着実に進めます。

(2) 市街化の状況や都市整備の進展に配慮した計画的な污水处理の推進

1

公共下水道事業の推進

- ・公共下水道（汚水排水）については、事業認可区域内の早期整備を推進するとともに、必要に応じて、将来の人口減少等を見据えた全体計画区域等の見直しを図ります。

2

合併処理浄化槽の普及促進

- ・公共下水道認可区域外、農業集落排水事業計画区域外及び地域し尿処理施設整備事業計画地域外においては、地域の生活環境の向上や公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽の普及を促進します。

3

農業集落排水事業の推進

- ・農業集落地においては、公共下水道事業や合併処理浄化槽設置事業との整合を図りながら、生活環境の向上や公共用水域、農業用水等の水質保全を図るため、農業集落排水事業を推進します。

● (3) 治水対策, 自然環境の保全・活用に配慮した総合的な河川整備の促進

1

計画的な河川改修の促進

- ・一級河川である鬼怒川, 西仁連川, 田川においては, 国の利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画や, 県の既定計画に基づき, 計画的な河川改修整備に関する協議の促進を図ります。

2

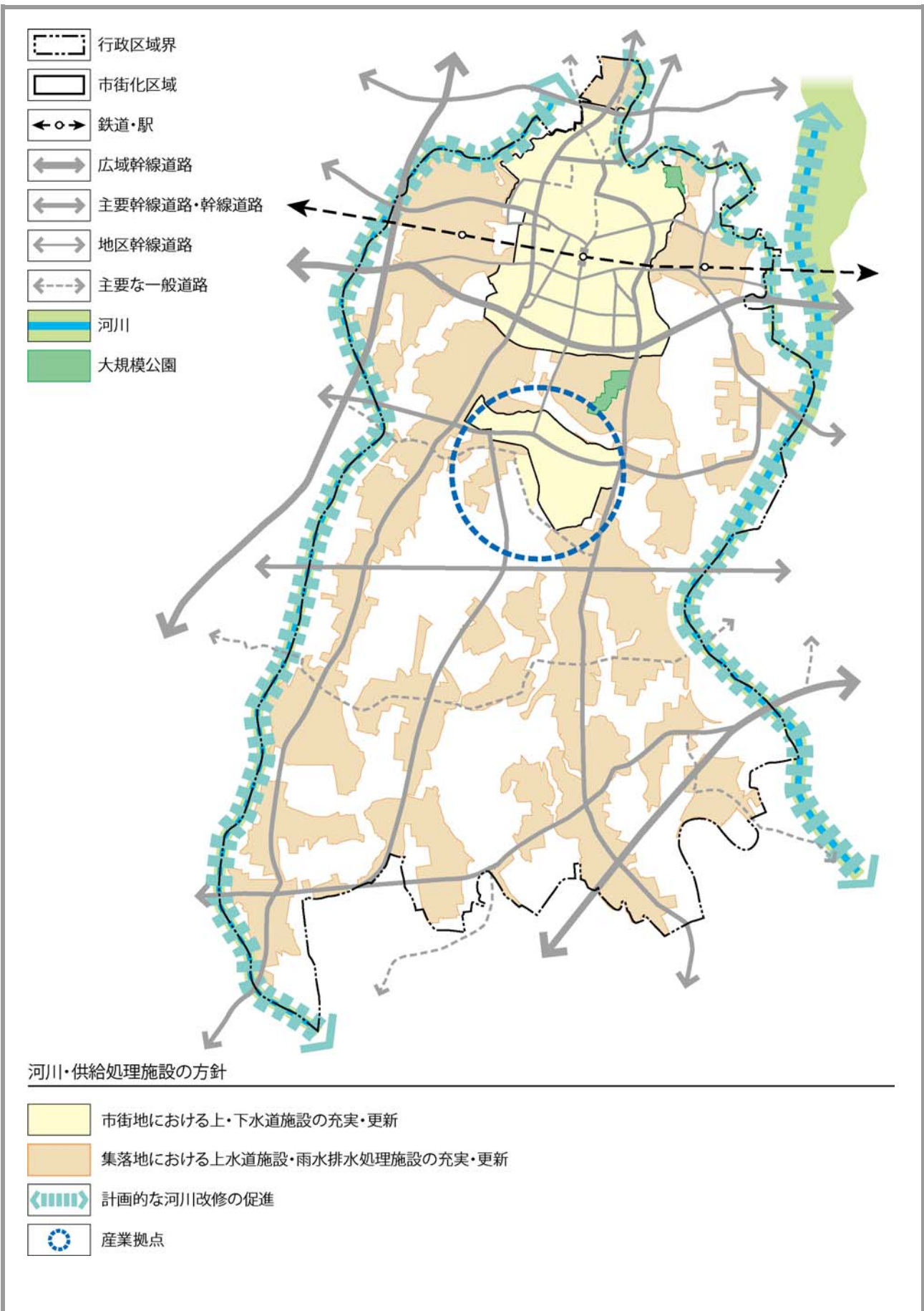
環境・レクリエーション資源としての河川の活用整備

- ・河川が有する潤いのある水辺環境やレクリエーション機能を活用するため, 自然環境・生態系の保全に努めるとともに, 河川敷等を活用し, 自然・水辺とのふれあいを基調とした交流・レクリエーションの場として親水空間の整備を図ります。

● (4) 適正な雨水処理を推進する雨水幹線・調整池等の整備

- ・公共下水道(雨水排水)については, 放流経路となる雨水幹線の整備を進めながら, 地区毎のまちづくりと整合のとれた雨水枝管や調整池の整備を図ります。
- ・集中豪雨等による市街地の浸水被害を防ぐため, 調整池の整備を推進します。

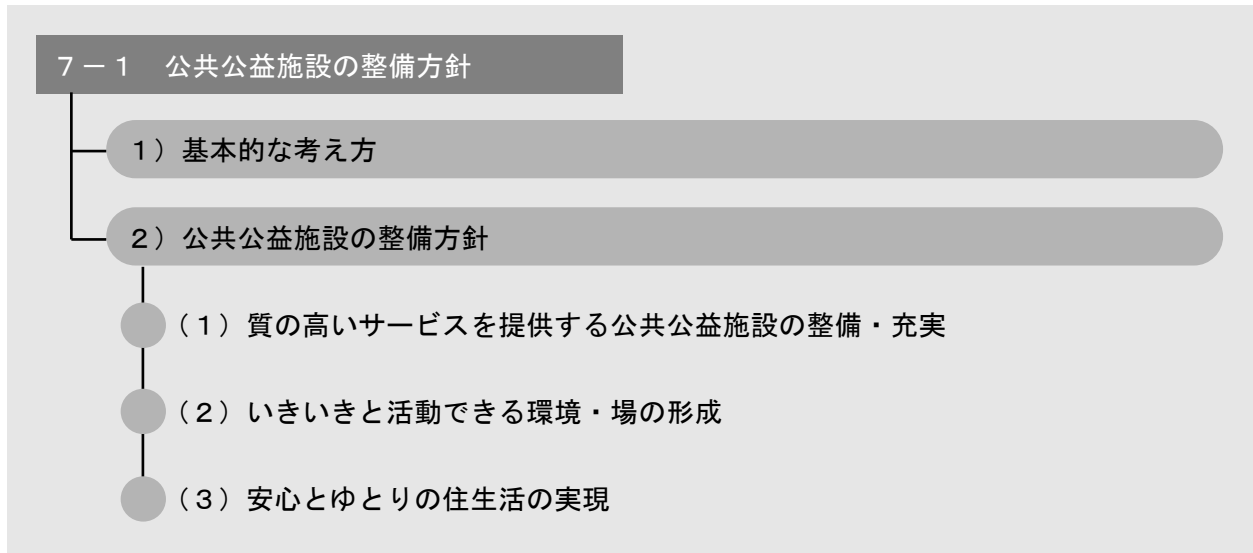
■ 河川・供給処理施設の整備方針図



7 公共公益施設の整備方針

7-1 公共公益施設の整備方針

■ 公共公益施設の整備方針の体系



我が国では、人口減少社会の到来とともに少子高齢化が急速に進行し、既に4人に1人が高齢者となっており、本市においても、全国と同様の傾向が見られる状況です。

また、近年の社会経済情勢の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。

そのため、今後さらに高度化・多様化が予想される市民ニーズあるいは社会的ニーズに配慮し、安全で快適なアクセス環境の形成や高度な情報ネットワークの構築に努めながら、各種公共公益サービスの充実や、施設の集約・ネットワーク化などが求められています。

1) 基本的な考え方

市民や社会的ニーズに対応した公共公益サービスの実現
公共公益施設の集約・ネットワーク化の推進
高齢者・障害者等の視点に立った公共公益施設づくり
市民の健康増進・維持につながる環境づくり

2) 公共公益施設の整備方針

(1) 質の高いサービスを提供する公共公益施設の整備・充実

1

既存施設の利用促進策の推進

- ・既存の行政サービス施設，教育・文化・学習施設，集会・コミュニティ施設，保健・福祉施設，スポーツ施設等においては，公共公益サービスに対する市民・社会的ニーズを踏まえながら，サービス機能の質的向上と多目的利用化など拡充整備を図ります。また，施設へのアクセスが容易にできるような交通環境の充実や提供サービスを利用者に的確に伝える情報ネットワークの構築といった利用促進策を推進します。

2

公共公益サービスの利便性・効率性を高める施設の集約・ネットワーク化の推進

- ・公共公益施設の整備にあたっては，利用者の利便性や提供側の効率性に配慮しながら集約・ネットワーク化を図ります。
- ・都市レベルにおいては，南部市街地に集積する新庁舎（予定），市民文化センター「アクロス」や南部中央公園等により，質の高い公共公益サービスやふれあい環境を結城市民に提供するシビックセンターゾーンの形成に努めます。
- ・市民生活に身近な地域レベルにおいては，集会施設等を中心に，住民ニーズに応じた公共公益施設の整備を図り，生活の利便性や快適性を高める生活拠点の形成に努めます。
- ・小学校においては，児童数の推移を踏まえた適正配置等について各種懇談会等で議論を深め，集約的な整備についての検討を図ります。

3

新規施設の計画的かつ適正な整備

- ・既存の公共公益施設の集約化や長寿命化を基本としながら，新時代に対応した質の高いサービスを提供していくため，新規施設の整備が必要な場合には，少子高齢化や人口減少社会を見据えつつ，整備効果を十分に検証しながら，計画的かつ適正に進めます。

4

主要な公共公益施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの実践

- ・主要な公共公益施設においては，施設内における玄関スロープ・車椅子使用者用トイレ・点字ブロック等の設置やエレベーターの改良，施設周辺における歩道部の段差の解消や誘導ブロックの設置など，バリアフリー化やユニバーサルデザインの実践に努めます。

（２）いきいきと活動できる環境・場の形成

1

健康・福祉の拠点づくり

- ・都市レベルの健康・福祉の拠点については、健康増進センターを位置づけ、身近な憩いや交流の場として気楽に利用できる環境・空間を形成します。
- ・地域レベルの健康・福祉の拠点については、中学校を位置づけ、人口定着等に配慮しながら、地域ケアやボランティア等の活動の場、あるいはそれらを支援する場となる施設の設置検討によりその機能拡充を図ります。
- ・地区レベルの健康・福祉の拠点については、小学校（集会所、公園・広場等の一体化）を位置づけ、地区住民が多世代の人々と交流しながら、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化・学習活動を楽しむことができる場、お互いに助け合う福祉の場と機会を創出することによりその機能拡充を図ります。

2

健康・福祉ネットワークの形成

- ・健康増進センターを中心に都市・地域・地区の各生活圏におけるきめ細かな健康・福祉サービスを提供するため、情報化等により連携の図られた健康・福祉ネットワークを形成し、年齢や性別、体力を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりの普及・啓発に努めます。

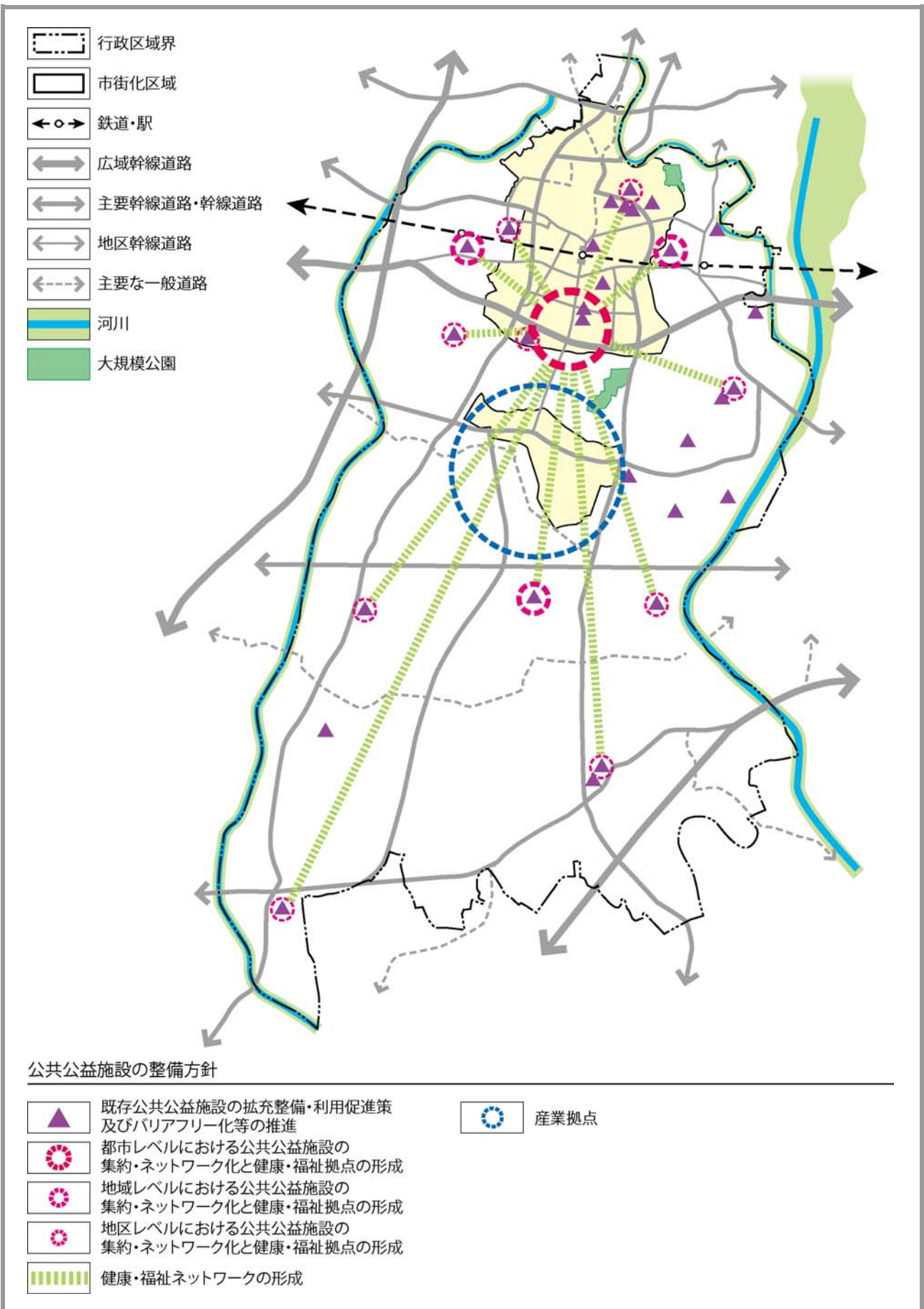
（３）安心とゆとりの住生活の実現

1

多彩な居住ニーズへの対応

- ・誰もが住み慣れた地域や家庭で安定した暮らしを送れるよう、老朽化した市営住宅の長寿命化を推進するとともに、市街地における福祉住宅や民間賃貸住宅の借り上げ等、多様な公営住宅の供給を検討していきます。

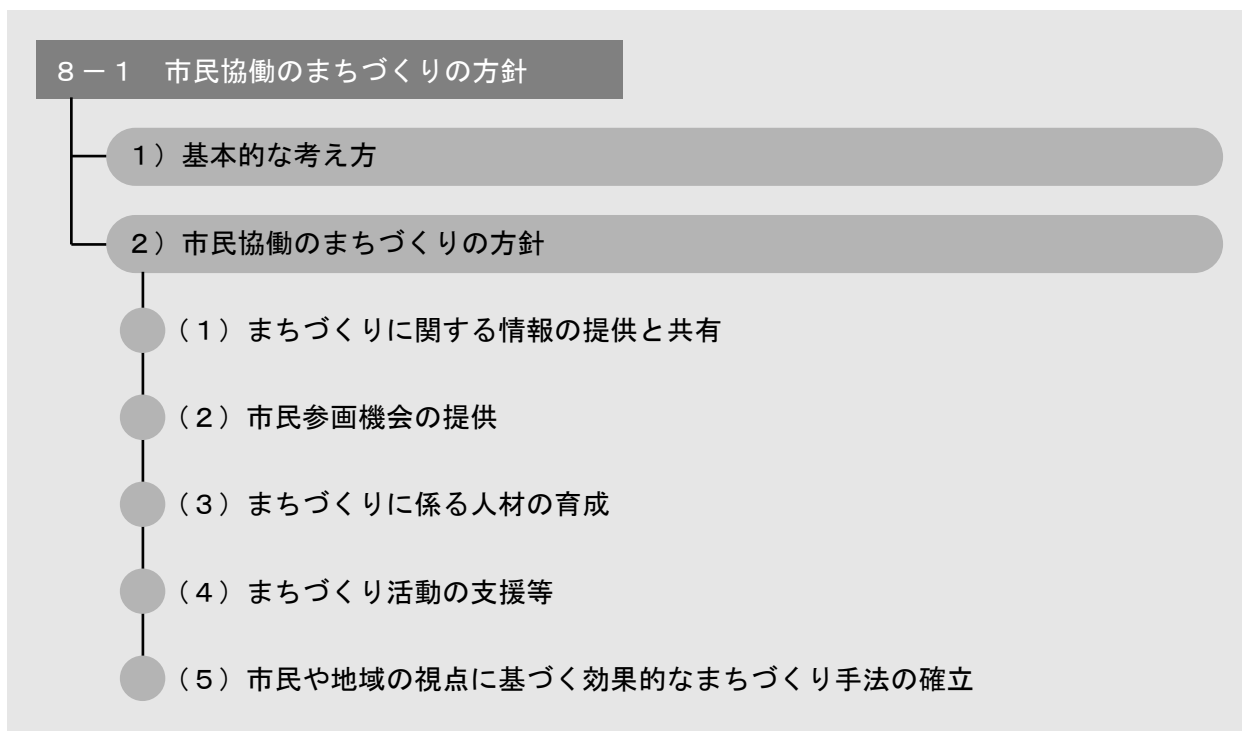
■ 公共公益施設の整備方針図



8 市民協働のまちづくりの方針

8-1 市民協働のまちづくりの方針

■ 市民協働のまちづくりの方針の体系



市民、事業者及び行政をはじめとする様々な主体は、地域における課題を解決するため、それぞれの持つ特性や強みを活かし、協力して取り組むことが求められています。

今後の協働のまちづくりを進めるにあたっては、結城市協働のまちづくり指針に基づき、まちづくりに関する情報の提供と共有、市民参画機会の提供、人材の育成、活動の支援等を推進していく必要があります。

1) 基本的な考え方

市民、事業者及び行政等の協働によるまちづくりの推進
まちづくりへの市民の自主的・自立的な参加の促進
市民の創意・工夫に支えられた結城らしさ・魅力づくり

2) 市民協働のまちづくりの方針

(1) まちづくりに関する情報の提供と共有

1

多様なまちづくり情報の提供

- ・ 市政や地域に関する様々な情報や協働に関する市民団体及び事業者の活動状況等については、広報紙、ホームページ、SNS及び報道機関等を活用するほか、公共施設等に情報コーナーを設置し、情報の提供・共有を図ります。
- ・ 協働によるまちづくりの実践例や市民自らが行っているまちづくりの事例、まちづくりを行っている団体を紹介するなど、市民のまちづくりへの意識啓発に努めます。

(2) 市民参画機会の提供

1

まちづくりに係る交流の場の提供

- ・ 市民団体が他の団体と交流を図る交流サロンを開催し、団体間での情報交換や新たな担い手の発見など、それぞれの団体の取り組みの充実が図れるよう、交流の場を提供します。

2

まちづくりへの多様な参画機会の創出

- ・ まちづくりに関する計画づくりの際には、市民委員の公募や、ワークショップの開催など、市民が主体的に参画できる機会の創出に努めます。

(3) まちづくりに係る人材の育成

1

まちづくりリーダー・組織の育成

- ・ 地域づくりや地域課題の解決に取り組んでいくためには、担い手となる人材の確保に加え、物事を調整しまとめる役目となる「コーディネーター的人材」が必要であることから、まちづくりリーダー等の人材の育成に努めます。
- ・ 協働のまちづくりをより効果的に展開するためには、市職員が理解を深め、その手法を身に着けることが重要であることから、職員の意識向上を図り、積極的に研修を行います。

● (4) まちづくり活動の支援等

1

市民参加のまちづくり活動拠点・支援体制の充実

- ・ 市民や市民団体が、活動の際に必要な機材等の使用や会議スペースの貸し出しなど、活動に必要な支援の充実に努めます。
- ・ 地域課題に適した自主的な市民活動を促進するため、公募型によるまちづくり活動に対し、活動費を助成するなどの支援を図ります。

2

関係各課との連携

- ・ 本プランに示した内容は、都市計画分野だけではなく、農業・商業・工業等の産業、観光振興、環境、福祉、防災など広範な行政分野にわたっていることから、関係各課との調整や連携を密にし、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

● (5) 市民や地域の視点に基づく効果的なまちづくり手法の確立

1

法に基づく地区計画制度の効果的な活用

- ・ 地区毎の特色を活かしたまちづくりを推進していくため、都市計画法に基づく地区計画制度の積極的な活用を図ります。

2

協働による取り組みの検証・評価

- ・ 協働による事業を実践し、より良いものにしていくため、「結城市協働のまちづくり推進計画」の策定及び進捗管理を行い、協働の取り組みを検証・評価します。

第Ⅲ部 地域別構想

第1章 地域別構想の考え方 94

1 地区区分について 94

2 構想の内部構成について 95

第2章 地区毎のまちづくり構想 96

1 結城北部地区 96

2 結城南部地区 111

3 結城西部地区 124

4 結城東部地区 135

5 江川地区 144

6 上山川・山川地区 154

※ 本文中の : 当初計画策定時及び改定時の地区別懇談会等で提案・要望があった箇所

第1章 地域別構想の考え方

1 地区区分について

都市レベルで立案した全体構想を、現況特性や住民意向等を踏まえながらより即地的かつ詳細に明らかにし、その実現性を高めていくためには、ある一定の範囲、すなわち地区レベル（「地区」と呼ぶ）におけるまちづくりの方針（「まちづくり構想」と呼ぶ）を立案する必要があります。

そのため、地区区分については、次のような考え方で設定しました。

本市は、JR水戸線軸上に形成される市街地部（市街化想定ゾーンも含む）と南部の農業地域に大きく2つに分かれます。

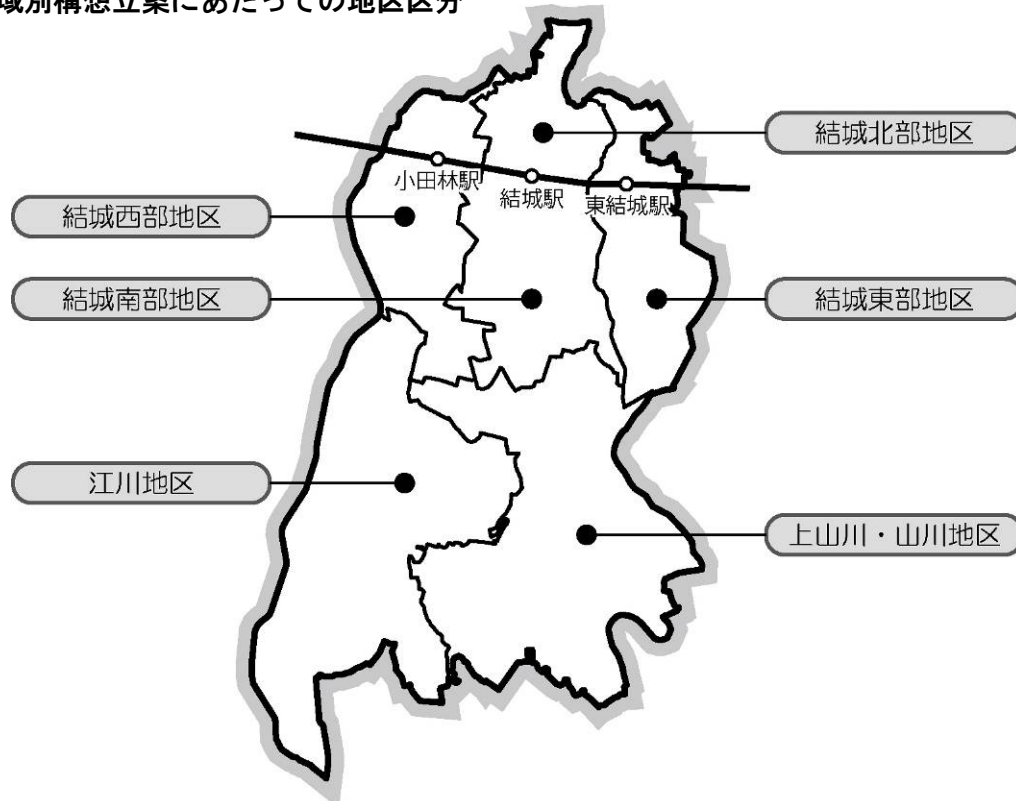
市街地部については、JR水戸線の各駅を中心に空間上あるいは生活圏域上にまとまりを有し、結城駅周辺、小田林駅周辺（→結城西部地区）、東結城駅周辺（→結城東部地区）と大きく3つに区分されます。

なお、結城駅周辺については、市街地の歴史的な形成過程を踏まえ、駅北側の既成市街地（→結城北部地区）、駅南側の新市街地（→結城南部地区）に区分します。

南部の農業地域については、小学校区でみると4つに分割されますが、集落地の形態はやや分散的ではあるものの南北に通過する（主）結城坂東線及び（主）結城野田線を軸としてまとまりがみられることから、江川北・江川南小学校区と上山川・山川小学校区を境にして区分（→江川地区、上山川・山川地区）します。

以上の考え方により、本市においては、以下の6つの地区に区分します。

■ 地域別構想立案にあたっての地区区分



2 構想の内容構成について

地域別構想は6つの地区毎のまちづくり構想として、「現状と課題」、「基本目標」、「基本方針」、「重点プロジェクト」により構成し、その主な内容は次のとおりです。

1 地区の現状と課題

- 1) 地区の概況
 - 地区の位置，人口・世帯数の動向，地区の特色
- 2) まちづくりの課題
 - 土地利用の配置・形成，市街地及び集落地の環境整備，都市・生活基盤施設の整備，地区環境資源の保全・活用・創造



2 地区まちづくりの基本目標

- 1) まちづくりの基本的方向
- 2) 地区の将来像
 - まちづくりのテーマ，将来の地区空間構造



3 地区まちづくりの基本方針

- 1) 土地利用の配置・形成の方針
- 2) 地区毎のまちづくりの方針
- 3) 都市・生活基盤施設の整備方針
- 4) 地区の特色を活かしたまちづくりの方針



4 地区まちづくりの重点プロジェクト

- 重点プロジェクト毎の「実施方針」の整理

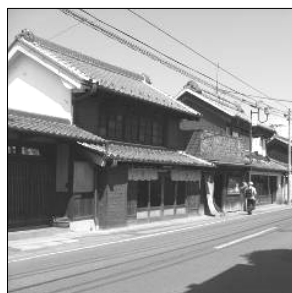
1 結城北部地区

1-1 地区の現状と課題

1) 地区の概況



- 本地区は、市北部のほぼ中央に位置し、北には西仁連川、田川を境に栃木県小山市と接しています。
- 主要な交通網としては、東西方向に(一)小山結城線、(一)結城二宮線が、南北方向に(主)宇都宮結城線、(一)結城停車場線、(一)小金井結城線、(一)結城石橋線が通っています。また、地区南端を東西方向にJR水戸線が通り、結城駅が設置されています。
- 結城駅を中心にして(一)結城停車場線、(一)小山結城線沿いにおける商業施設や小規模な工業施設が集積しています。また、こうした商業地や工業地の後背地に住宅地が広がり、本市における中心市街地を形成しています。
- 地区の西側を中心に6地区において土地区画整理事業が進められ、3地区が完了し3地区で施行中となっています。住宅や人口が増加している一方で、基盤整備の不足等により、いまだに宅地利用が進んでいない箇所があります。
- 公共公益施設では、結城市民情報センター、健康増進センター、結城第一高校、結城小学校等が立地しています。
- 市街地周辺においては、小規模な集落が散在しているほか、農地（大部分が畑地のほか地区北部及び結城用水沿いの一部が水田）が広がっています。まとまりのある緑地として、城跡歴史公園等の緑地や地区内に点在している寺社林などがあります。



大町通り



城跡歴史公園



水辺公園



健田須賀神社



西町緑道



結城小学校



結城市民情報センター



JR結城駅

2) まちづくりの課題

(1) 土地利用の配置・形成に関する課題

- 良好な市街地形成に向けた適正な土地利用の推進
- 豊かな自然・田園環境とともに、美しい農村環境を合わせもつ田園環境ゾーンの形成

(2) 市街地及び集落地の環境整備に関する課題

- 土地区画整理事業の推進と計画的な市街地の形成
- 中心市街地の活性化とこれまで培ってきた風土を活かした街並みづくりの推進
- 周辺市街地における都市機能を補完できる多様な住環境の形成
- 結城市の玄関口としてふさわしい結城駅周辺の環境整備の推進
- 集落地における生活環境の整備水準の向上（道路、公園・広場、排水施設、景観等の整備）
- 城跡歴史公園周辺地区における地区計画制度の適正な運用と地域の特性を活かした住宅地の形成

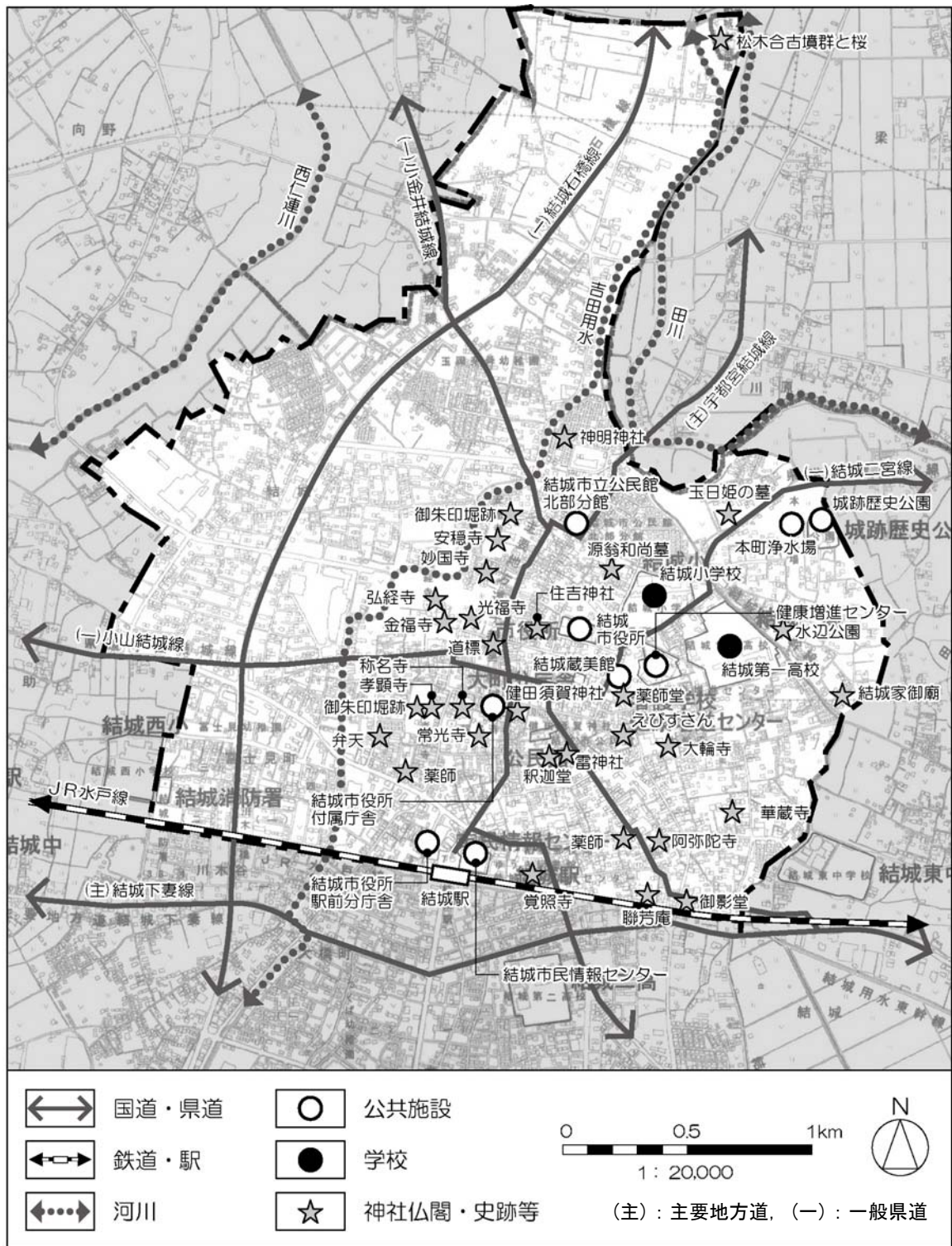
(3) 都市・生活基盤施設の整備に関する課題

- 都市計画道路や県道等からなる骨格的道路網の形成と計画的な整備
- 身近な生活道路の整備・充実
- 身近な公園・緑地の適正配置
- 公共下水道事業の計画的な推進
- JR水戸線の利便性の向上と公共交通拠点となる結城駅へのアクセス性の向上
- 結城小学校、結城第一高校、健康増進センター、結城市立公民館、結城市民情報センター等の地域住民の生活拠点として必要な機能の強化・充実
- 新市庁舎建設を踏まえた現市庁舎跡地等の有効活用の検討
- (一)小金井結城線，(一)小山結城線，(一)結城停車場線等における歩行空間の確保

(4) 地区環境資源の保全・活用・創造に関する課題

- 田川や吉田用水，結城用水等の水辺環境の保全・活用，修景化の促進
- 地区内に点在する神社仏閣や蔵づくり等の歴史的建造物の保全・活用
- 神社仏閣等における境内林の保全による緑空間の確保
- 美しい景観や良好な居住環境の整備による情緒と趣のある魅力的な街並みの形成
- (主)結城野田線，(主)結城坂東線，(主)宇都宮結城線における歩行空間の確保及び沿道の緑化の推進

■ 結城北部地区のまちづくり現況図



1-2 地区まちづくりの基本目標

1) まちづくりの基本的方向

“結城市の玄関口・顔”としての様々な交流活動を支える利便性の高い都市機能・基盤や歴史・文化を活かした魅力ある街並み景観・都市環境を有する活力ある中心市街地づくり

中心市街地の活力を支える良好な居住環境と生き生きとした地区コミュニティを有する周辺市街地づくり

2) 地区の将来像

(1) まちづくりのテーマ

歴史と文化に彩られた風情の中で
賑わいとふれあいのある街
“結城北部地区”

(2) 将来の地区空間構造

商業・公共施設等の生活支援サービス施設や伝統的・歴史的・文化的資源（観光資源）が集積する中心市街地とそれを取り囲む住宅地からなる空間構成を基本とします。

既成市街地においては、玄関口・顔としての魅力ある街並み景観づくりや伝統的・歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり，さらには北口駅前の象徴的な空間となる南北都市軸の形成を図り，結城らしい特色ある空間形成を図ります。

広域や結城市内，地区内における交流の利便性を高めるとともに，歩行者の安全性を確保するため，外郭道路を始めとする骨格的道路網を形成します。

城跡歴史公園をはじめとする緑の拠点を整備するとともに，田川の自然や吉田用水等の水辺を活用した水と緑の軸を形成し，潤いのある都市空間を創造します。

1-3 地区まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の配置・形成に関する方針

1 結城駅北口駅前広場周辺

- 結城駅を中心とした商業・サービス施設、オフィス業務、娯楽施設等が集積立地する商業地を形成します。

2 結城駅北部市街地及び主要な幹線道路沿道地区

- 低層の戸建て住宅と低中層の集合住宅が共存し、身近な都市的利便性を最大限享受できる中密度の住宅地を形成します。

3 結城駅北部周辺市街地

- 緑豊かなゆとりある街並みを有した低層戸建て住宅が主体の低密度な住宅地を形成します。

4 市街化調整区域内の集落地及び環境保全地

- 周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地を形成します。
- 一団の集落地においては、道路等必要に応じた生活基盤施設の整備や土地利用の規制・誘導策の確立を前提として、集落地の活力を維持するための宅地利用を許容します。
- まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用に努める区域とします。

(2) 地区毎のまちづくりの方針

1 結城駅北口駅前広場周辺

- 中心市街地活性化基本計画を踏まえ、商店街を主体とした沿道土地利用の環境整備に努めます。
また、結城駅北部における既成市街地の玄関口としてふさわしい魅力ある商業・観光施設等の機能集積と、歴史性を活かした街並み景観の形成（寺院と商店の連携による寺の街としての特色や地場産業を活かした観光客の誘致）を誘導します。

2 結城駅北部市街地

- 幹線道路、細街路等基盤施設の未整備に加えて、用途混在や小規模・老朽住宅密集地の形成、さらには低・未利用地の存在などがみられるなど、都市機能上、住環境上、防災上憂慮すべき問題を抱えていることから、駅前広場にアクセスする(都)3・6・23 国府町・大谷瀬線等の幹線道路の整備や、南北市街地の連絡性を高める(主)結城野田線、(主)結城坂東線の拡充整備等、道路管理者と協議を行いながら、市民生活に身近な生活基盤施設の充実を図ります。
さらに、土地利用の再編（既存建築物の共同化・複合化、環境阻害施設の地区外移転・地区内集約化、不良住宅地の改善等）を市街地の面的・立体的整備や規制・誘導手法の適用により実現化に努めます。
なお、本地区には神社仏閣、蔵造り等の歴史的資源が点在することから、それらを活かした施設整備、街並み景観整備を積極的に展開します。

3 基盤整備済地区及び整備中地区

- 富士見町地区、四ツ京地区、逆井地区における基盤整備の早期完了を目指し、生活拠点の形成に努めるとともに、用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制、ゆとりある街並み景観の形成、民有地緑化の促進等、基盤整備後の土地利用形成や建築活動等に対する適正な規制・誘導、コミュニティ活動の充実に努めます。

4 城跡歴史公園周辺地区

- 既定地区計画に基づき、市民生活に身近な細街路、公園・緑地等の整備を推進するとともに、土地利用形成や建築活動等に対する適正な規制・誘導を図ります。

5 その他の周辺市街地

- 基盤施設が未整備なまま無秩序な宅地化が進行しないよう、土地利用形成や建築活動に対する適正な規制・誘導に努めます。

6 市街化調整区域内の集落地

- 集落地においては、生活道路等必要に応じた基盤施設の整備を推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成に努めます。

なお、一団の集落地においては、集落地の活力を維持するための宅地利用に向けて、道路等の生活基盤施設の整備や土地利用に向けた規制・誘導策の確立を推進します。

(3) 都市・生活基盤施設の整備方針

1 道路網の整備方針

ア) 幹線道路

- 都市全体がバランスよく発展していくために、本市の骨格を形成する幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・4・15 根本原・神明町線～(主)宇都宮結城線, (都)3・4・18 鹿窪・砂窪線, (都)3・4・17 国府町・五助線 (一部)

イ) 地区幹線道路

- 市民生活に身近な日常生活圏の骨格を形成する地区幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・4・17 国府町・五助線及び(都)3・6・23 国府町・大谷瀬線 (駅アクセス交通と東西方向交通の処理, (都)3・5・75 富士見町・四ツ京線, 小型車両の通行を重視した街なかにおける交通処理システムの検討とそれに対応した実現化方策の検討)

ウ) 地区集散道路

- 区画道路からの交通を集め、地区幹線道路への円滑なアクセスが可能となるよう、地区集散道路の整備を図ります。

: (都)7・6・3 四ツ京公園通り線, (都)7・6・4 白銀町・穀町線

エ) 区画道路

- 整備が遅れている街なかや市街化の状況に応じて, 市民の暮らしに最も身近な生活道路である区画道路の適正なネットワークや幅員の確保に努めます。

- 区画道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線として位置づけ, 概ね 250m間隔を基本としながら計画的に配置し, 重点的に整備を図ります。

オ) 歩行空間の整備

- 市街地内の交通量の多い道路においては, 歩道部の整備等歩行空間の確保に努めます。

2 交通結節点の整備方針

- 結城駅の北側市街地などの交通集中地においては、駅や商店街へのアクセス道路や駅前広場の整備・充実を図るとともに、適正な規模の駐車場や駐輪場の確保に努めます。
 - ： 駐車場・駐輪場の整備（大規模建築物に対する駐車場の付置義務の誘導，商店街における駐車場整備の促進，大型車の駐車にも配慮した整備，適切な駐輪需要に対応した施設整備の推進）
 - ： 南北市街地が一体となった自由に移動できる仕組みづくり（街なかにおける駐車場と商業施設等の一体的整備）
 - ： 結城駅とその周辺における段差解消等のバリアフリーの整備

3 公園・緑地の整備方針

- 骨格的な緑の拠点・歴史拠点として，城跡歴史公園の整備・充実を図ります。
- 高齢化や防災性に配慮しつつ，公園や多目的広場を，その誘致距離等を踏まえ，適宜配置（市民農園としての活用等）します。
- 寺社仏閣等の歴史的な資源を活かし，広場として整備，解放し，ふれあいの場として活用するとともに，街区公園等とともに災害時における一次避難場所としての活用を促進します。
- 潤いのある水と緑の軸を形成するため，河川管理者と協議を行いながら，田川の自然環境の保全・活用（へら鮎釣りが楽しめる場所づくり等）や修景化，吉田用水や結城用水の水辺を活かしたサイクリングロード・散策路（ゆっくり歩けるウォーキング通り・遊歩道・緑道公園）の整備や結節点における公園・広場としての整備・活用を図ります。
- 潤いと安全性を有する個性ある都市空間を形成するために，緑の拠点や水と緑の軸，社寺林等の緑を骨格とし，保全を図りながら，公共公益施設やポケットパーク等における緑化や生垣化などを進め，緑空間の拡大に努めます。

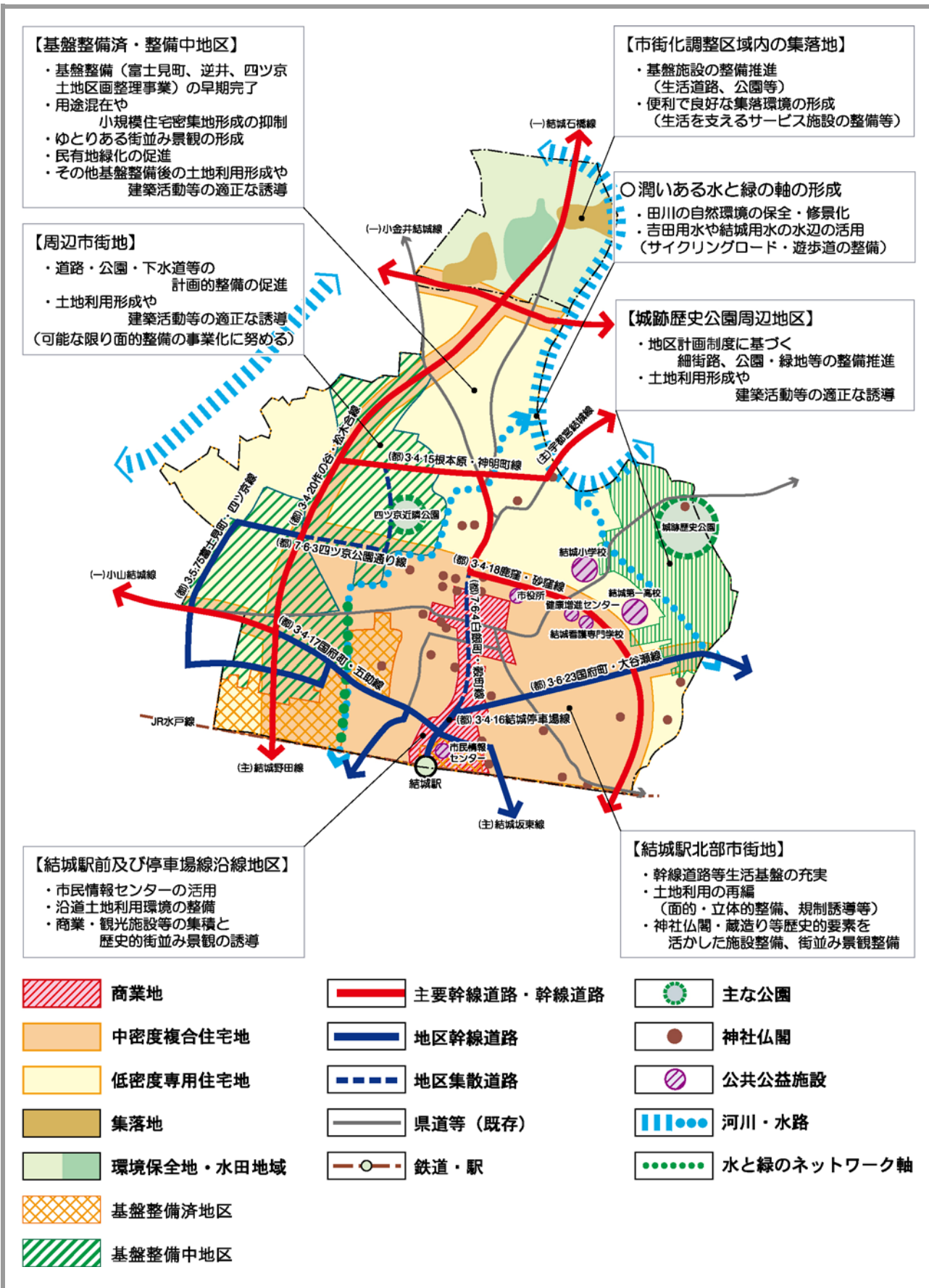
4 その他

- 結城駅北口周辺の整備と一体となって設置された商業，文化，コミュニティ，健康・福祉等の複合機能からなる市民情報センターの活用を努めます。
- 市庁舎の移転跡地については，地域振興・中心市街地の活性化につながる活用方策（大型車駐車場，公共公益施設等）を検討します。

(4) 地区の特色を活かしたまちづくりの方針

- 結城駅周辺では、結城駅北側の景観改善をはじめ結城の顔にふさわしい都市環境・景観の創造を図ります。
- 結城駅北側の歴史的資源が集積する地域では、蔵づくりや神社仏閣、街区形態などを活かし、歴史的建造物の保全・修復とその周辺の歴史的な街並みの保存・修景化、歴史的みちすじの整備やそのネットワーク化などを図り、風情のある街並みを形成します。
- 南北都市軸となる(都)3・4・16結城停車場線～(都)7・6・4白銀町・穀町線及びその沿道部においては、歴史的街並みと調和した道路環境の整備と沿道の修景化、ランドマークとなる歴史的街かど広場の整備などを推進し、シンボル性の高い街並みを形成します。
- (都)3・4・18 鹿窪・砂窪線や(都)3・6・23 国府町・大谷瀬線の道路整備においても、歴史性に十分配慮した道路環境と沿道景観の整備を図ります。

■ 結城北部地区のまちづくり基本方針図



1-4 地区まちづくりの重点プロジェクト

重点1 結城駅北部中心市街地の活性化

プロジェクトの実施方針

(中心市街地：結城駅北口駅前広場周辺及び結城停車場線沿道地区)

【市街地の整備改善】

- 結城市の中心市街地の顔にふさわしい土地利用(敷地・店舗の集約化・共同化)の促進
- 沿道部分における店舗集積の向上
- 都心居住の推進(街なか福祉住宅等の整備)
- 大規模空き地の活用による物産関連拠点の整備
- 来街機会増大と駅前拠点性のより一層の向上を目指した複合拠点(市民情報センター、プロジェクト「重点5」を参照)の活用
- 結城停車場線の整備(プロジェクト「重点3」を参照)
- 街の骨格となる道路空間の整備
- 回遊型ネットワーク形成を目指した道路空間の整備、歩行者・自転車型交通システムの強化
- 駐車場の整備
- 集いや憩いの場となるオープンスペースの確保
- 駅前拠点施設群の歴史的街並み景観への修景・配慮
- 歴史的街並み景観にあった施設整備、歴史的街並み景観による統一的なまちづくり
- 歴史的散策ルートのネットワーク化、歴史的町割りを活かした環境演出、建築物の修景・民地の活用による歴史的都市空間の創出
- 結城百選等の環境資源を活用した魅力的で特色のあるまちづくりの推進
- 人にやさしいまちづくりの推進
- わかりやすい案内板・案内表示の整備

【商業等の活性化】

- 高度な都市機能の誘導による集客力の向上と来街機会の増大
- 情報通信を活用した公共サービスを提供できる拠点施設の整備
- 路地空間を活かした新たな商業機能の誘導
- 低未利用地等による連続性分断の解消
- チャレンジショップ等による店舗誘導、空店舗の活用による街の賑わいづくり
- 物産・地場産業を活用した都市型新事業拠点の整備
- 滞留型観光ルートづくり
- 飲食機能の強化、物産品・名物づくり

- 夜景の演出，商店街における街路灯の設置
- 歴史的街並み復活を目指した店舗づくり
- 閉店後の店舗ファサードの環境演出，辻や路地のC I計画
- 歴史性創出のための街なかでの物語づくり
- 紬・桐材を活用した統一看板等の設置
- “辻札”情報板による情報発信，街なかにおける情報発信の推進，街なか“かわら版”の発行
- 全店舗参加型の“街なかガイド”制度の導入
- (仮称) 紬カードや(仮称) つむぎ商品券の創設
- 営業時間の拡大，宅配サービスの導入
- 縁日的定期イベントの開催，各種イベントの充実

重点2 (都) 3・4・18 鹿窪・砂窪線(北部市街地外郭道路)の整備



プロジェクトの実施方針

- 南北市街地の連絡性の向上や市街地内に流入する通過交通の排除が期待される都市計画道路の整備(幅員16m)
- JR水戸線との立体交差方式の検討
- 外郭道路の整備に伴う駅北口商店街内における車交通の減少に配慮した活性化策の検討(歩行者の利用を中心としたまちづくりの推進，車利用を中心とした国道50号沿道の商業地との差別化)

重点3 (都) 3・4・16 結城停車場線～(都) 7・6・4 白銀町・穀町線 (結城駅北口アクセス道路)の整備



プロジェクトの実施方針

- (一) 結城停車場線は，都市計画道路としてそれぞれの目的に沿った位置付けにより計画決定
- 県等と必要な協議を行いながら，沿道商店街の活性化方策に配慮した整備手法・街路及び沿道景観形成対策等について検討

重点4 市庁舎の移転跡地の活用



プロジェクトの実施方針

- 市民参加による地域住民の生活の利便性・快適性の向上や中心市街地・商店街の活性化に資する活用方策の検討

重点5 市民情報センターの活用



プロジェクトの実施方針

- 利便性の高い駅前立地を活かした、市民活動の場づくり，市街地への誘導起点づくり，市民相互や地域相互の交流拠点づくりへの積極的な活用（文化，コミュニティ，健康・福祉等）
- 市民情報センターを活かした商店街活性化方策についての検討

重点6 城跡歴史公園の整備



プロジェクトの実施方針

- 都市計画決定面積 7.0ha（開設面積 1.2ha）の整備推進
- 指定文化財の保存・管理体制の充実
- 結城市の歴史・文化の拠点としての質的向上や北部市街地に点在する歴史的資源とのネットワーク化の検討

重点7 田川の保全・活用



プロジェクトの実施方針

- 市街地に近接した身近な河川として市民が気軽に水辺と親しめる歩行空間や小公園等の環境整備の検討
- 水辺に対する愛着や誇りを高める市民意識の醸成と市民の手による水辺とのふれあいイベント（ウォーキングラリー・クリーン運動等）の開催

重点8 市街地の整備・改善



プロジェクトの実施方針

- 土地区画整理事業（富士見町，逆井，四ツ京）による適正な公共施設の配置と，生活拠点としてふさわしい基盤整備の推進

2 結城南部地区



2-1 地区の現状と課題

1) 地区の概況

- 本地区は結城北部地区に接し、J R水戸線の南部に位置しています。
- 主要な交通網としては、東西方向に国道50号をはじめとして旧国道50号、南北方向に(主)結城野田線、(主)結城坂東線が通っています。また、地区北端を東西方向にJ R水戸線が通り、結城駅が設置されています。
- 国道や県道等の主要な幹線道路沿いを中心にして商業施設の集積が進んでおり、商業地が形成されています。
- こうした商業地の後背地や街区内においては住宅地が形成されているものの、未利用地も残っています。また、地区南部には工業地として結城第一工業団地が整備されています。
- 公共公益施設では、城南小学校、結城第二高校、結城特別支援学校、市民文化センター「アクロス」等が立地しています。
- 市街地周辺においては、集落地が散在的に広がっています。また、農地は結城駅南部市街地と結城第一工業団地の間に広がり、大部分を畑地が占めています。また、まとまりのある緑地は、畑地等の台地部に点在しています。
- 地区西側を通る(主)結城野田線や結城第一工業団地に沿って吉田用水が流れています。



国道50号



駅前通り



結城第一工業団地



J R 結城駅



鹿窪運動公園



けやき公園



市民文化センター「アクロス」



結城特別支援学校

2) まちづくりの課題

(1) 土地利用の配置・形成に関する課題

- 良好な市街地形成に向けた適正な土地利用の推進
- 豊かな自然・田園環境景観とともに、美しい農村環境を持つ田園環境ゾーンの形成
- 優良農地や市街地南部に点在する緑地の保全
- 国道50号沿道における適正な土地利用の推進

(2) 市街地及び集落地の環境整備に関する課題

- 土地区画整理事業の推進と計画的な市街地の形成
- 結城市の玄関口としてふさわしい結城駅周辺の環境整備
- 将来の市街地として一部計画的な土地利用転換の検討
- 広域的な交通流動を的確に受け止め結城市の発展につなげる広域交流拠点の形成
- 結城第一工業団地における操業環境の充実と企業立地の促進
- 結城第一工業団地上山川北部地区の整備推進

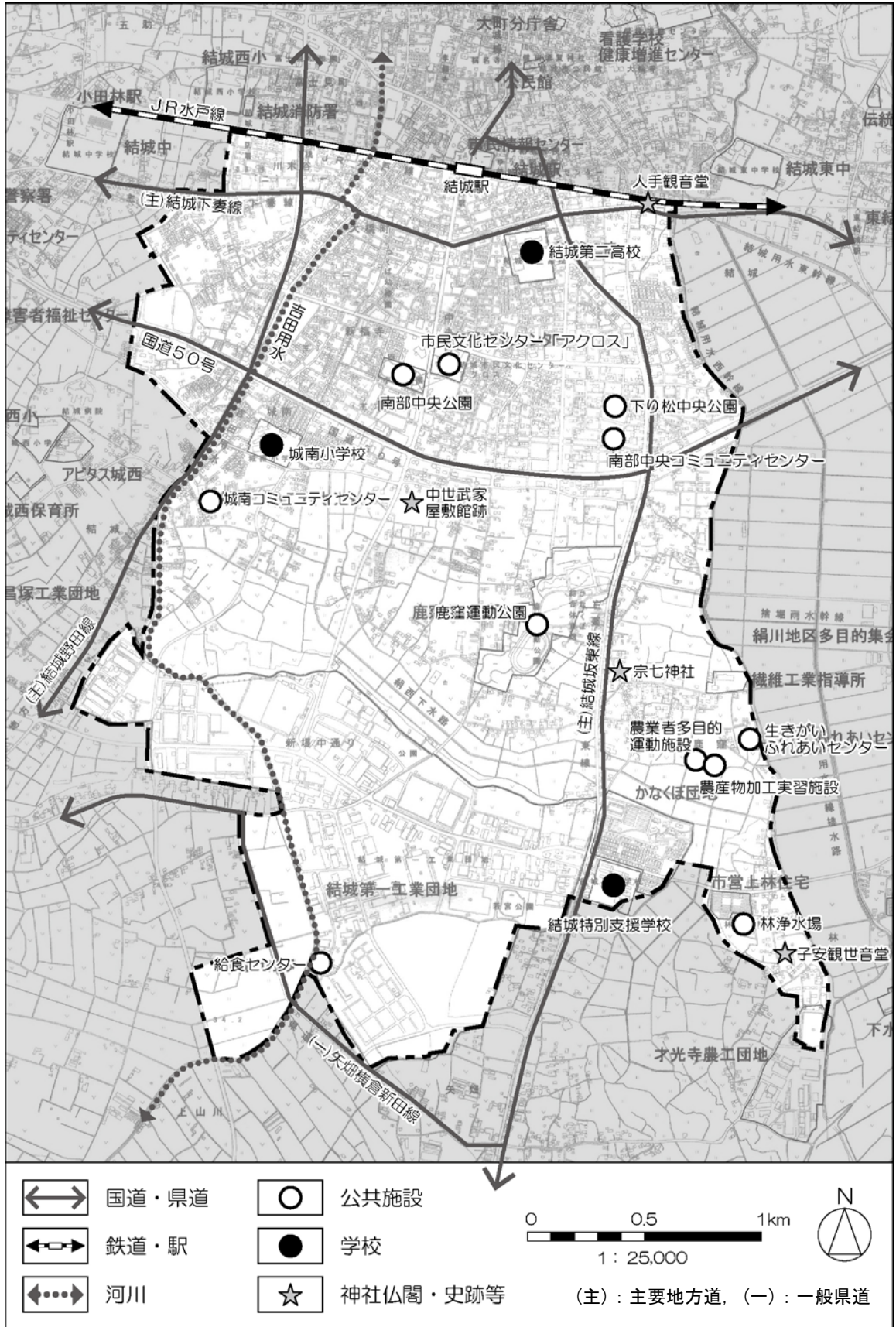
(3) 都市・生活基盤施設の整備に関する課題

- 都市計画道路や国道及び主要な県道等からなる幹線道路網の形成
- 集落地等における身近な生活道路の整備・充実
- 身近な公園・緑地の適正配置
- 公共下水道事業の計画的な推進
- JR水戸線の利便性の向上と、公共交通拠点としての結城駅へのアクセス性の向上
- 新市庁舎や、市民文化センター「アクロス」等が集積するシビックセンターゾーンの形成
- 城南小学校、結城第二高校、結城特別支援学校等における地域住民の生活拠点として必要な機能の強化・充実

(4) 地区環境資源の保全・活用・創造に関する課題

- 吉田用水や結城用水等の自然環境の保全・活用、修景化の促進
- 神社仏閣等の歴史的建造物の保全・活用及び境内林等の緑空間の保全
- 鹿窪運動公園、南部中央公園をはじめとする公園やオープンスペースにおける緑化の推進
- 国道50号、旧国道50号、(主)結城野田線、(主)結城坂東線等における歩行空間の確保及び緑化の推進
- 南北都市軸における沿道の修景化や緑化による魅力ある街並みの形成

■ 結城南部地区のまちづくり現況図



2-2 地区まちづくりの基本目標

1) まちづくりの基本的方向

圏域の中心都市としての発展を先導するため、広域交流拠点や産業拠点の形成とともに、将来を見据えたまちづくりによる結城市の新たな活力の創造

2) 地区の将来像

(1) まちづくりのテーマ

多彩な交流が営まれる近代的な都市環境の中で、
結城市の新たな活力と文化を創造する街
“ 結城南部地区 ”

(2) 将来の地区空間構造

結城駅以南の南部新市街地と広域交流拠点、産業拠点からなる空間構成を基本とし、骨格的な道路網によってそれぞれをネットワークします。

結城駅周辺、広域交流拠点、産業拠点を南北都市軸で連絡し、特色ある街並みを形成します。

南部市街地は、結城駅周辺から南北都市軸に沿って商業地ゾーンを形成するとともに、その周辺の住宅地ゾーン、国道50号以南の市街化想定ゾーンにより構成します。

広域交流拠点は、シビックセンターゾーン、広域商業サービス集積地、中世武家屋敷館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等から構成します。

市街地周辺の良好な水田地域は、無秩序な市街化を抑制する機能を期待し、今後ともその保全に努めます。

2-3 地区まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の配置・形成に関する方針

1 結城駅南口駅前広場周辺及び(都)3・4・14 駅南停車場線沿道地区

- 結城駅を中心とした商業・サービス施設、オフィス業務、娯楽施設等が集積立地する商業地を形成します。

2 国道50号沿道地区

- 主要幹線道路の沿道における自動車交通の利便性を活かした沿道サービス型の商業・サービス施設等が集積立地する土地利用を形成します。

3 結城駅南部市街地及び主要な幹線道路沿道地区

- 低層の戸建て住宅と低中層の集合住宅が共存した、身近な都市的利便性を最大限享受できる中密度の住宅地の形成により、子育て・若者世帯の転入や定住化を促進します。

4 その他の市街地

- 緑豊かなゆとりある街並みを有した低層戸建て住宅が主体の低密度な住宅地を形成します。

5 結城第一工業団地

- 周辺環境（住環境、田園環境等）との調和に配慮しながら、工業生産施設、研究開発施設が集積立地する工業地を形成します。

6 市街化調整区域内の集落地及び環境保全地

- 周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地を形成します。
- 市街化想定ゾーンである国道50号以南地区においては、当面、生活基盤施設の整備を進めるとともに、集落地の活力を維持するため、将来的には、必要に応じて、立地基準緩和の活用（農業と住宅の共存）等を検討します。
- まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用に努める区域とします。

□ (2) 地区毎のまちづくりの方針

1 結城駅南口駅前広場及び(都)3・4・14 駅南停車場線沿道地区

- 土地区画整理事業により基盤施設が整備されている本地区にあつては、(結城駅の有効活用を検討するとともに、) 結城駅南部における新たな市街地の玄関口としてふさわしい新しい感覚の飲食・ファッション関連産業等の商業・サービス業務施設の集積や近代的な街並み景観の形成等、土地利用形成や建築活動等に対する適正な規制・誘導に努めます。

2 国道 50 号沿道地区

- 土地区画整理事業により基盤施設が整備されている国道 50 号の沿道部においては、広域商業集積地としてふさわしい機能誘導及び自動車交通の玄関口としての街路景観整備や沿道景観形成の計画的な規制・誘導に努めます。

3 その他の市街地

- 南部市街地のほぼ全域で土地区画整理事業による面的基盤整備が実施されていることから、今後とも整備中地区(南部第二、第三)の早期完了を推進します。
さらに、用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制、ゆとりある街並み景観の形成、民有地緑化の促進等、基盤整備後の土地利用形成や建築活動等に対する適正な規制・誘導に努めます。
こうした市街地の魅力づくりに加えて、土地活用を促進する公共公益施設の整備や計画的な住宅宅地の供給を図り、本市における新たな市街地として積極的に市街化を促進します。
基盤未整備の公達地区等においては、地域住民等の意向に対応した地区の細区分化により段階的にまちづくりを進め、雨水排水問題の解消など市街地環境の向上を図ります。

4 結城第一工業団地

- 結城第一工業団地においては、周辺の自然・農業環境に配慮しながら、快適な就業環境を形成していくため、工場等敷地内緑化（グリーンベルトの設置等）の誘導や街路等公共施設緑化、アクセス性の向上等を推進します。
- 結城第一工業団地上山川北部地区においては、必要に応じて、計画的な整備推進と企業誘致、都市緑化の促進に努めます。

5 市街化調整区域内の集落地

- 集落地においては、協業で農業を営む仕組みづくりを検討しながら、後継世代が住み続けられるよう、生活道路等必要に応じた基盤施設の整備を推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成（市街化調整区域の特性を踏まえたまちづくり手法の導入）に努めます。
- 国道50号の以南から結城第一工業団地に至る地区においては、市街化想定ゾーンとして、土地利用転換等に対する適正な規制・誘導により、居住型市街地の魅力づくりを促進し、市街地の魅力づくりを促進するため、地域の潤い環境を活かした特色ある基盤施設整備を図るとともに、都市緑化やアーバンデザインの実践等、緑豊かで魅力ある街並み景観の形成に努めます。

□ (3) 都市・生活基盤施設の整備方針

1 道路網の整備方針

ア) 幹線道路

- 都市全体がバランスよく発展していくために、本市の骨格を形成する幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・4・20 作の谷松木合線, (都)3・4・18 鹿窪・砂窪線, 南部中央幹線

イ) 地区幹線道路

- 市民生活に身近な日常生活圏の骨格を形成する地区幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・4・14 駅南停車場線

ウ) 地区集散道路

- 区画道路からの交通を集め、地区幹線道路への円滑なアクセスが可能となるよう、地区集散道路の整備を図ります。

エ) 区画道路

- 市街化の状況に応じて、市民の暮らしに最も身近な生活道路である区画道路の適正なネットワークや幅員の確保に努めます。
- 区画道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線（繁昌塚地区における市道0109号線や新たな東西軸道路等）として位置づけ、概ね250m間隔を基本としながら計画的に配置し、重点的に整備を図ります。

オ) 歩行空間の整備

- 対面通行の道路においては、歩道部の整備等歩行空間の確保に努めます。

2 交通結節点の整備方針

- 交通集中地においては、駅や商店街へのアクセス道路や駅前広場の整備・充実を図るとともに、適正な規模の駐車場や駐輪場の確保に努めます。
： 駐車場・駐輪場の整備（大規模建築物に対する駐車場の付置義務の誘導，商店街における駐車場整備の促進，大型車にも配慮した駐車場の整備，適切な駐輪需要に対応した施設整備の推進）
： J R水戸線結城駅とその周辺における段差解消等のバリアフリーの整備

3 公園・緑地の整備方針

- 骨格的な緑及びスポーツ・レクリエーションの拠点として鹿窪運動公園の整備・充実を図ります。
- 高齢化や防災等にも配慮しつつ，公園や多目的広場をその誘致距離等を踏まえ，適宜配置します。
- 水と緑の軸を形成するため，河川管理者と協議を行いながら，吉田用水や絹西都市下水路等を活かしたサイクリングロード・遊歩道・散策路の整備とともに，適正な管理を図ります。
- 国道50号や南北都市軸などの骨格的道路の環境整備等により，各種都市拠点や公園を結ぶ緑のネットワークを形成します。

4 その他

- シビックセンターゾーンでは，市庁舎の移転により，既存の市民文化センター「アクロス」等と一体となって公共公益サービスの拠点性の強化やふれあい環境の提供に努めます。
- 小学校等については，防災機能の充実や緑化等による環境の質的向上や，より地域に開かれたコミュニティの場としての活用を図るとともに，地域のニーズを踏まえた公共公益施設（福祉・教育等活性化施設）の整備に努めます。

(4) 地区の特色を活かしたまちづくりの方針

- 結城駅南口周辺の商業ゾーン、シビックセンターゾーンや国道50号の広域商業サービス集積地拠点などからなる広域交流拠点、さらには結城第一工業団地の産業拠点など、主要な都市拠点においては、結城にふさわしい都市デザインの導入や緑化等を図り、結城の個性を高める環境・景観の形成に努めます。
- 市民のスポーツ・レクリエーション拠点である鹿窪運動公園をはじめ、地区の憩いの場となる下り松中央公園、南部中央公園（けやき公園）の機能充実やアクセス性向上とともに、周辺の公共施設等との一体的な活用を図ります。
- 主要な都市拠点を連絡する南北都市軸や国道50号、水と緑の軸については、道路環境とともに、沿道景観にも十分配慮し、質の高い街並みを形成します。
- 市街地周辺においては、各都市拠点等に入り組むように保全されている優良農地（特に水田）や、筑波山の遠景（結城筑波）との調和に配慮した開発・整備を進めることにより、結城独自のゆとりある環境・景観の創造を目指します。

■ 結城南部地区のまちづくり基本方針図



(主)：主要地方道，(一)：一般県道，(都)：都市計画道路

2-4 地区まちづくりの重点プロジェクト

重点1 国道50号沿道地区（広域交流拠点）の整備

プロジェクトの実施方針

（シビックセンターゾーン）

- 新市庁舎や市民文化センター「アクロス」、南部中央公園等が集積するシビックセンターゾーンの拠点性の強化
- 質の高い公共公益サービスやふれあい環境の提供
- 都市全体の防災活動の拠点として、災害対策の指示、情報の収集・伝達が円滑に行うための防災機能の充実

（広域商業サービス集積地）

- 広域商業集積地としてふさわしい機能誘導
- 自動車交通の玄関口としての街路景観整備や沿道景観形成の計画的な規制・誘導

（中世武家屋敷館跡地周辺整備地区）

- 歴史施設や資料館等の整備検討
- 結城市の活性化資源のネットワーク化や交流・学習・コミュニティの拠点となるエコミュージアム・コア機能の整備検討

重点2 結城第一工業団地・上山川北部地区（産業拠点）の整備

プロジェクトの実施方針

（上山川北部地区）

- 必要に応じた計画的な基盤整備の推進と、企業誘致、都市緑化の促進による、産業機能の充実・強化

重点3 南部新市街地の整備

プロジェクトの実施方針

（結城駅南口駅前広場及び(都)3・4・14駅南停車場線沿道地区）

- 子育て・若者世代等のニーズに対応した、結城駅南部における新たな市街地の玄関口としてふさわしい新しい感覚の飲食・ファッション関連産業等の商業・サービス業務施設の集積
- 近代的な街並み景観の形成等、土地利用形成や建築活動等に対する適正な規制・誘導

(その他の市街地)

- 土地区画整理事業（南部第二，第三）の早期完了
- 用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制，ゆとりある街並み景観の形成，民有地緑化の促進等，基盤整備後の土地利用形成や建築活動等に対する適正な規制・誘導
- 新たな市街地としての積極的な市街化促進

(市街化想定ゾーン)

【当面の取り組み】

- 生活道路等必要に応じた基盤施設の整備や地域住民の日常生活等の集積化による生活環境が整った農村集落環境の形成
- 周辺地域と調和した美しい農村集落環境・景観の形成（農業振興による農地の適正な保全，平地林や屋敷林の保全・管理，生活基盤や農業基盤の整備にあたっての景観的配慮，田園景観と調和した土地利用や開発行為の指導等）
- 生活環境が整った美しい農村集落地づくりのためのルール（田園集落まちづくり条例・協定等）の導入検討

【長期的な取り組み】

- 国道50号の以南から結城第一工業団地に至る地区の土地利用転換等に対する適正な規制・誘導
- 市街地の魅力づくりを促進する地域の潤い環境を活かした特色ある基盤施設整備，都市緑化やアーバンデザインの実践等，緑豊かで魅力ある街並み景観の形成

重点4 公達地区の整備



プロジェクトの実施方針

- 地域住民等の意向を踏まえた重点課題（雨水排水問題の解消等）への対応やまちづくり手法の導入による生活基盤施設の整備や土地利用・建築活動の計画的な誘導

3 結城西部地区

3-1 地区の現状と課題



1) 地区の概況

- 本地区は市北西部に位置し、地区西側及び北側を流れる西仁連川を境にして栃木県小山市と接しています。
- 主要な交通網としては、東西方向に国道50号をはじめとして旧国道50号、(一)小山結城線、南北方向に新4号国道、(主)結城野田線が通っています。また、東西方向にはJR水戸線が通り、小田林駅が設置されています。
- 主要な道路沿いに連坦するように集落地が形成されています。特に、国道50号及び旧国道50号沿いには商業施設及び工業施設が立地しています。
- 公共公益施設では、結城西小学校、城西小学校、結城中学校等が立地しています。
- 農地は地区の大部分を占め、畑地においては集落地に隣接して広がりを見せており、そうした畑地の取り囲むように水田が谷津田状に広がっています。
- まとまりのある緑地は、畑地の広がっている台地部の他に、屋敷林や境内林などが点在しています。
- 地区西側を西仁連川が流下しているほか、(主)結城野田線や結城第一工業団地に沿って吉田用水が流れています。



田園



西仁連川



西繁昌塚工業団地



結城中学校



新4号国道



国道50号



旧国道50号



JR小田林駅

2) まちづくりの課題

■ (1) 土地利用の配置・形成に関する課題

- 豊かな自然・田園環境景観とともに、美しい農村環境を持つ田園環境ゾーンの形成
- 優良農地や新4号国道沿いに広がるまとまりのある緑地の保全
- 国道50号沿道における適正な土地利用の推進
- 耕作放棄地や遊休農地の解消

■ (2) 市街地及び集落地の環境整備に関する課題

- 小山市との連坦性や交通拠点周辺の機能向上を目途とした将来市街地としての適切な都市・生活基盤の整備と計画的な土地利用転換の検討
- 交通の利便性を活かした産業振興のための産業拠点の形成に関する検討
- 集落地における生活環境の整備水準の向上（道路、公園・広場、排水施設等の整備や維持・向上）
- 地区内に点在する規模の大きな工場の移転・集約化

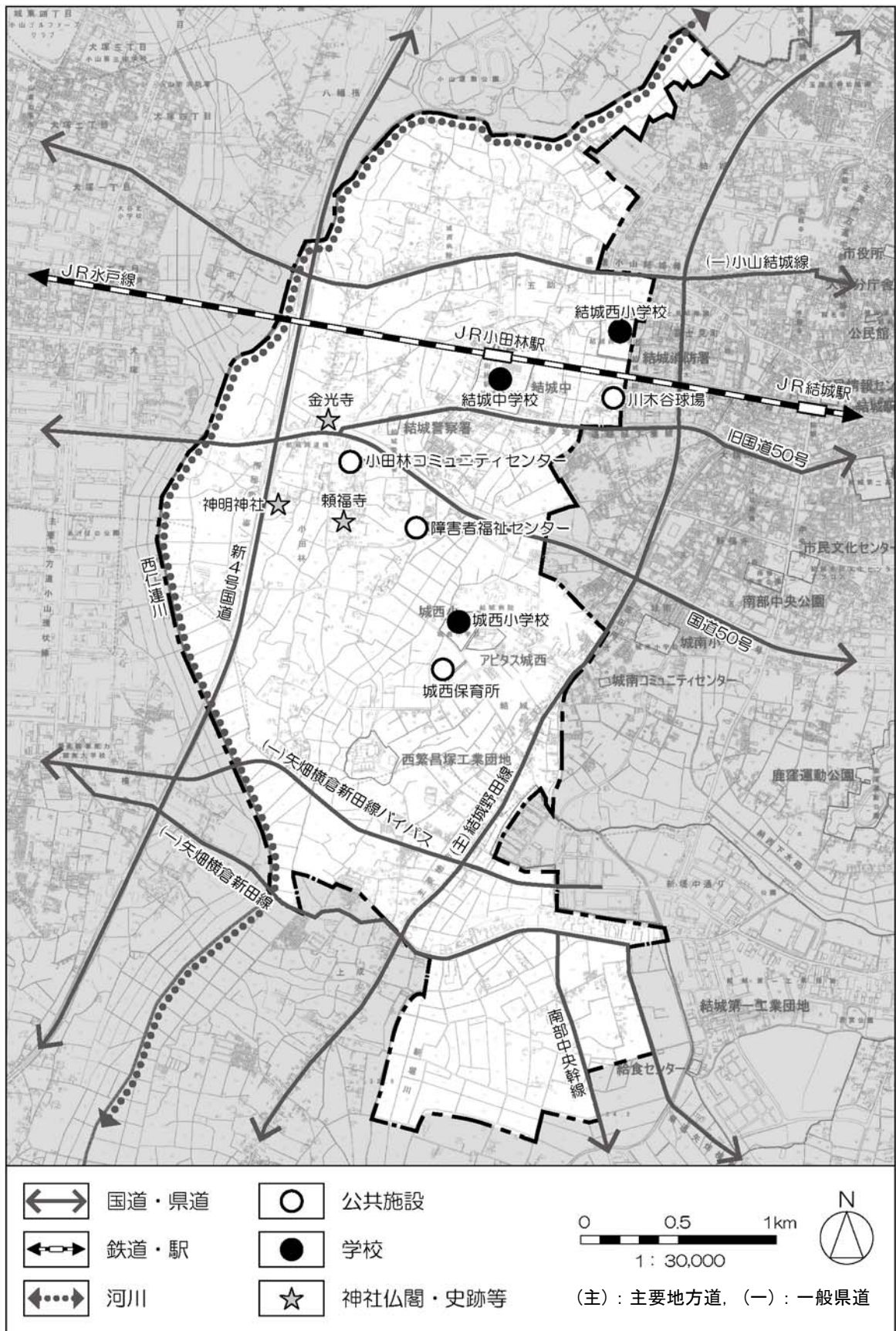
■ (3) 都市・生活基盤施設の整備に関する課題

- 都市計画道路や国道及び県道からなる骨格的道路網の形成
- (主)結城野田線, (一)小山結城線における歩行空間の確保及び緑化の推進
- 集落間や集落地内を結ぶ生活道路の整備・充実
- J R 水戸線の利便性の向上と公共交通拠点としての小田林駅の整備とアクセス性の向上
- 結城西小学校, 城西小学校, 結城中学校等における地域住民の生活拠点として必要な機能の強化・充実
- 逆井調整池の整備及び周辺地区の整備検討

■ (4) 地区環境資源の保全・活用・創造に関する課題

- 西仁連川等の水辺環境を活かした水と花と緑の軸の形成（自然環境の保全・活用, 修景化や親水空間の創造）
- 神社仏閣等の歴史的建造物の保全・活用及び境内林等の緑空間の保全
- 集落地における良好な屋敷林の保全
- 結城市の西の玄関口としてふさわしい国道50号及び旧国道50号や, 小田林駅周辺における景観形成

■ 結城西部地区のまちづくり現況図



3-2 地区まちづくりの基本目標

1) まちづくりの基本的方向

小田林駅周辺をはじめ主要道路沿いに形成された集落地における生活環境の向上
広域的な幹線道路網の結節点としての立地環境を活かした産業拠点の形成による結
城市の新たな発展への寄与
西仁連川，一団の農地や平地林などの自然性豊かな田園環境の保全

2) 地区の将来像

(1) まちづくりのテーマ

交通環境に恵まれた自然性豊かな地域として，
新たな活力とゆとりある暮らしが共生する里
“ 結城西部地区 ”

(2) 将来の地区空間構造

小田林駅周辺等の集落地(必要に応じて市街化を検討する市街化想定ゾーン)をはじめ，他の集落地・農地・平地林等がモザイク状に点在する田園地域としての空間構成を基本とします。

JR水戸線小田林駅，国道50号や新4号国道を骨格的な交通軸としながら，主要な集落地や公共公益施設をネットワークする生活軸の形成を図ります。

主要な集落地においては，既存の施設の集積を踏まえ，生活の利便性や安全性を高める生活拠点の充実・強化を図ります。

西仁連川周辺の保全・活用により，潤いのある水と緑の軸としての農業用水，主要な道路や親水レクリエーション拠点の形成による，周辺集落地とのネットワーク化を検討します。

3-3 地区まちづくりの基本方針

□ (1) 土地利用の配置・形成に関する方針

1 小田林駅周辺地区

- 市街化想定ゾーンとして、緑豊かなゆとりある街並みを有した低層戸建て住宅が主体の低密度な住宅地を将来的に形成します。
- 将来的には、住宅開発を適正に誘導するため、必要に応じて、立地基準緩和制度の活用等を検討します。

2 新規産業拠点（流通業務施設）

- 広域交通網の結節点としての立地条件を活かした土地利用を検討します。

3 市街化調整区域内の集落地及び環境保全地

- 周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地（住宅地と農業専用地の明確な区分）を形成します。
- まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用に努める区域とします。

□ (2) 地区毎のまちづくりの方針

1 小田林駅周辺地区

- 小田林駅周辺地区等においては、小山市との連坦性や交通拠点周辺の機能向上を目的に、市街化想定ゾーンとして、必要に応じて、土地利用転換等に対する適正な規制・誘導により、居住型市街地の魅力づくりを促進します。
また、小山市や新4号国道に近接したゾーンとして、地域の潤い環境を活かした特色ある基盤施設整備を図るとともに、都市緑化やアーバンデザインの実践等、緑豊かで魅力ある街並み景観の形成に努めます。

2 産業拠点

- 地域高規格道路である新4号国道においては、本市の新たな発展を支える流通業務に関する交通体系に応じ、必要な整備を検討します。

3 市街化調整区域内の集落地

- 集落地においては、遊休農地の一般市民への解放（農業経験者による家庭菜園講習会の開催等）や高齢化・後継者不足に対応した農業の法人化を検討しながら、生活道路等必要に応じた基盤施設の整備を推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成に努めます。

□ (3) 都市・生活基盤施設の整備方針

1 道路網の整備方針

ア) 幹線道路

- 都市全体がバランスよく発展していくために、本市の骨格を形成する幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・4・20 作の谷・松木合線, (都)3・4・17 国府町・五助線

イ) 地区幹線道路

- 市民生活に身近な日常生活圏の骨格を形成する地区幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・6・22 大橋町小田林線 (国道 50 号との交差点処理の改善)

ウ) 集落生活道路

- 市街化の状況に応じて、市民の暮らしに最も身近な集落生活道路の適正なネットワークや幅員の確保 (狭隘道路の解消)、舗装の改善に努めます。

- 集落生活道路の中でも 公共施設へのアクセス等の身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線 (小田林駅と結城駅を結ぶ線路沿いの道路, 城西病院周辺の道路等)として位置づけます。

エ) 歩行空間の整備

- 通学・通勤等の歩行者の安全のため, 幹線道路との交差部は高架化あるいは地下道の整備に努めます。

2 交通結節点の整備方針

- J R 水戸線小田林駅においては、駅舎の改良やホームの延長、駅前広場の整備・充実、段差解消等のバリアフリーの整備を図ります。

3 公園・緑地の整備方針

- 市民のレクリエーションニーズを踏まえ、高齢者の利用や防災機能についても十分考慮しながら、北部市街地との隣接地に結城西小学校との一体的な公園的施設を検討するとともに、結城中学校の環境整備と一体となった高齢者や市民の交流を深める公園づくりや未整備な片蓋地区等の各集落毎に身近な広場や公園の整備を図ります。
- 公園づくりにあたっては、未利用市有地（旧国道50号沿道等）の活用や田・畑・山林の自然的環境の活用、神社と一体となった小公園の整備に配慮するとともに、結城周辺を見渡せるような高台の設置等気持ちが豊かになるものになるよう努めます。
- 新4号国道沿道においては、既存の緑地を活かしながら、緩衝緑地を整備し、良好な居住環境や田園環境の保護を図ります。
- 地域における体系的な緑のネットワークを形成するため、河川管理者と協議を行いながら、西仁連川における水と緑の軸としての環境保全、修景化や親水空間（サイクリングロード、遊歩道、休息所等）の創出を図るとともに、国道50号等の幹線道路網における緑の軸としての道路環境の整備、さらには、緑の拠点等を連絡する潤いのある歩行空間の整備を推進します。

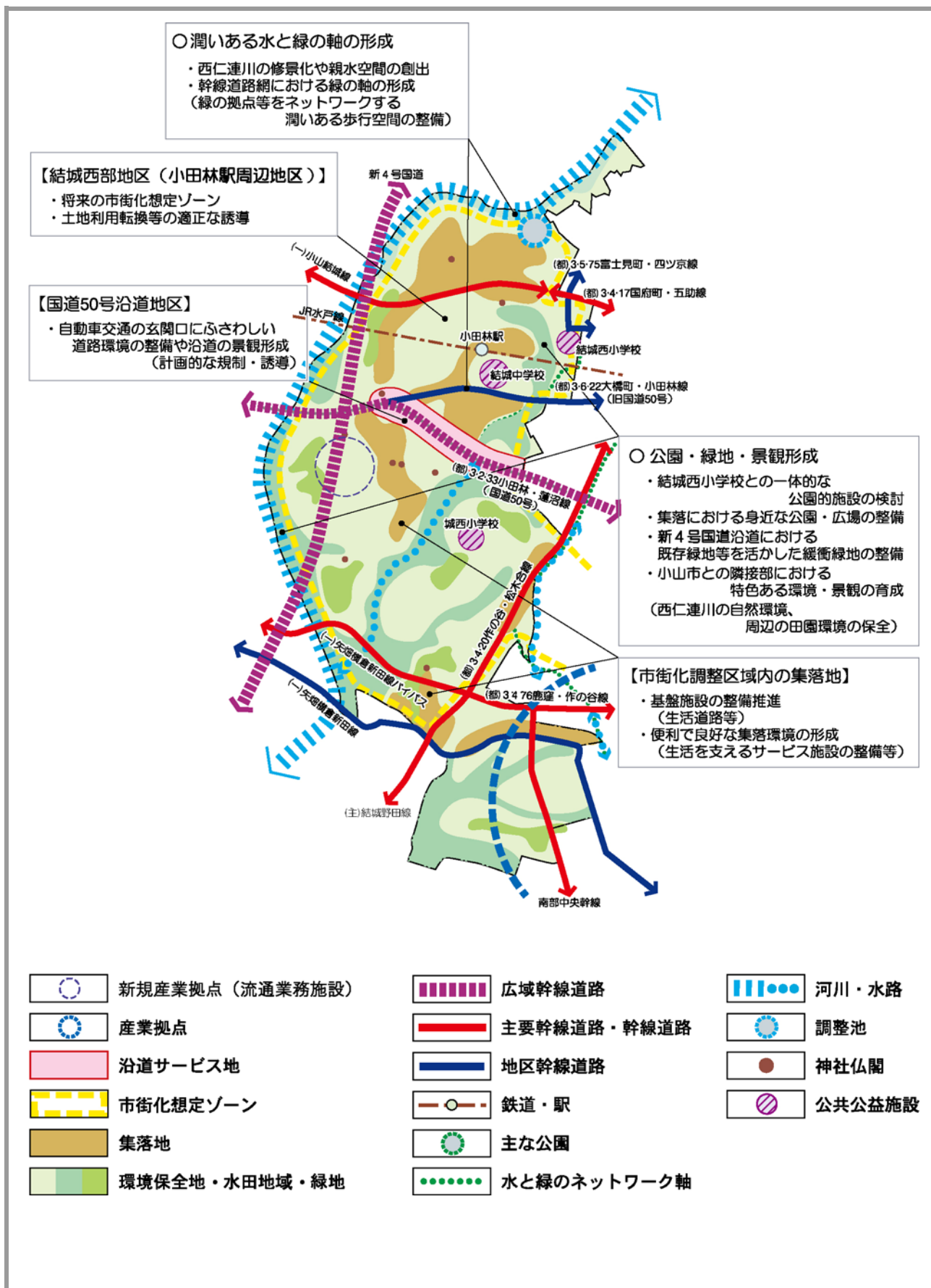
4 その他

- 公共公益施設（学校、郵便局、派出所、集会所、その他活性化施設等）については、緑化や防災機能の向上、（夜間照明の整備・充実）等により環境の質的向上を図るとともに、より地域に開かれたコミュニティの場としての活用を図るなど、地域のニーズを踏まえた整備に努めます。
- 集中豪雨等による北西部市街地の浸水被害を防ぐため、逆井調整池の整備を推進します。

（4）地区の特色を活かしたまちづくりの方針

- 小山市との隣接部において特色ある環境・景観を保持・育成するために、西仁連川の自然環境をはじめとする田園環境の保全に努めます。
- 国道50号や新4号国道は、小山方面や圏央道方面などからの自動車交通の玄関口にふさわしい道路環境の整備と沿道景観の形成を誘導するとともに、その他道路においても、騒音、振動対策等や、歩道部の緑化等環境・景観豊かなまちづくりを進めます。
- 西繁昌塚工業団地の幹線道路とのアクセス性向上に努めます。
- 地域の交流を促進する公共公益施設・コミュニティ施設の充実に努めます。

■ 結城西部地区のまちづくり基本方針図



3-4 地区まちづくりの重点プロジェクト

重点1 産業拠点の検討

プロジェクトの実施方針

- 基盤施設の面的・一体的整備を前提とした市街化区域への編入
- 長期的な対応プロジェクトとして社会経済環境の変化を踏まえた拠点機能の検討

重点2 小田林駅周辺地区（市街化想定ゾーン）の整備

プロジェクトの実施方針

【当面の取り組み】

- 生活道路等必要に応じた基盤施設の整備や地域住民の日常生活等の集積化による生活環境が整った農村集落環境の形成
- 周辺地域と調和した美しい農村集落環境・景観の形成（農業振興による農地の適正な保全、平地林や屋敷林の保全・管理、生活基盤や農業基盤の整備にあたっての景観的配慮、田園景観と調和した建築活動や開発行為の指導等）
- 生活環境が整った美しい農村集落地づくりのためのルール（田園集落まちづくり条例・協定等）の導入検討

【長期的な取り組み】

- 小山市との連坦性や交通拠点の機能向上を目途にした市街化に対する適正な規制・誘導
- 市街地の魅力づくりを促進する地域の潤い環境を活かした特色ある基盤施設整備、都市緑化やアーバンデザインの実践等、緑豊かで魅力ある街並み景観の形成

重点3 国道50号の沿道土地利用の誘導

プロジェクトの実施方針

- 広域商業集積地としてふさわしい機能誘導
- 自動車交通の玄関口としての街路景観整備や沿道景観形成の計画的な規制・誘導（景観形成誘導基準等の街並み景観形成ルールの導入）の検討

重点4 西仁連川の保全・活用



プロジェクトの実施方針

- 市土の西縁の骨格を形成する自然環境・風土景観の保全・再生や地域住民等の利用を促進する環境整備（アクセス道路，歩行空間，憩い・レクリエーションの場等）の推進
- 水辺に対する愛着や誇りを高める市民意識の醸成と市民の手による水辺とのふれあいイベント（ウォーキングラリー・クリーン運動等）の開催
- 家屋等の浸水被害を軽減するための防災対策の充実

重点5 逆井調整池の整備



プロジェクトの実施方針

- 逆井調整池整備事業推進
- 逆井調整池周辺地区整備事業による周辺の道路等の整備検討

4 結城東部地区

4-1 地区の現状と課題

1) 地区の概況



- 本地区は市北東部に位置し、地区の東側を流れる鬼怒川、田川を境にして筑西市、栃木県小山市と接しています。
- 主要な交通網としては、東西方向に国道50号をはじめとして旧国道50号、(一)結城二宮線、南北方向に(主)結城下妻線が通っています。また、東西方向にはJR水戸線が通り、東結城駅が設置されています。
- JR水戸線東結城駅を中心に(主)結城下妻線、国道50号沿いにおいて集落地が形成されています。
- 国道50号沿道には規模の大きな商業地や工業地が広がり、集落地内において規模の小さな工業地、商業地が点在しています。
- 公共公益施設では、絹川小学校、結城東中学校、鬼怒商業高校、絹川地区多目的集会施設、下水浄化センター等が立地しています。
- 農地は地区中央部に水田が広がっており、集落地に隣接して畑地が広がっています。
- まとまりのある緑地は、城跡歴史公園等の施設緑地のほか、地区内に寺社林が点在しているとともに、鬼怒川や田川等で河川緑地が広がっています。



田園



鬼怒川



田川



百間土手



大桑神社



JR東結城駅



伝統工芸コミュニティセンター



絹川小学校

2) まちづくりの課題

■ (1) 土地利用の配置・形成に関する課題

- 豊かな自然・田園環境景観とともに、美しい農村環境を持つ田園環境ゾーンの形成
- 優良農地や集落地に広がる屋敷林や境内林等の緑地の保全

■ (2) 市街地及び集落地の環境整備に関する課題

- 東結城駅周辺における将来の市街地としての適切な都市・生活基盤の整備と計画的な土地利用転換の検討
- 集落地における生活環境の整備水準の向上（道路、公園・広場、排水施設等の整備や景観の維持・向上）
- 地区内に点在する規模の大きな工場の移転・集約化

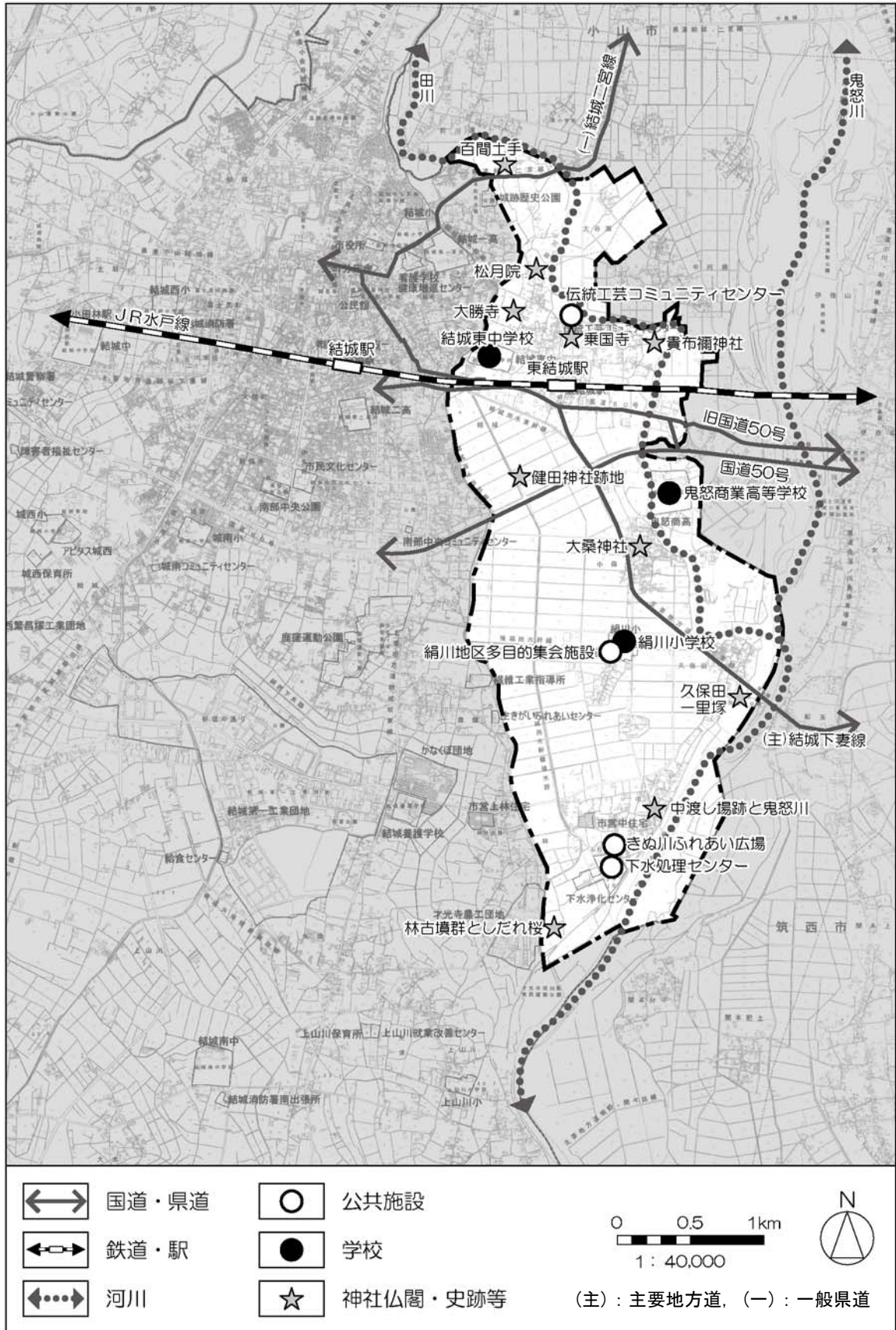
■ (3) 都市・生活基盤施設の整備に関する課題

- 都市計画道路や国道及び県道等の骨格的道路網の形成
- (主)結城下妻線, (一)結城二宮線における歩行空間の確保及び緑化の推進
- 集落間や集落地内を結ぶ身近な生活道路の整備・充実
- J R 水戸線の利便性の向上と公共交通拠点としての東結城駅の整備とアクセス性の向上
- 絹川小学校, 結城東中学校, 鬼怒商業高校, 絹川地区多目的集会施設, 伝統工芸コミュニティセンター等における地域住民の生活拠点として必要な機能の強化・充実
- きぬ川ふれあい広場等における地区住民の憩いの場としての機能の強化・充実

■ (4) 地区環境資源の保全・活用・創造に関する課題

- 鬼怒川や田川等における水辺空間を活かした水と花と緑の軸の形成（自然環境の保全・活用, 修景化や親水空間の創造）
- 神社仏閣等の歴史的建造物の保全・活用と合わせた境内林等の緑環境の保全

■ 結城東部地区のまちづくり現況図



4-2 地区まちづくりの基本目標

1) まちづくりの基本的方向

東結城駅周辺をはじめ鬼怒川や田川沿いに形成された集落地における生活環境の向上
鬼怒川・田川周辺の自然や広大な農地からなる自然性豊かな田園環境の保全とレクリエーションの場としての活用
結城紬に関わる歴史性を活かした地域の魅力づくりと活力の創造

2) 地区の将来像

(1) まちづくりのテーマ

自然性豊かな水辺環境とともに育まれてきた
結城の歴史・文化を物語る紬の里
“ 結城東部地区 ”

(2) 将来の地区空間構造

東結城駅周辺の集落地と自然性豊かな鬼怒川・田川周辺地域，国道50号以南に広がる水田地域からなる空間構成を基本とします。

東結城駅周辺地区（市街化想定ゾーン）を紬の里の中心地区として，また，鬼怒川や田川の周辺地域における水運の歴史性を踏まえながら，特色あるまちづくりを進めます。

鬼怒川や田川の自然性を活かした親水性レクリエーション拠点や水と緑の軸を形成するとともに，市街地から鬼怒川や田川をネットワークする結城用水を活かしたサイクリングロード・散策路の整備を図り，潤いのあるネットワークを形成します。

4-3 地区まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の配置・形成に関する方針

1 東結城駅周辺地区

- 緑豊かなゆとりある街並みを有した低層戸建て住宅が主体の低密度な住宅地を将来的に形成します。
- 当面は、市街化調整区域への優良な住宅誘導を図りつつ、生活基盤施設の整備を進め、将来的には、住宅開発を適正に誘導するため、必要に応じて、立地基準緩和制度の活用等を検討します。

2 市街化調整区域内の集落地及び環境保全地

- 周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地を形成します。
- まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用努める区域とします。

(2) 地区毎のまちづくりの方針

1 東結城駅周辺地区

- 東結城駅周辺地区においては、交通拠点周辺の機能向上を目途に、市街化想定ゾーンとして、必要に応じて、土地利用転換等に対する適正な規制・誘導により、居住型市街地の魅力づくりを促進します。
また、市街地の魅力づくりを促進するため、地域の潤い環境を活かした特色ある基盤施設整備を図るとともに、都市緑化やアーバンデザインの実践等、緑豊かで魅力ある街並み景観の形成に努めます。

2 市街化調整区域内の集落地

- 集落地においては、生活道路等必要に応じた基盤施設の整備を推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成に努めます。

(3) 都市・生活基盤施設の整備方針

1 道路網の整備方針

ア) 広域幹線道路

- 首都圏等広域圏や周辺諸都市との交流を拡大し、本市における地域振興を促進する主要幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・2・33小田林・蓮沼線 (国道50号)

イ) 地区幹線道路

- 市民生活に身近な日常生活圏の骨格を形成する地区幹線道路の整備を図ります。

: (都)3・6・23国府町・大谷瀬線

ウ) 集落幹線道路 (地区集散道路)

- 集落生活道路からの交通を集め、幹線道路等の上位道路への円滑なアクセスが可能となるよう、集落幹線道路の整備を図ります。

エ) 集落生活道路

- 市街化の状況に応じて、市民の暮らしに最も身近な集落生活道路の適正なネットワークや幅員の確保、舗装の改善に努めます。
- 集落生活道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線 (筑西広域環境センターと地域を結ぶ市道2160号線等) として位置づけま

す。
: 東結城駅周辺地区では、東結城駅～伝統工芸コミュニティセンター～結城東中学校をコミュニティ道路の整備等によりネットワークを形成します。

: 南部の集落地では、生活拠点や親水レクリエーション拠点への安全なアクセス性の確保を図ります。

2 交通結節点の整備方針

- J R水戸線東結城駅においては、駅舎の改良やホームの延長、駅前広場等の整備、段差解消等のバリアフリーの整備を図ります。

3 公園・緑地の整備方針

- 鬼怒川や田川においては、必要な防災機能を確保しつつ、豊かな自然環境を保全するとともに、市民はもとより広域的なニーズに対応した親水レクリエーション拠点（親水空間）や河岸緑道、（河川敷の空地を活用した公園・パークゴルフや遊び場）等の整備を図り、魅力ある水と緑の軸を形成します。
- 国道50号付近に公園配置を検討し、各集落毎に地区の特性を活かした身近な広場や公園の整備を図ります。
- 結城用水路を活かし、水と緑の軸を連絡する緑のネットワークを形成します。

4 その他

- 結城東中学校と絹川小学校では、主要な生活拠点として緑化や防災機能の充実、地域への施設解放などを図ります。
- 鬼怒商業高校は、周辺環境との調和に資する緑化や避難場所としての機能の充実などに努めます。
- 各集落の特性に合わせて生活の利便性やコミュニティを高める身近な拠点形成を図ります。

（4）地区の特色を活かしたまちづくりの方針

- 東結城駅周辺地区では、伝統工芸コミュニティセンターを活かしながら、公共交通拠点の形成や結城東中学校の緑化等の環境整備、さらにはそれらを結ぶ個性ある生活軸の整備に努め、紬の里にふさわしい景観形成を面的に推進します。
- 鬼怒川や田川の豊かな自然環境・景観を保全・育成するとともに、南部の各集落地においても、屋敷林の保全や緑化を積極的に推進し（樹木のオーナー制度等の検討）、広大な水田と調和した緑豊かな田園景観の形成に努めるとともに、神社仏閣など多くの歴史的資源を活用したふるさとづくりに努めます。
- 国道50号等の交通利便性や豊かな農業環境を活かした直売所等の充実により、地域の活性化を推進します。

■ 結城東部地区のまちづくり基本方針図



(主)：主要地方道，(一)：一般県道，(都)：都市計画道路

4-4 地区まちづくりの重点プロジェクト

重点1 東結城駅周辺地区（市街化想定ゾーン）の整備

プロジェクトの実施方針

【当面の取り組み】

- 生活道路等必要に応じた基盤施設の整備や地域住民の日常生活等の集積化による生活環境が整った農村集落環境の形成
- 周辺地域と調和した美しい農村集落環境・景観の形成（農業振興による農地の適正な保全，平地林や屋敷林の保全・管理，生活基盤や農業基盤の整備にあたっての景観的配慮，田園景観と調和した建築活動や開発行為の指導等）
- 生活環境が整った美しい農村集落地づくりのためのルール（田園集落まちづくり条例・協定等）の導入検討

【長期的な取り組み】

- 交通拠点の機能向上を目途にした市街化に対する適正な規制・誘導
- 市街地の魅力づくりを促進する地域の潤い環境を活かした特色ある基盤施設整備，都市緑化やアーバンデザインの実践等，緑豊かで魅力ある街並み景観の形成

重点2 鬼怒川・田川の保全・活用

プロジェクトの実施方針

- 鬼怒川における県土及び市土東縁の骨格を形成する自然環境・風土景観・水運文化の保全・再生や広域的なレクリエーションに対応した水辺環境（サイクリングロード，河川敷公園・広場等）の整備の推進
- 田川における市街地に近接した身近な河川として市民が気軽に水辺と親しめる歩行空間や小公園等の環境整備の検討
- 水辺に対する愛着や誇りを高める市民意識の醸成と市民の手による水辺とのふれあいイベント（ウォーキングラリー・クリーン運動等）の開催
- 整備の推進に向けた河川管理者等との協議

5 江川地区

5-1 地区の現状と課題



1) 地区の概況

- 本地区は市南西部に位置し、地区の南西部は古河市、地区の西側を流れる西仁連川を境にして栃木県小山市に接しています。
- 主要な交通網としては、東西方向に(一)新宿新田総和線、(主)明野間々田線、(一)矢畑横倉新田線が、南北方向に(主)結城野田線が通っています。また、南部中央幹線が整備中です。
- 集落地は地区の骨格的構造を形成する主要な県道沿いに形成しています。また、県道の交差部及びその周辺においては、商業施設や工業施設が立地しています。
- 公共公益施設では、結城市役所江川出張所、江川北小学校、江川南小学校、結城南中学校、江川地区多目的集会施設等が挙げられます。
- 農地は地区の大部分を占めていますが、減少傾向にあります。また、畑地においては集落地に隣接して広がっており、水田においては西仁連川沿い、または地区のほぼ中央部、東部を南北に谷津田状に広がりを見せています。
- 緑地においては地区内にまとまりをもって点在している他に、屋敷林等として集落地に隣接して広がっています。



田園



西仁連川



日本花の会



西の谷神社



(主) 結城野田線



南部中央幹線



結城南中学校



江川出張所

2) まちづくりの課題

■ (1) 土地利用の配置・形成に関する課題

- 良好な自然・田園環境，景観の維持・向上と交流型の美しい農村環境を持つ田園環境ゾーンの形成
- 優良農地や西仁連川周辺のまとまりのある緑地の保全
- 耕作放棄地や遊休農地の解消

■ (2) 市街地及び集落地の環境整備に関する課題

- 活性化拠点等の整備に合わせた重点整備ゾーンの形成
- 地域に根ざした新たな産業振興のための産業拠点の形成
- (財)日本花の会周辺における地域コミュニティや地域活動の維持・発展に向けた地域活性化拠点の形成
- 集落における生活環境の整備水準の向上（道路，公園・広場，排水施設等の整備や景観の維持・向上）
- 地区住民の日常生活を支えるサービス施設等の整備・集約化による良好な集落環境の形成

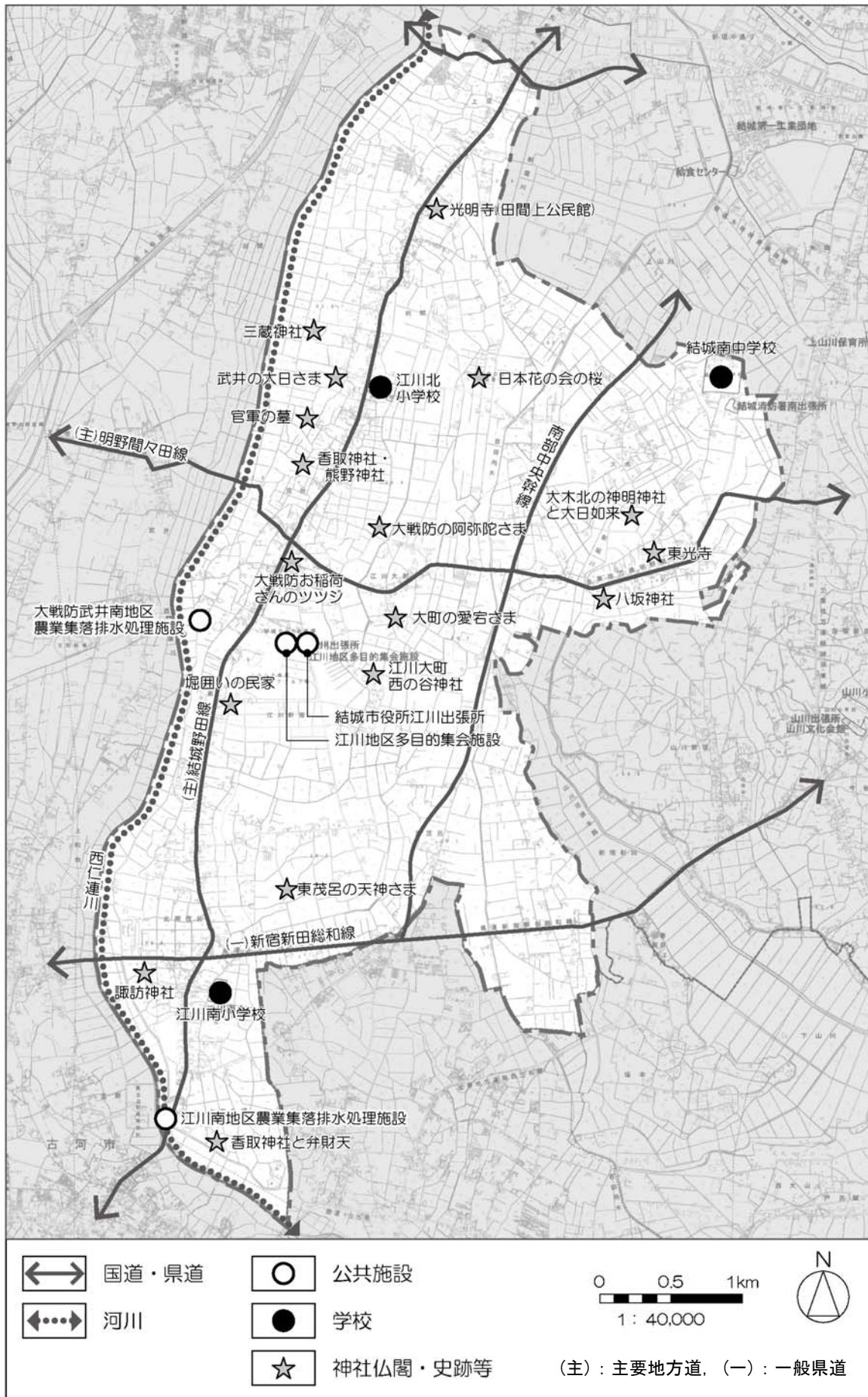
■ (3) 都市・生活基盤施設の整備に関する課題

- 南部中央幹線や新規東西交通軸の整備
- (主)結城野田線における歩行空間の確保及び緑化の推進
- (一)新宿新田総和線，(主)明野間々田線や(一)矢畑横倉新田線における歩行空間の確保と緑化の推進
- 集落間や集落地内を結ぶ生活道路の整備
- 巡回バス等による交通サービスの充実
- 結城市役所江川出張所，江川北小学校，江川南小学校，結城南中学校，江川地区多目的集会施設周辺における地域住民の生活拠点として必要な機能の強化・充実

■ (4) 地区環境資源の保全・活用・創造に関する課題

- (主)結城野田線沿道の修景化（集落景観，田園景観の保全・育成）
- 地域活性化拠点や重点整備ゾーンにおける質の高い環境，景観の形成
- 西仁連川等の水辺空間を生かした水と花と緑の軸の形成（自然的環境の保全・活用，修景化及び親水空間の創造）
- 集落地における豊かな屋敷林の保全
- 広大な田園環境・景観の保全
- 神社仏閣等の歴史的建造物の保全・活用及び境内林等の緑空間の保全
- 歴史や伝承を活用したまちづくりの推進

■ 江川地区のまちづくり現況図



5-2 地区まちづくりの基本目標

1) まちづくりの基本的方向

(主)結城野田線を軸に形成された集落地における生活環境の向上
西仁連川周辺の自然や広大な優良農地からなる自然性豊かな田園環境の保全
特色ある環境資源や新たな骨格的道路網の整備を活かした地域の魅力づくりや活力の創造

2) 地区の将来像

(1) まちづくりのテーマ

歴史と自然を守り育みながら、
農園文化を創り、ふれあいを楽しむ里
“江川地区”

(2) 将来の地区空間構造

西仁連川沿いの水・緑空間と(主)結城野田線沿いの集落地、広大な農地からなる空間構成を基本とします。

地域活性化拠点として(財)日本花の会の協力による「花と緑のまちづくりの拠点」、及び、産業拠点として南部中央幹線や筑西幹線道路の整備を踏まえた地域振興に資する新たな拠点の形成を目指します。

主要な集落地においては、既存の施設の集積を踏まえ、生活の利便性や安全性を高める生活拠点の充実・強化を図ります。

骨格的な道路網は、(主)結城野田線を軸としてラダー状(梯子状)のネットワークを形成します。

西仁連川や吉田用水、新堀川を活用し、親水性のあふれる水と緑の軸を形成します。

5-3 地区まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の配置・形成に関する方針

1 市街化調整区域内の集落地及び環境保全地

- 周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地を形成します。
- まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用に努める区域とします。

2 新規産業拠点（産業振興機能）

- 周辺環境（住環境、田園環境等）との調和に配慮した緑豊かな環境の中で、必要に応じて、地域に根ざした産業振興機能の導入・育成に資する土地利用を検討します。

(2) 地区毎のまちづくりの方針

1 市街化調整区域内の集落地

- 集落地においては、生活道路等の基盤施設の整備策を推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成に努めます。
- なお、(主)結城野田線の沿道等の一団の集落地においては、集落地の活力を維持するための宅地利用（人口を維持するための住宅施策等の検討）に向けて、道路等必要に応じた基盤施設の整備や土地利用の規制・誘導策の確立を推進します。

2 新規産業拠点（産業振興機能）

- 結城第一工業団地上山川北部地区の工業地としての成熟化と南部中央幹線の整備、さらには、筑西幹線道路の整備状況を踏まえながら、新たな産業拠点（産業機能と周辺集落地・居住機能との調和に配慮）を検討し、必要に応じて、地域に根ざした産業振興のための機能の計画的な誘致に努めます。

(3) 都市・生活基盤施設の整備方針

1 道路網の整備方針

ア) 幹線道路

○ 都市全体がバランスよく発展していくために、本市の骨格を形成する幹線道路の整備を図ります。

：(主)結城野田線(主要な集落部では、生活軸としての機能も担うことから、ゆとりある歩行空間の確保や緑化の推進等に努めます。)、南部中央幹線(早期整備)、新規東西交通軸、(一)新宿新田総和線

イ) 集落幹線道路

○ 集落生活道路からの交通を集め、幹線道等の上位道路への円滑なアクセスが可能となるよう、集落幹線道路の整備を図ります。

：(主)明野間々田線、(一)矢畑横倉新田線(主要集落～日本花の会・地域活性化拠点～生活拠点(結城南中学校)を結ぶ主要な軸として歩行空間の充実や緑化等をはじめ、沿道区域を含めて修景化を図ります。)

ウ) 集落生活道路

○ 市街化の状況に応じて、市民の暮らしに最も身近な集落生活道路の適正なネットワークや幅員の確保に努めます。

○ 集落生活道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線として位置づけます。

エ) 公園・緑地の整備方針

○ 西仁連川は、主要な水と緑の軸として、河川管理者と協議を行いながら、必要な防災機能を確保しつつ、河岸緑道の整備や公園化(堤防や大町西田圃を活用したサイクリング・ジョギングロード、田間・武井南・七五三場の水辺公園化)等により、潤いある親水公園の形成に努めます。

また、その周辺のまとまりのある斜面緑地を保全するとともに、主要な集落地等においては、散策ルートの確保等により地域の憩いの空間として活用していきます。

○ 吉田用水や新堀川は、河川管理者と協議を行いながら、既存の桜並木などを活かしつつ、親水性を高めたサイクリングロード・散策路の整備を図るとともに、これらを活用しながら、周辺地域とのネットワーク化(結城廃寺～山川不動尊～日本花の会～三蔵神社～小田林方面を結ぶサイクリングロードの整備)に努めます。

○ 集落毎に身近な憩いとふれあいの場となる公園や広場(七五三場・青嵐荘周辺の公園化、多目的集会施設へのスポーツ広場の併設等)の整備を生活軸等によるネットワークに配慮しながら推進します。

オ) その他

- 主要な集落地の中心に、小・中学校等を核とし、防災面にも配慮した生活拠点を形成するとともに、今後の高齢化の進展や地域のニーズを踏まえた商業サービス施設の集積化や公共公益施設（多目的広場と一体となった文化施設、公営の介護施設・高齢者交流施設、医療施設等）の整備・充実に努めます。
- 公共公益施設へのアクセス性向上とともに、周辺道路における歩行者空間の確保に努めます。

（４）地区の特色を活かしたまちづくりの方針

- (主)結城野田線の集落地では、豊かな緑や歴史的資源等を活かしつつ、ゆとりある歩行空間や並木などの整備（田間三蔵神社境内の復旧・保存、心字池周辺の浄化及び周辺への遊歩道の整備）を図りながら、江川地区の玄関口としてふさわしい特色ある景観形成に努めます。特に、日本花の会・地域活性化拠点の周辺地域では、花を基調とした環境・景観の整備に努めます。
- 西仁連川周辺は、良好な農地やまとまりのある斜面緑地等を生態系などにも配慮しつつ保全・修景化を図ります。

■ 江川地区のまちづくり基本方針図



(主)：主要地方道，(一)：一般県道，(都)：都市計画道路

5-4 地区まちづくりの重点プロジェクト

重点1 産業拠点の検討



プロジェクトの実施方針

- 南部中央幹線の整備や筑西幹線道路の実現化を踏まえた地域振興に資する新たな産業拠点（地域の住民や産業活動のニーズを踏まえた産業機能の検討）の形成

重点2 日本花の会（地域活性化拠点）の整備



プロジェクトの実施方針

- (財)日本花の会の協力による「花の公園農場」や「花をテーマとしたネットワークの形成」など花と緑のまちづくりの拠点としての整備

重点3 日本花の会周辺地区(重点整備ゾーン)の整備:南部農業地域における農村振興等の推進



プロジェクトの実施方針

- 生活道路等の基盤施設の整備や地域住民の日常生活を支えるサービス施設等の集積化促進による生活環境が整った農村集落環境の形成
- 市民や市外からの利用に配慮した都市住民のための農村交流・農業体験に資する施設・機能の導入・育成
- 地域活性化拠点の整備と一体となった美しい農村集落環境・景観の形成（農業振興による農地の適正な保全、平地林や屋敷林の保全・管理、生活基盤や農業基盤の整備にあたっての景観的配慮、田園景観と調和した建築活動や開発行為の誘導等）
- 生活環境が整った美しい農村集落地づくりのためのルール（田園集落まちづくり条例・協定等）の導入検討
- 上記を実現するための農村振興・農業生産基盤整備・平地林保全等に資する事業手法の導入（山川不動尊周辺及び結城廃寺周辺との一体的な対応）

重点4 南部中央幹線の沿道土地利用の誘導



プロジェクトの実施方針

- 無秩序な宅地化の抑制を基本とした地域振興に資する計画的な土地利用転換の誘導
- 秩序ある開発と保全を誘導するまちづくりルール（田園集落まちづくり条例・協定等）の導入検討

重点5 西仁連川の保全・活用



プロジェクトの実施方針

- 市土の西縁の骨格を形成する自然環境・風土景観の保全・再生や地域住民等の利用を促進する環境整備（アクセス道路，歩行空間，憩い・レクリエーションの場等）の推進
- 水辺に対する愛着や誇りを高める市民意識の醸成と市民の手による水辺とのふれあいイベント（ウォーキングラリー・クリーン運動等）の開催

6 上山川・山川地区

6-1 地区の現状と課題



1) 地区の概況

- 本地区は市南東部に位置し、地区の東側を流れる鬼怒川を境にして筑西市，南に八千代町に接しています。
- 主要な交通網としては，東西方向に(主)筑西三和線，(主)明野間々田線，(一)新宿新田総和線が，南北方向に(主)結城坂東線，(一)山王下妻線が通っています。
- 集落は主に台地部のほか，地区全体の散在的に広がっています。また，主要な幹線道路沿いを中心にして集落地を形成しています。
- 商業地及び工業地においては小規模なものが道路沿道の集落地内に点在しています。
- 公共公益施設では山川小学校，上山川小学校，結城市役所山川出張所，山川文化会館，上山川就業改善センター，才光寺会館等が立地しています。
- 農地は水田及び畑地が一団のまとまりをもって広がっていると同時に，水田においては谷津田状に広がりを見せています。
- 緑地については，ある程度まとまりの規模のものもみられるほか，屋敷林や寺社林等も地区内に点在しています。
- その他に地区の東側を鬼怒川，地区の西側を山川沼排水路や新堀排水路が流れています。



田園



山川あやめ園



うめでら(東持寺)



山川不動尊



才光寺農工団地



鬼怒川大橋



上山川小学校



山川文化会館

2) まちづくりの課題

(1) 土地利用の配置・形成に関する課題

- 豊かな自然・田園環境・景観と美しい農村環境を持つ田園環境ゾーンの形成
- 優良農地や地区内に点在するまとまりのある緑地の保全

(2) 市街地及び集落地の環境整備に関する課題

- 山川不動尊周辺や結城廃寺周辺における地域コミュニティや地域活動の維持・発展に向けた地域活性化拠点の形成
- 活性化拠点等の整備に合わせた周辺環境等の整備を進めていく重点整備ゾーンの形成
- 集落地における生活環境の整備水準の向上（道路，公園・広場，排水施設等の整備や景観の維持・向上）

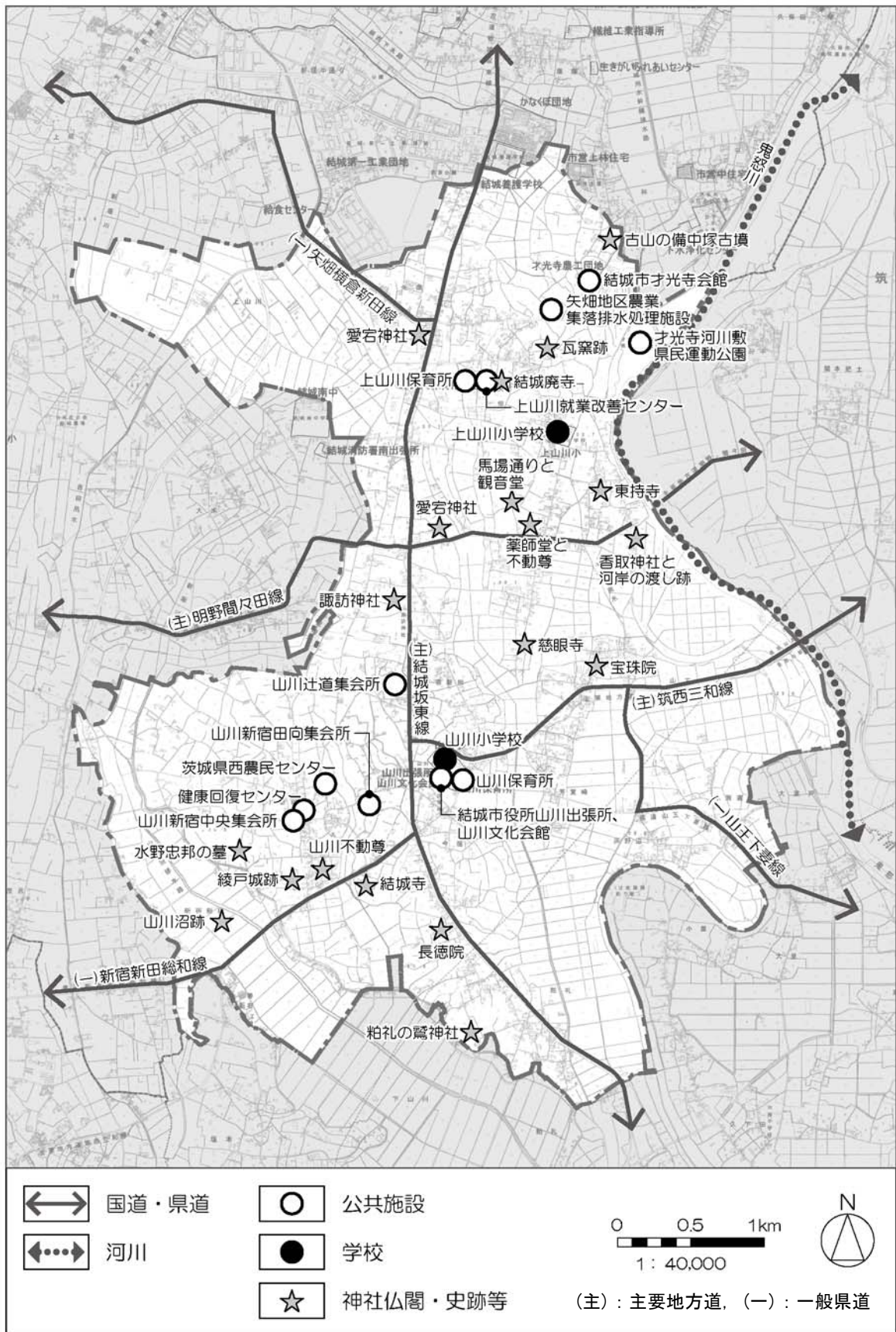
(3) 都市・生活基盤施設の整備に関する課題

- 主要地方道や一般県道等から構成される骨格的道路網の形成
- 筑西幹線道路の整備の促進
- 新規東西交通軸の整備
- (主)結城坂東線，(主)筑西三和線における歩行空間の確保及び緑化の推進
- (一)新宿新田総和線，(一)山王下妻線，(主)明野間々田線，(一)矢畑横倉新田線における歩行空間の確保
- 集落間や集落地内を結ぶ身近な生活道路の整備・充実
- 結城市役所山川出張所，上山川小学校，山川小学校，山川文化会館，才光寺会館，上山川就業改善センター周辺等における地域住民の生活拠点として必要な機能の強化・充実
- 巡回バス等による交通サービスの充実

(4) 地区環境資源の保全・活用・創造に関する課題

- 鬼怒川や吉田用水，結城用水等における水辺空間を活かした水と花と緑の軸の形成（自然環境の保全・活用，修景化や親水空間の創造）
- 集落地に広がる良好な屋敷林などの保全
- 地区内に点在する神社仏閣等の歴史的建造物の保全・活用とともに境内林等の緑空間の保全
- 結城廃寺，山川不動尊，備中塚古墳等をはじめとする歴史的資源や太々神楽，山川不動尊での縁日など地区の昔からの伝統等の文化的資源の保全・活用

■ 上山川・山川地区のまちづくり現況図



6-2 地区まちづくりの基本目標

1) まちづくりの基本的方向

(主)結城坂東線を軸に形成された集落地における生活環境の向上
鬼怒川沿いの豊かな自然や広大な優良農地からなる自然性豊かな田園環境と山川不動尊や結城廃寺等の歴史的・文化的資源の保全
特色ある環境資源や新たな骨格的道路網の整備を活かした地域の魅力づくりと活力の創造

2) 地区の将来像

(1) まちづくりのテーマ

日々の暮らしと密接な関わりを持ちながら、
地域の活力を高める歴史・文化が息づく里・
“上山川・山川地区”

(2) 将来の地区空間構造

(主)結城坂東線を軸としながらも、水田で区分された主要な集落地が散在する田園地域と東部を流下する鬼怒川の豊かな自然環境からなる空間構成を基本とします。

山川不動尊や結城廃寺周辺における地域活性化拠点の整備とともに、周辺区域の環境整備を進め、その拠点性の強化を図ります。

主要な集落地においては、生活拠点や安全な生活軸の形成を図りながら、周辺集落地とのネットワークを形成します。

骨格的な道路網は、整備中の筑西幹線道路を軸に、既存の(主)結城坂東線に新規東西交通軸を加えて再構築を図ります。

鬼怒川においては、その保全・活用により、潤いのある水と緑の軸や親水レクリエーション拠点を形成していくとともに、新堀川の緑道化、地域活性化拠点～主要集落地～鬼怒川を結ぶ(主)筑西三和線の緑の軸としての整備を推進します。

6-3 地区まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の配置・形成に関する方針

1 市街化調整区域内の集落地及び環境保全地

- 周辺の優良な農地と一体となったゆとりある田園的環境を有する集落地を形成します。
- まとまりのある農地や平地林においては、災害の発生の防止及び優良な集団農地や優れた自然景観の維持、さらには良好な都市環境の形成に資する緑地の保全や自然とのふれあいの場としての活用に努める区域とします。
- 未利用地や幹線道路の沿道等においては、必要に応じて、地域の活性化に資する土地の有効活用を検討します。

(2) 地区毎のまちづくりの方針

1 市街化調整区域内の集落地

- 集落地においては、農業地域における水害対策に配慮しながら、生活道路（農道）や排水処理、公園等の基盤施設の整備策を推進するとともに、住民の生活を支えるサービス施設等の整備・集積化による利便性を有した良好な集落環境の形成に努めます。
- なお、(主)結城坂東線の沿道等の一団の集落地においては、集落地の活力を維持するための宅地利用（人口を維持するための住宅施策等の検討）に向けて、道路等必要に応じた基盤施設の整備や土地利用の規制・誘導策の確立を推進します。

(3) 都市・生活基盤施設の整備方針

1 道路網の整備方針

ア) 主要幹線道路

- 首都圏等広域圏や周辺諸都市との交流を拡大し、本市における地域振興を促進する主要幹線道路の整備を図ります。

: 筑西幹線道路

イ) 幹線道路

- 都市全体がバランスよく発展していくために、本市の骨格を形成する幹線道路の整備を図ります。

: (主)結城坂東線, 新規東西交通軸, (主)筑西三和線(地域活性化拠点～鬼怒川・親水レクリエーション拠点を結ぶ緑の軸として、ゆとりある歩行空間の確保や緑化を図ります。)

ウ) 集落幹線道路

- 生活幹線道路からの交通を集め、幹線道路等の上位道路への円滑なアクセスが可能となるよう、集落幹線道路の整備を図ります。

: (主)明野間々田線, (一)矢畑横倉新田線, (一)山王下妻線

エ) 集落生活道路

- 市街化の状況に応じて、市民の暮らしに最も身近な集落生活道路の適正なネットワークや幅員の確保に努めます。
- 集落生活道路の中でも身近な生活流動を処理する際に重要な役割を果たすものを主要な路線(筑西幹線道路と(主)明野間々田線を結ぶ鬼怒川沿いの道路等)として位置づけます。

2 公園・緑地の整備方針

- 鬼怒川や大堀川等の河川は、主要な水と緑の軸として、必要な防災機能を確保しつつ、その豊かな自然環境を保全するとともに、河岸緑道や親水レクリエーション拠点としての河川敷公園等の整備・充実を図ります。
- 集落毎に身近な憩いとふれあいの場となる広場や公園の整備を生活軸等によるネットワークに配慮しながら推進します。
- 新堀川は、水と緑の軸として、河川管理者と協議を行いながら、必要な防災機能を確保しつつ、潤いのあるサイクリングロード・遊歩道等の整備を図ります。

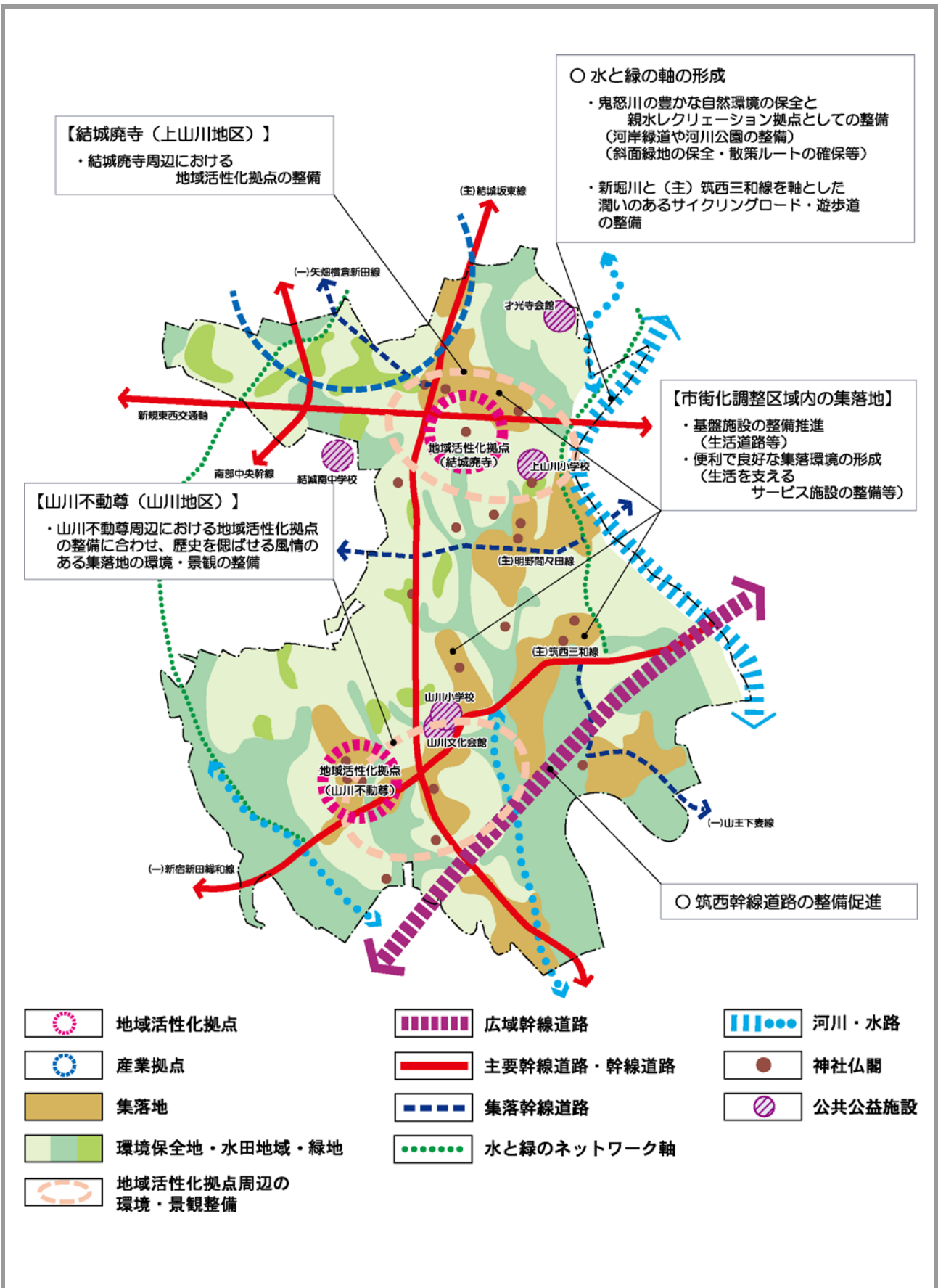
3 その他

- 小学校や中学校等を核として防災機能の充実を図りながら、主要な生活拠点を形成（地域が連携できる情報センター、結城南中学校の裏山を活用した四川地区の交流の場等の整備、既存の公共公益施設の充実等）するとともに、各集落からの安全なアクセシビリティの確保を図り、分散して形成される集落地のネットワーク化を図ります。

（４）地区の特色を活かしたまちづくりの方針

- 山川不動尊周辺における地域活性化拠点の整備にあわせて、歴史を偲ばせる風情のある周辺集落地の環境・景観の整備（周辺の歴史的資源や結城百選との連携を考慮した拠点づくり）を推進します。
- 結城廃寺、山川不動尊、備中塚古墳、水野忠邦の墓、東持寺、綾戸城跡等の歴史的資源や、山川不動尊の縁日等の文化的資源を保全・活用したまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。
- 水と緑の軸となる（主）筑西三和線沿道については、地域活性化拠点や親水レクリエーション拠点の形成にあわせて、（主）結城坂東線との交差部や沿道の集落地における修景化を推進します。
- 鬼怒川の自然環境・景観を保全・育成するとともに、河岸緑道や親水レクリエーション拠点等の整備を図りながら、より市民に解放された空間形成に努めます。
- 集落地内外を連絡する生活軸沿いの区域では、生垣等の緑化などを推進し、ゆとりと落ち着きのある環境・景観の維持・向上に努めます。
- 分散的な集落地内の屋敷林等の保全と、それらに入り組む水田等の農地の保全などにより、一体的な田園環境・景観の維持・向上に努めます。

■ 上山川・山川地区のまちづくり基本方針図



(主)：主要地方道，(一)：一般県道，(都)：都市計画道路

6-4 地区まちづくりの重点プロジェクト

重点1 山川不動尊（地域活性化拠点）の整備



プロジェクトの実施方針

- 山川不動尊の縁日に対応した駐車場の整備
- あやめを主とした花公園の整備
- 周辺の歴史的な資源などを活用した観光拠点の整備とネットワーク化

重点2 結城廃寺（地域活性化拠点）の整備



プロジェクトの実施方針

- 歴史的施設の復元
- 歴史の学習やコミュニティ、まちづくりの拠点の形成

重点3 山川不動尊周辺地区及び結城廃寺周辺地区（重点整備ゾーン）の整備 ：南部農業地域における農村振興等の推進



プロジェクトの実施方針

- 生活道路等の基盤施設の整備や地域住民の日常生活を支えるサービス施設等の集積化促進による生活環境が整った農村集落環境の形成
- 市民や市外からの利用に配慮した都市住民のための農村交流・農業体験に資する施設・機能の導入・育成
- 地域活性化拠点の整備と一体となった美しい農村集落環境・景観の形成
- 生活環境が整った美しい農村集落地づくりのためのルール（田園集落まちづくり条例・協定等）の導入検討
- 上記を実現するための農村振興・農業生産基盤整備・平地林保全等に資する事業手法の導入（日本花の会周辺との一体的な対応）

重点4 筑西幹線道路の整備



プロジェクトの実施方針

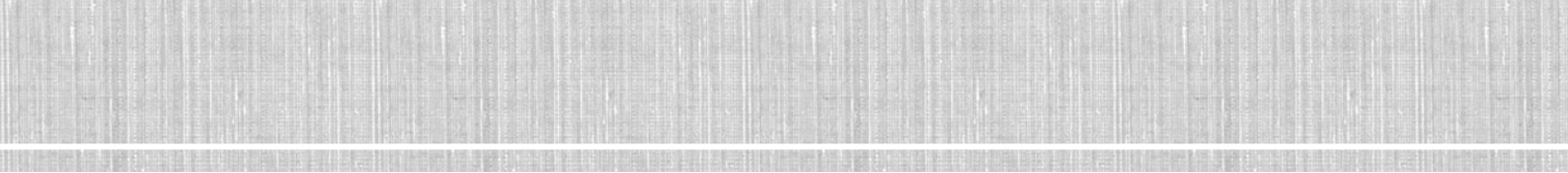
- 筑西幹線道路の整備促進に向けた国，県等への要望等の実施

重点5 鬼怒川の保全・活用



プロジェクトの実施方針

- 県土及び市土東縁の骨格を形成する自然環境・風土景観・水運文化の保全・再生や広域的なレクリエーションに対応した水辺環境（サイクリングロード，河川敷公園・広場等）の整備の推進
- 水辺に対する愛着や誇りを高める市民意識の醸成と市民の手による水辺とのふれあいイベント（ウォーキングラリー・クリーン運動等）の開催
- 家屋等の浸水被害を軽減するための防災対策の充実
- 整備の推進に向けた河川管理者等との協議



第Ⅳ部 実現のための方針

- 第1章 実現のための方針の考え方 ——— 166
- 第2章 行政が進める都市づくり ——— 168
- 第3章 市民が考える身近なまちづくり — 169
- 第4章 実現化に向けての今後の課題 ——— 170

第 1 章 実現のための方針の考え方

結城市の都市づくりは、市民と結城市が協力・協調しながら、工夫や知恵を出し合い主体的に取り組むことを基本とします。

市民のニーズにきめ細かく対応していくため、市民と結城市のパートナーシップに支えられた協働の都市づくりを基本とします。

・これまで結城市では、結城南部土地区画整理事業の実施や都市計画道路・公園・下水道等の基盤施設の整備など、主に行政主導で対応してきましたが、市民ニーズの多様化・高度化により、都市計画を主体とした取り組みもよりきめ細かな対応が求められています。

こうした市民ニーズに応え、本市の将来都市像である「誇れる歴史を大切に 安心・安全で魅力的な 生活の舞台づくり」を実現するためには、市民と行政が信頼し合い、適正な役割分担のもとで、協力・協調しながら都市づくりを進めていく必要があります。

そのため、新時代に向けた本市の都市づくりは、市民ニーズにきめ細かく対応できるよう、市民と結城市とのパートナーシップに支えられた協働の取り組みを基本とします。

市民、結城市それぞれの重要な役割を確認し、その担い手としての自覚を十分に持ちながら主体的に都市づくりに取り組みます。

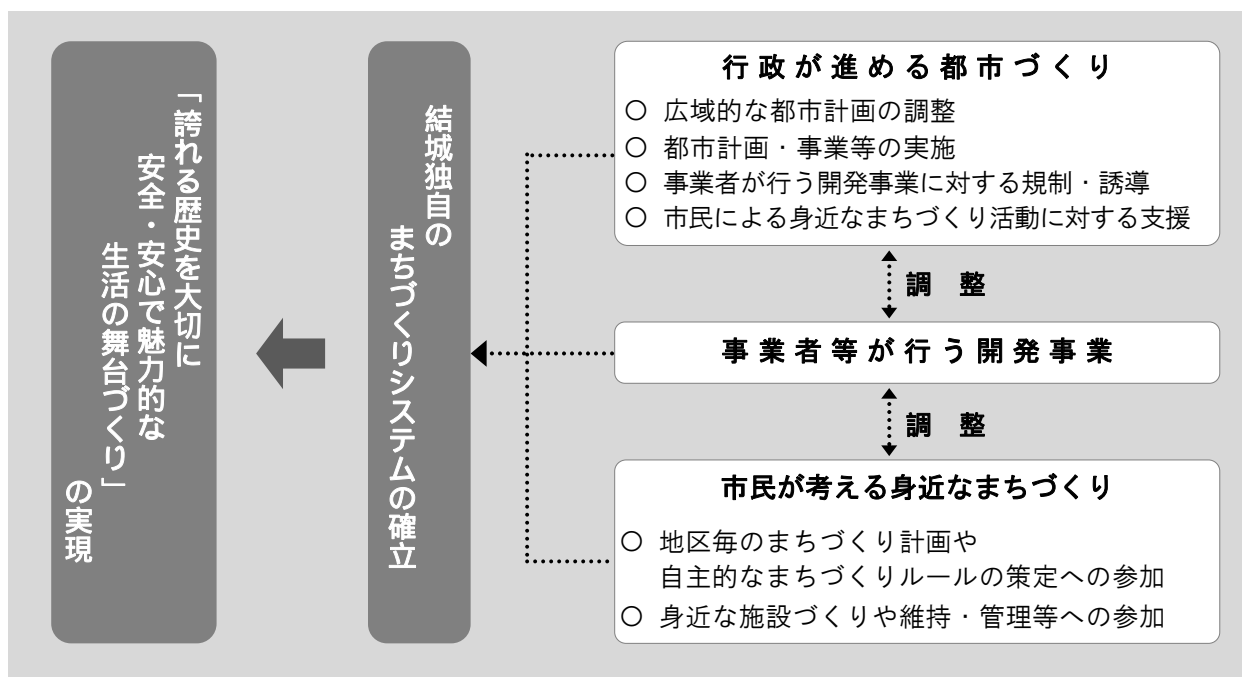
・都市づくりは、その中心的な担い手である市民、事業者、行政が役割に応じて主体的に取り組むことにより、はじめて具体的に推進されます。

そのため、市民・事業者・行政が都市づくりの担い手としての自覚を持ち、それぞれが主体的に取り組むことができる都市づくりを推進していきます。

市民と行政のパートナーシップに基づく主体的な取り組みを可能とし、様々な人々の創意工夫に支えられた結城独自のまちづくりシステムを確立します。

- ・協働の精神のもと、主体的に都市づくりに取り組むことは、様々な人々の創意・工夫に支えられた質の高い結城独自の都市づくりにつながります。
- そのため、将来都市像をはじめとする都市づくりの目標や方針・施策を様々な人々が認識・自覚し、その実現に向けて知恵をしぼり合い、相互に協力し合いながら主体的に取り組むことができる結城独自のまちづくりシステムを確立していきます。

■ 様々な人々の創意工夫に支えられた
結城独自の都市づくりを可能とするまちづくりシステムの確立



第2章 行政が進める都市づくり

都市づくりの課題に総合的に対応していくために、結城市をはじめとした行政は、都市計画の広域的な調整を図りながら、具体的な都市計画・事業等の実施を先導的に推進するとともに、事業者等が行う開発整備に対する計画的な規制・誘導や市民による身近なまちづくりに対する支援などに取り組むものとします。

■ 結城市が進める都市づくりの主な内容

広域的な都市計画の調整

- ・ 下館・結城都市計画区域等に関わる広域的な土地利用や都市基盤の整備のあり方等について調整します。

都市計画・事業等の実施

- ・ 土地区画整理事業等の市街地開発事業や道路・公園・下水道等の根幹的都市施設の整備事業を実施するとともに、地域地区・地区計画等の土地利用コントロール手法を適用します。

事業者等が行う開発事業に対する規制・誘導

- ・ 開発行為等の許認可に関し、独自の条例や要綱等を運用します。

市民による身近なまちづくり活動に対する支援

- ・ 市民の身近なまちづくりに対する意欲や問題意識に基づく活動（地域毎のまちづくりアクションプラン・プログラムの策定、それに基づく地区毎のまちづくり計画や自主的なまちづくりルールの策定、身近な施設づくりや維持・管理等への参加等）に対する技術的・財源的な支援を行います。

第3章 市民が考える身近なまちづくり

市民の暮らしに身近な土地利用や基盤施設づくりにあたっては、市民参加が基本であり、市民が主体的に取り組んでこそ、納得がいくまちづくりが実現します。

そのため、地域毎のまちづくりアクションプラン・プログラムの策定、さらにはそれに基づく地区毎のまちづくり計画やその実現を可能とするまちづくりルールの策定、生活道路や小公園などの身近な施設の整備・維持管理・運営などについては、市民の積極的な関わりや取り組みが期待されます。

■ 市民が考える身近なまちづくりの主な内容

都市計画マスタープラン・地域別構想の詳細化・具体化

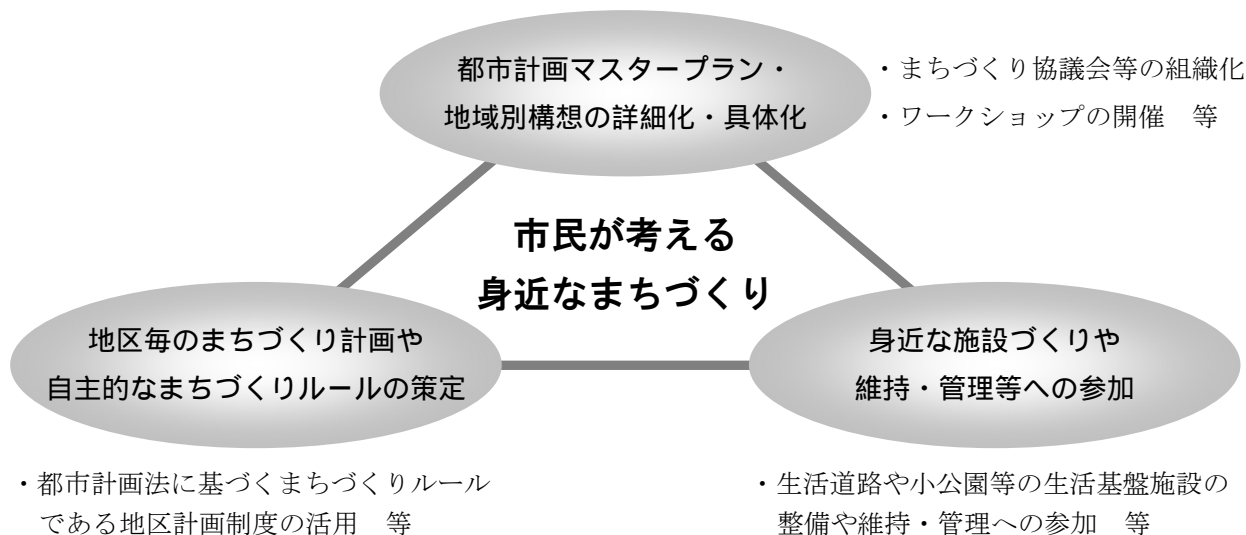
- ・都市計画マスタープランの地域別構想を基本としながら、地域住民等の幅広い参加のもと、地域毎の具体的なまちづくりへとつなげるアクションプラン（整備計画・整備時期・整備手法等）立案の視点から構想を再検討し、その詳細化・具体化を図ります。

地区毎のまちづくり計画や自主的なまちづくりルールの策定

- ・地域住民にとって身近な生活圏におけるきめ細かなまちづくりを可能とするまちづくり計画（土地利用・建築物・景観形成等の誘導方針や細街路・小公園等の生活基盤施設の整備方針等）や自主的なまちづくりルール（法に基づく地区計画制度の決定や建築協定・緑地協定、さらには任意の紳士協定の締結）の策定に参加する、さらにはその運用を担います。

身近な施設づくりや維持・管理等への参加

- ・地域住民の暮らしを支える生活道路や小公園等の生活基盤施設の具体的な整備のあり方の検討、さらには施設整備後の維持管理・運営などについて参加します。



第4章 実現化に向けての今後の課題

今後、都市計画マスタープランに基づき都市づくりを推進していくために、以下のような課題の解決に向けて、積極的に取り組むものとします。

1) 都市づくり体制のあり方

市民に対して適切な情報提供を行い、都市づくりに対する理解とさらなる市民参加を促す必要があります。

・市民ニーズの高度化・多様化等を背景に、まちづくりへの市民参加はますます重要なものとなっており、都市計画マスタープランを都市づくりに関わる行政内部の総合的な指針に止めず、市民にわかりやすく提示し、市民の理解と参加の下に具体の施策を進めていく必要があります。

そのため、市民参加型のまちづくりの核となる市民活動支援センターの活用・充実をはじめ、まちづくりガイドブックの作成や学習機会の確立など、市民参加の場と機会を創出していく必要があります。

こうした環境を整えることにより、市民によるまちづくり計画の作成、それを実現するための地区計画の決定や各種協定等の締結など、市民の手によるきめ細かなまちづくりの実践につなげていくことが期待されます。

地元自治体としての主体性を発揮しながら、国・県・周辺諸都市との緊密かつ高度な協力・連携体制を構築する必要があります。

・本市においては、筑西幹線道路の整備をはじめ、鬼怒川や西仁連川の保全・活用など、国や県、さらには周辺諸都市と深く関わる広域的なプロジェクトが位置づけられています。

こうしたプロジェクトを、本市のまちづくりにバランスよく効果的・戦略的に反映させていくために、地元自治体としての主体性をもちながら、国・県・周辺諸都市との緊密かつ高度な協力・連携体制の構築に努めていく必要があります。

計画的・効率的な都市づくりを推進する横断的・戦略的な庁内体制を構築する必要があります。

・高度化・複雑化・広域化する行政課題に応え、計画的・効率的なまちづくりを推進していくためには、従来の縦割りの体制から、横断的・戦略的な体制へと再構築していく必要があります。

そのため、周辺諸都市との連携に配慮しながら、行政内部に土地利用の維持・更新や根幹的な都市基盤の整備にわたる政策判断を担う委員会やそれに基づき関連各部門間の連携を図る連絡調整会議を設置するなど、庁内における新しいまちづくり体制を構築していく必要があります。

2) 個別施策の具体化の推進

都市計画マスタープランに位置づけられた個別施策を、法定都市計画の体系に適切に組み入れ、あるいは関連法・計画と調整を図り、施策実施へと結びつけていく必要があります。

- ・この都市計画マスタープランを本市のまちづくりの指針として、より実現性のあるものとするため、地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等により構成される法定都市計画の体系に適切に組み入れ、あるいは農林業や環境保全等の関連法・計画と調整を図り、計画的な規制・誘導や事業実施に結びつけていく必要があります。

個別施策についての市民意向を明らかにしながら、構想から実施計画へと計画レベルを高めるための詳細調査を実施する必要があります。

- ・都市計画マスタープランで定めた個別具体の地区整備や道路・公園・下水道等の都市基盤施設整備を法定都市計画に位置づけ、実現していくためには、市民の意向を反映しつつ、構想から基本計画、事業計画、さらには実施計画（マスタープランからアクションプランへ）へと計画のレベルを高め、計画の内容を明らかにするための個別詳細調査を実施する必要があります。

行政主導の従来型システムから市民参加型システムへと合意形成の方法を工夫する必要があります。

- ・都市づくりは、市民社会の成熟化に伴い行政と市民がお互いに協力・連携しながら一体となってきめ細かく実践していくことが求められています。
そのため、行政主導で立案した計画に対して住民の合意形成を得るといった従来のシステムから、住民自ら参加し、自ら考えた計画を周知していくといった住民参加型の合意形成システムへと変更するなど、様々な工夫を図り、事業化を推進していく必要があります。

3) 計画的な財政運営の推進

長期的な視野に立った計画的な財政運営の推進に努める必要があります。

- ・財政需要が増大する中で、都市計画マスタープランに沿ってまちづくりを実践していくためには、計画的な財政運営が重要となります。
そのため、投資効果を踏まえた重点的かつ戦略的な財源配分や産業基盤の強化などによる積極的な自主財源の確保、さらに国・県補助金及び民間資金の活用など、長期的な視野に立った財政運営の推進に努める必要があります。

4) 都市計画マスタープランの柔軟な運用

適切な時期・期間毎に都市計画マスタープランの修正・見直しを図っていく必要があります。

- ・都市計画マスタープランは、都市計画分野を中心とした各種施策展開の指針となるものでありますが、社会経済環境の今後の動向やそれに伴う人口フレームをはじめとした都市づくりの基本目標の乖離、さらには関連諸制度の見直し等を踏まえ、柔軟に運用していかなければなりません。
そのため、各種施策展開の実績や都市づくりをとりまく状況の変化を踏まえつつ、適切な時期・期間毎にこの都市計画マスタープランの修正・見直しを図っていく必要があります。

資料編

1	改定経緯等	174
2	結城市都市計画マスタープラン改定委員会設置要項	175
3	結城市都市計画マスタープラン改定委員会名簿	177

1 改定経緯等

期 日	会 議 等
平成 28 年 7 月 14 日	第 1 回 改定委員会及びワーキングチーム合同会議
平成 28 年 8 月 28 日	第 1 回 地区別懇談会
平成 28 年 9 月 27 日	第 2 回 ワーキングチーム会議
平成 28 年 11 月 5 日	第 2 回 地区別懇談会
平成 28 年 1 月 6 日	第 3 回 ワーキングチーム会議
平成 28 年 1 月 16 日	第 2 回 改定委員会
平成 29 年 2 月 1 日	茨城県関係各課との調整会議
平成 29 年 2 月 13 日～ 平成 29 年 2 月 28 日	パブリックコメント
平成 29 年 3 月 17 日	市都市計画審議会
平成 29 年 3 月 24 日	庁 議

※地区別懇談会には、各地区（結城北部，結城南部，結城西部，結城東部，江川，上山川・山川）の自治協力員連合会理事・農業委員代表に加え，結城東部地区においては東部連絡協議会会長の皆様にお集まりいただきました。

2 結城市都市計画マスタープラン改定委員会設置要項

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市の都市計画に関する基本的な方針として定めている結城市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に必要な事項を協議するため、結城市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、マスタープランの改定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、都市建設部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの構成員は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダーを置く。
- 4 リーダーは、都市計画課長をもって充てる。
- 5 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。

(任期)

第5条 委員会の委員及びワーキングチームの構成員の任期は、マスタープランが改定されたときまでとする。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、委員会にあつては委員長、ワーキングチームにあつてはリーダーが、必要に応じて招集する。

- 2 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキングチームに関する庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成28年5月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策監 市長公室長 市民生活部長 保健福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 会計
管理者 議会事務局長 教育部長 企画政策課長 契約管財課長 市民活動支援センター
所長 生活環境課長 防災安全課長 農政課長 耕地課長 商工観光課長 企業立地推進
課長 都市計画課長 土木課長 区画整理課長 下水道課長 水道課長 学校教育課長
生涯学習課長 農業委員会事務局長

別表第2（第4条関係）

都市計画課長 企画政策課企画調整係長 契約管財課契約管財係長 市民活動支援センタ
ー協働推進係長 生活環境課生活環境係長 防災安全課消防防災係長 農政課農政係長
耕地課土地改良係長 商工観光課商工振興係長 企業立地推進課企業誘致係長 土木課管
理係長 区画整理課計画係長 下水道課計画係長 水道課業務係長 学校教育課施設係長
生涯学習課文化係長 農業委員会事務局農地指導係長

3 結城市都市計画マスタープラン改定委員会名簿

改定委員 (◎：委員長)	氏名
政策監	鳥羽 秀樹
市長公室長	久保野谷 一成
市民生活部長	稲田 寛
保健福祉部長	大武 英二
産業経済部長	吉村 好弘
◎都市建設部長	小野澤 利光
会計管理者	叶谷 正
議会事務局長	本多 武司
教育部長	中澤 四郎
企画政策課長	飯島 敏雄
契約管財課長	河添 敏明
市民活動支援センター所長	森山 敏幸
生活環境課長	田中 智
防災安全課長	瀬戸井 武志
農政課長	川辺 正彦
耕地課長	奥山 義浩
商工観光課長	田中 真一
企業立地推進課長	駒井 勝男
都市計画課長	鈴木 昭一
土木課長	金崎 成伸
区画整理課長	壁谷 守男
下水道課長	野寺 一徳
水道課長	内田 次男
学校教育課長	西村 規利
生涯学習課長	斉藤 伸明
農業委員会事務局長	広瀬 文彦

ワーキングチーム (○：リーダー)	氏名
○都市計画課長	鈴木 昭一
企画政策課企画調整係長	福井 恵一
契約管財課契約管財係長	高田 廣之
市民活動支援センター協働推進係長	田村 俊幸
生活環境課生活環境係長	濱野 秀幸
防災安全課消防防災係長	館野 隆幸
農政課農政係長	広江 良之
耕地課土地改良係長	平井 幹了
商工観光課商工振興係長	宮田 高夫
企業立地推進課企業誘致係長	斉藤 高司
土木課管理係長	山田 徹
区画整理課計画係長	岩瀬 亮
下水道課計画係長	小倉 広之
水道課業務係長	清水 博
学校教育課施設係長	佐山 敦勇
生涯学習課文化係長	河田 圭一郎
農業委員会事務局農地指導係長	山本 賢司

事務局（都市計画課）	氏名
課長	鈴木 昭一
課長補佐	野村 正美
計画係長	大越 健志
係長	羽染 和幸
主事	村山 達也

結城市都市計画マスタープラン 改定版

平成29年6月

発行／茨城県結城市

〒307-8501 茨城県結城市大字結城1447番地

T e l 0296-32-1111 (代表)

<http://www.city.yuki.lg.jp>

編集／結城市都市建設部都市計画課



結城市都市計画マスタープラン 改定版
平成29年6月
発行／茨城県結城市

